

平成28年度 文部科学省委託事業
『職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
「職業実践専門課程」に係る取組の推進』
『介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく
各養成施設への評価実施とその成果実証』

成果報告書

V O L. 1

事業内容と成果報告

平成29年3月

代表機関

学校法人敬心学園

日本福祉教育専門学校

[目 次]

1. 平成 28 年度事業計画の概要	3
(1) 事業の概要	
(2) 事業の成果目標	
(3) 事業実施体制	
2. 委員会の開催	8
(1) 企画実施委員会	
(2) 評価調査委員	
(3) 事業準備・成果物編集委員会	
3. 第三者評価実施マニュアル集	53
(1) 第三者評価試行の評価基準要綱	
(2) 第三者評価試行の自己点検・自己評価実施要項	
(3) 第三者評価試行の評価実施手引書	
(4) 介護福祉士の養成教育に特化した第三者評価システムの基準 評価表	
4. 第三評価受審校の募集・受審校の調査実施について	93
5. 成果報告会	111
(1) 合同報告会	
(2) 第 2 回成果報告会	
6. モデル校の第三者評価受審レポート	147
第三者評価の受審と考察	
7. 委員の第三者実施報告レポート	155
3 年間の試行事業の成果と課題	

<成果報告書 VOL.2 >

平成 28 年度第三者評価受審校・モデル校の
モデル校自己点検・自己評価報告書及び第三者評価報告書

成果報告書の刊行にあたり

実施委員長 小林 光俊

平成 28 年度文部科学省委託事業、3 年目の成果として、ここに介護福祉教育の第三者評価に関する成果報告書を刊行することに相成り、関係各位のご努力とご協力に心より感謝申し上げる次第です。

当事業の 1 年目（平成 26 年度）には、介護福祉業界への調査結果の分析によって、介護福祉士養成に特化した第三者評価項目を設定しました。平成 27 年度は、この評価項目の精査と、さらに介護学生、介護教員、養成校にとって現実的で実際的な評価項目を設定し、実験的試行として、養成校 3 校に対して評価を実施し、その結果を検証しました。

3 年目となる今年度は、1 年目、2 年目の事業結果を踏まえて再度評価システムの充実強化を図った上で、職業実践専門課程として認定を受けている介護福祉士養成施設への第三者評価受審の呼びかけを行い、昨年度を上回る 8 校に対して評価を行いました。その結果、現システムの課題が見えてきたものの、評価調査対象校に対する説明会の実施方法や、評価調査委員研修の内容なども確立し、介護福祉士養成教育に特化した第三者評価の継続的実施システム確立への準備態勢を整えるといった初期の目的をおおむね達成することができたものと考えております。

勿論、今後この事業に対する内外からの評価をお受けすることになりますが、この事業の当初の目的に、幾つかでも寄与できたものと確信いたしております。

さて、次なる段階は、今年度までの実験的施行から本格的な評価システムを立ち上げ、介護福祉士養成教育に特化した第三者評価の継続的実施システムを確立させることであります。そのためには、評価機構を設置して各業界関係者等との連携・協力体制を一層に深め、介護分野の質の保証につながる第三者評価を受審することの重要性について、研修会等を通じて全国的に周知していくことが肝要になります。

今回の成果報告書が、介護福祉士養成施設の期待と関心の的になり、合わせて実践現場でご活躍の介護福祉士の職業意欲の増大につながる資料として活用されますことを心より切望いたします。

最後になりましたが、今回の委託研究に、ご指導ご協力を下さいました大妻女子大学 教授 川廷宗之先生をはじめとする、研究者や専門家の皆様、モデル校として評価・実証にお力添えをいただきました各養成施設の皆様に心より感謝申し上げます。

1. 平成 28 年度事業計画の概要

1. 事業の概要

(1) 事業のテーマ

「介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証」

(2) 事業実施期間

平成 28 年 7 月 26 日から平成 29 年 3 月 10 日まで

(3) 事業の概要

平成 26 年度は、介護福祉業界への調査結果の分析によって、介護福祉士養成に特化した第三者評価項目を設定した。

平成 27 年度は、この評価項目の精査と、さらに介護学生、介護教員、養成校にとって現実的で実際的な評価項目を設定し、実験的試行として、第三者評価受審校（養成校 3 校を想定）を選定した上で、この評価項目に基づいて評価を実施し、その結果を検証した。

さらに、この過程で「介護福祉士に特化した第三者評価実施マニュアル集」を作成した。

平成 28 年度は、昨年度の評価に関する残された課題等を踏まえ、評価項目の修正を行い、なお一層の介護専門職としての高度な技術や知識に結び付けられる、先駆的・革新的な教育の質の確立を目指す自己点検自己評価を前提とする第三者評価システムの確立を図る。そのために、介護福祉士養成教育分野における職業実践専門課程認定校 57 校に呼び掛けて、実験的評価対象校 9 校を選び、6~7 人を 1 チームとする評価調査委員によりそれぞれ 3 校ずつを分担して評価調査を行う。

この過程を通じて、評価調査対象校に対する説明会の行い方や、評価調査委員研修の内容なども確立し、各業界関係者等との連携・協力体制を一層深め、介護福祉士養成教育に特化した第三者評価の継続的実施システム確立への準備態勢を整える。

2. 事業の成果目標

(1) 事業実施の成果目標（事業の成果物を明示して具体的に記載）

- ①介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目の設定に関する検証と見直し、および確定。
- ②介護福祉士養成教育に特化した第三者評価マニュアル（基準要綱・実施手引書・実施要項）の内容に関する検証と見直し、および確定。

- ③第三者評価実施体制の構築（企画実施委員会・評価調査委員会）の立ち上げ・評価調査委員の選定・評価者は学校関係者、業界関係者、有識者、利用者代表、等のメンバーを選定）
- ④第三者評価受審校の選定（職業実践専門課程認定校 57 校に内から受審校 9 校を選抜）
- ⑤第三者評価実施結果のまとめ・評価調査結果分析・第三者評価項目の検討と評価・今後の介護福祉士養成教育へつなげていくシステムの構築、などを通して、介護福祉士に特化した第三者評価を全国的に認知、展開できるようにする。

3. 事業実施体制

(1) 事業実施者の構成

団体名、機関名等	具体的な協力方法	所在地
学校法人敬心学園	企画推進・調整	東京都
学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター	企画推進・調整	東京都
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	企画推進・調整	東京都
一般社団法人シルバーサービス振興会	企画推進・調整	東京都
公益社団法人全国老人保健施設協会	企画推進・調整	東京都
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会	企画推進・調整	東京都
社会福祉法人こうほうえん	企画推進・調整	東京都
社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター	企画推進・調整	東京都
社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸藤沢ウェルフェアタウン	企画推進・調整	神奈川県
もとやま社会福祉士事務所	企画推進・調整	東京都
NPO 法人多摩サロン	企画推進・調整	東京都
NPO 特定非営利法人海外に子ども用車椅子を送る会	企画推進・調整	神奈川県
関東学院大学	企画推進・調整	神奈川県
学校法人桃山学院桃山学院大学	企画推進・調整	大阪府
岡山県立大学	企画推進・調整	岡山県
日本社会事業大学	企画推進・調整	東京都
学校法人帝京科学大学	企画推進・調整	東京都
学校法人大妻学院大妻女子大学	企画推進・調整	東京都
学校法人滋慶学園東京福祉専門学校	企画推進・調整	東京都
学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校	企画推進・調整	大阪府
学校法人 YMCA 学院東京 YMCA 医療福祉専門学校	企画推進・調整	東京都
学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校	企画推進・調整	東京都

(2) 企画実施委員会

*本事業全体の企画推進や進行調整を行う。

氏名	所属・役職
小林 光俊	学校法人敬心学園 理事長
川廷 宗之	大妻女子大学 名誉教授 学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 副センター長
川口 昭彦	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授 一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長
平川 博之	全国老人保健施設協会 副会長
山口 保	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 常務理事
川尻 良夫	社会福祉法人こうほうえん 東京事業本部長
佐々木 宰	社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター 研究企画主幹
齊藤 貞夫	関東学院大学社会学部客員教授、福祉と市民活動研究所 理事長
山田 敬一	社会福祉法人 聖隸福祉事業団聖隸藤沢ウェルフェアタウン 総園長
本山 美八郎	もとやま社会福祉士事務所
水野 宏	NPO 法人多摩サロン
能勢 規弘	NPO 法人海外に子ども用車椅子を送る会 理事
川井 太加子	学校法人桃山学院 桃山学院大学 教授
谷口 敏代	岡山県立大学 教授
永嶋 昌樹	日本社会事業大学 助教
福沢 節子	学校法人帝京科学大学 講師
壬生 尚美	学校法人大妻学院大妻女子大学 准教授
白井 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校 副校長
藤原 孝之	学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校 学科長
八尾 勝	学校法人 YMCA 学院東京YMCA医療福祉専門学校 学校長
八子 久美子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 学科長
宮里 裕子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 専任教員
宮田 雅之	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 事務部長
太田 勉	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 総務課長
鈴木 達也	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 係長

(3) 評価調査委員会

調査評価実施体制の構築、結果の検証

氏名	所属・役職
川廷 宗之	大妻女子大学 名誉教授 学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 副センター長
山口 保	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 常務理事
川尻 良夫	社会福祉法人こうほうえん 東京事業本部長
佐々木 宰	社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター 研究企画主幹
齊藤 貞夫	関東学院大学社会学部 客員教授 福祉と市民活動研究所 理事長
山田 敬一	社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸藤沢ウェルフェアタウン 総園長
本山 美八郎	もとやま社会福祉士事務所
水野 宏	NPO 法人多摩サロン
能勢 規弘	NPO 法人海外に子ども用車椅子を送る会 理事
川井 太加子	学校法人桃山学院 桃山学院大学 教授
谷口 敏代	岡山県立大学 教授
永嶋 昌樹	日本社会事業大学 助教
福沢 節子	学校法人帝京科学大学 講師
壬生 尚美	学校法人大妻学院大妻女子大学 准教授
白井 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校 副校長
藤原 孝之	学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校 学科長
八尾 勝	学校法人YMC A学院東京YMC A医療福祉専門学校 学校長
八子 久美子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 学科長
宮里 裕子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 専任教員
宮田 雅之	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 事務部長
太田 勉	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 総務課長
鈴木 達也	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 係長

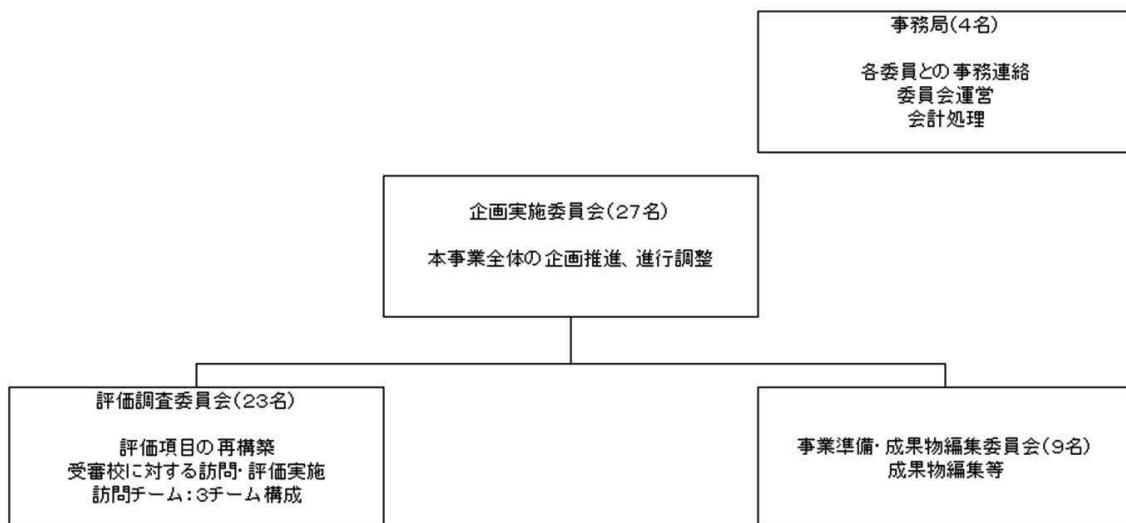
(4) 事業準備・成果物編集委員会

成果物編集等

氏名	所属・役職
川廷 宗之	大妻女子大学 名誉教授 学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター 副センター長
佐々木 宰	社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター 研究企画主幹

永嶋 昌樹	日本社会事業大学 助教
壬生 尚美	学校法人大妻学院大妻女子大学 准教授
白井 孝子	学校法人滋慶学園東京福祉専門学校 副校長
藤原 孝之	学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校 学科長
八子 久美子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 学科長
宮里 裕子	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 専任教員
宮田 雅之	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 事務部長
鈴木 達也	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校 係長

(5) 事業の推進体制（図示）



(6) 事業のスケジュール

内 容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
企画実施委員会		●				●	●	
評価調査委員会		●	●	●	●	●	●	●
事業準備・成果物編集委員会		●	●	●	●	●	●	●
職業認定校に対する第三者評価実施説明会		●						
評価調査員研修会		●						
受審校に対する事前説明会		●						
受審校に対する現地調査訪問				●	●			
成果報告会							●	

2. 委員会の開催

(1) 企画実施委員会

第1回 企画実施委員会

第1回 企画実施委員会		
日時	平成 28 年 8 月 1 日 (月)	18:00～19:00
場所	日本福祉教育専門学校 本校舎	161 教室
出席者 (敬称略)	小林 光俊、川廷 宗之、川口 昭彦、久留 善武、新井 宏、齊藤 貞夫、佐々木 宰、 川井 太加子、白井 孝子、八尾 勝、山口 保、川尻良夫、壬生 尚美、山田 敬一 永嶋 昌樹、福沢 節子、水野 宏、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、 太田 勉、鈴木 達也、北出 進	
1. 挨拶	学校法人 敬心学園 理事長	小林 光俊
2. 委員紹介		
3. 昨年度事業実施内容	職業教育研究開発センター	川廷 宗之
3 年目の試行事業としては受審校を 9 校を目標に実施する。既に 8 月 4 日に第三者評価事業の受審説明会の案内状を職業認定課程校に 60 校に送付し、40 校程の専門学校の参加申込が来ている。		
4. 今年度の評価基準の説明	日本社会事業大学	永嶋 昌樹
前年度は基準 3～8 の 6 項目で評価したが、本期は基準 1～10 の全てについての評価項目として実施する。中項目（基準の観点）については詳細については今後検討する。		
5. 今後のスケジュールについて	日本福祉教育専門学校	
6. 事務連絡（旅費交通費等の精算について）	八子 久美子	
	日本福祉教育専門学校 鈴木 達也	

第2回 企画実施委員会

第2回 企画実施委員会		
日時	平成 28 年 11 月 15 日 (火)	18:00～21:45
場所	日本福祉教育専門学校 本校舎	161 教室
出席者 (敬称略)	小林 光俊、川廷 宗之、久留 善武、平川 博之、新井 宏、齊藤 貞夫、佐々木 宰、 福沢 節子、藤原 孝之、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、能勢 規弘、川尻良夫、 本山 美八郎、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、 北出 進	
議題	<全体会議> 司会 職業教育研究開発センター 川廷 宗之	

1. 挨拶	学校法人 敬心学園 理事長 小林 光俊
2. 成果報告会（2017年1月31日開催）に関する件（資料1）	
1月31日開催の成果報告会の進行次第の確認及び発表担当者の予定者の確認をした。	
全体テーマ「介護福祉士養成施設に関する評価システムの課題と展望について」	
(1) テーマ発表	
①挨拶	・・・委員長 小林 光俊理事長
②試行3年間を振り返る	・・・評価調査委員
・ 成果の整理について	
・ 残された課題について	
3年間担当した 2名で分担する 八尾先生、白井先生	
③介護福祉教育分野での評価システムについて・・各評価調査委員	
・・・・評価項目「基本的な観点」と評価の点数化について	
基準1・2・9・10	担当者 太田 課長
基準3・4、	担当者 八子先生
基準5・8	担当者 谷口先生又は新井先生
基準6・7	担当者 壬生先生又は山田先生
(2) パネルディスカッション	
テーマ「評価をいかに受審校の成果に結びつけるか」	
司 会	永嶋先生又は佐々木先生
パネリスト	
モデル校	3名 北日本医療福祉専門学校 YMCA 健康福祉専門学校 あいち福祉医療専門学校
評価調査委員	2名 福沢先生、藤原先生
(3) まとめと謝辞	・・・川廷先生
○2時間でパネルディスカッション等が短い。	
○基準ポイント（0～3）についての基準と公表について	
○評価ガイドラインが評価委員で共有化されているか	
＊告会終了後の全体会議を開催の予定をしています。	
＊受審校8校を招待する。交通費は事業費で負担	
3. 成果物報告書作成に関する件（資料2）	
成果報告書（平成29年3月末作成）の構成と掲載内容、印刷部数について確認する	
(1) 2分冊構成とする	
1) 1分冊・モデル校自己点検・自己評価報告書及び第三者評価報告書	
<編集内容>	
①モデル校8校の自己点検・自己評価報告書	1校当たり 40枚
②モデル校8校の第三者評価報告	1校当たり 40枚
頁数	約550頁

印刷部数 150 部・

・モデル校及び評価調査委員を中心に配布

2) 2 分冊会議議事録、評価マニュアル、モデル校及及び評価委員のレポート、成果報告会等

<編集内容>

①委員長挨拶

②委員会及び委員の構成

③モデル校（8 校）の報告書

④評価委員（20 名）レポート・・・テーマについては 2 p 参照

⑤成果報告会の資料

⑥各委員会議事録

⑦第三者評価マニュアル

頁数 約 150 頁

印刷部数 500 部

・認定校や介護養成校などに第三者評価の受審の勧奨・促進活動に使用する。

(2) 各委員の掲載原稿の依頼

評価調査委員レポート

原稿用紙 1 枚 800～2000 字

(テーマ) 「介護福祉士養成施設に関する評価システムの課題と展望について」

・カテゴリー毎に分担をお願いした。個別タイトルは総合テーマと関連付けて設定する。

4. 前半の調査訪問報告

①北日本医療福祉専門学校 八尾先生訪問調査の状況について説明

社会人教育を基本に、考えて実践される教育をしている

募集定員を 80 名から 40 名に削減

②あいち福祉医療専門学校 福沢先生訪問調査の状況について説明

大学や各分野の専門学校を有する、生徒数 7000 名、介護分野は設立して 10 年程 募集定員 80 名で入学者は 60 名ほど

オープンキャンパス・退学率など各項目別に数値目標を設定し PDCA を実施している

5. 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 2 回連絡調整会議（10 月 31 日開催） の報告について （資料 3）

①各コンソーシアム・11 分野における評価調査事業に関する取組み、進捗状況の説明

②分野横断的な第三者評価の仕組みについて

・特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 関口理事の講演

・専門職大学（仮称）の誕生で、一条化運動は終息した

・専門学校の職業実践専門課程の認定が実施されているが、システムの改善だけで専門学校の正常に機能していることを社会に示す事は不十分。

- ・第三者評価事業の推進を行い内部質保証と学校評価のガイドラインを社会に提示することにより専門学校が評価される。
- ・職業実践専門課程に対する都道府県からの公的助成について 4 都道府県で検討している。
- ・機構としては、4 県の公的助成の情報を提供し全都道府県に広げる活動をしている。
- ・評価団体の設立について、イメージの説明

現在 11 分野の内 4 分野で公的な評価団体を設立している

各分野で単独で評価団体・組織を立ち上げるのが困難な場合は私立専門学校等評価研究機構の協力をえて部会方式で取り組みことも可能。

③意見交換

- ・受審校のコストについて

評価者 5 名体制で調査評価を実施して 120 万円、規模が大きい学校は更に 20 万プラスとなる

- ・専門学校の第三者評価は「自校の強み、特徴を出すこと」・・白鳥室長

- ・専門学校の教育専門課程における理論と実践の関係について・・関口様

実践の現場・現場（産業界）から求められているニーズをカリキュラム化や求められている教育をプログラム化することが必要。

- ・11 分野の進捗状況が異なるので機関別評価項目（共通項目）と専門的分野別評価項目を分業することで作業が分断されるのではないか。

6. 分野横断的な第三者評価の調査委研究及び仕組みの基本設計 評価検討部会（11

月 14 日開催）の報告について （資料 4）

①システムの基本的構造に関する課題

②評価基準とその運用に関する課題

- ・機関別評価項目（共通項目）と専門的分野別評価項目を分業化するのは難しい。

- ・学習成果についての評価について

- ・学習成果についての評価が解りづらい、卒業後の調査、離職対策等

- ・評価の基準や表現は 2~3 段階が多い

③評価組織の在り方

- ・機関別評価項目（共通項目）と専門的分野別評価項目を効率よく実施する

- ・多くの分野では独自で評価組織を立ち上げる方向でいる。

- ・評価委員の研修

- ・評価委員はボランティアでいい

- ・評価に関する費用は 30 万円程が妥当

- ・まだコンソーシアムに入っていない分野について

④評価項目について

- ・動物介護分野の自己点検・評価項目と、文科省の専修学校自己点検ガイドラインと ISO29990 自己点検・評価表の比較について

⑤分野横断的な第三者評価の仕組みについて

- ・分野・専門的な項目について、一部共通化の考えがある
- ・社会システムの変化に即応するには、固定的な基準では対応できない
- ・専門職業大学と専門学校の第三者評価は同じ団体が実施するのか
- ・内部質評価についての共通化したい
- ・評価委員の要件

⑥「職業実践課専門程」第三者評価フォーラムの開催

平成 29 年 2 月 東京・大阪・仙台・福岡

- ・卒業後の教育・生涯教育が必要、卒業生へのフォローは学校

7. 第 8 回評価調査委員（分科会）の開催日程と今後の会議予定（資料 5）

- ・第 8 回評価調査委員（分科会）の開催日程の確認
- ・第 9 回、第 10 回委員会及び第 3 回企画実施委員会の開催について

8 その他

室蘭・北海道福祉教育専門学校の評価調査協力のお願い

第 3 回 企画実施委員会

第 3 回 企画実施委員会

日 時 平成 28 年 12 月 12 日（月）15：30～18：15

場 所 新宿ワシントンホテル 新館 4 階 丹沢 1

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、川口 昭彦、新井 宏、齊藤 貞夫、福沢 節子、
藤原 孝之、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、川尻 良夫、本山 美八郎、
永嶋 昌樹、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、
北出 進

議 題

1. 挨拶 小林委員長

海外への技能移転が目的の技能実習生、日本の滞在期限 5 年間等の留学生の 2 法案が
通過した。

2. モデル校の調査報告・質疑 1 校 15 分

5 校の評価報告書（仮）と 11 月下旬以降に訪問調査実施 3 校について、各委員から訪問
調査や評価報告書作成過程や評価ポイントについての報告

- ①11 月 8 日（火）北日本医療福祉専門学校（盛岡）
- ②11 月 8 日（火）あいち福祉医療専門学校（名古屋）
- ③11 月 15 日（火）松本医療福祉専門学校（松本）
- ④11 月 18 日（金）YMC A 健康福祉専門学校（厚木）
- ⑤11 月 22 日（火）専門学校麻生医療福祉＆観光カレッジ北九州校（北九州）
- ⑥11 月 30 日（水）函館臨床福祉専門学校（函館）
- ⑦12 月 7 日（水）北海道福祉教育専門学校（室蘭）

- ⑧12月8日（木）尾道福祉専門学校（尾道）
- 全国的な試験の順位は明記した方が良い
 - 高い評価ポイントの場合はその評価する優れた事項を明記する事
 - リカレントについてはあまり理解されていない
 - 自己点検・自己評価報告書の完成度について
 - 抽象的な書き方や、質問の項目と異なる回答等、事前のチェックも必要
 - 自己点検・自己評価報告書の修正の依頼について
 - 都市部と地方都市等の学校の立地による違いによる評価の問題
 - 各学校との比較による評価ポイントの再検討について
 - 今回8校で実施した事で、いろいろな課題が出てきた
 - 次回の評価調整委員会の開催日 1月11日
 - 次年度の事業の実施に向けての今年度の課題の整理と評価基準の見直し検討会議を2月に開催したい。
3. 成果報告会（2017年1月31日開催）について（資料3）
- ・進行内容の一部変更
 - ・モデル校や職業認定校60校への案内
4. 成果物報告書掲載・各委員の原稿依頼について（資料4）

第4回 企画実施委員会

第4回 企画実施委員会

日時 平成29年1月31日（火） 15:30～17:00

場所 アルカディア市ヶ谷私学会館 7階「妙高」

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、新井 宏、齊藤 貞夫、福沢 節子、壬生 尚美、
藤原 孝之、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、本山 美八郎、永嶋 昌樹、水野 宏、
八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、鈴木 達也、北出 進

議題

1. 挨拶 学校法人 敬心学園 理事長 小林 光俊
・評価事業についての協力と評価受審校も納得でき、教育の質の向上に寄与できるシステムの構築
2. 評価報告（案）の送付と今後のスケジュールについて（資料1）
 - ・異議申立てや評価報告書（案）の修正に関する対処について
3. 来年度以降の第三者評価事業の充実・向上に向けた取り組みについて（資料2.3.4.5.6）
 - ・H29年度第三者評価の研究を通じて質保証・向上の推進についての大枠が「分野横断的な第三者評価の仕組み（素案Ver.3）」で提示された
 - ・専門的な内容が薄らいだ共通項目（中項目）になってしまった

- ・第13回～第18回評価調査委員会（2月3日、8日、9日）で基準項目の見直しについてもこの素案を基に、介護独自の項目を生ずる基準を検討しなければならない
 - ・評価基準の見直しの提案を事前にお願いしたい
- 受審校が満足する第三者評価項目でなければ受審に結び付かない
- 介護の特徴を入れ込んだ項目作りが大幅に制限されている
4. 評価調査委員の拡充と評価調査委員養成研修会の開催について（資料8.9）
 - ・評価調査委員の推薦のお願い
 - ・評価調査委員養成研修会（第2回成果報告会）
 5. 「職業実践専門課程」第三者評価フォーラム2017と文部科学省の講演会について（資料10）

（2）評価調査委員会

第1回評価調査委員会

第1回評価調査委員会

日時 平成28年8月1日（月） 19:00～20:45

場所 日本福祉教育専門学校 本校舎 161教室

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、川口 昭彦、久留 善武、新井 宏、齊藤 貞夫、
山口 保、佐々木 宰、川井 太加子、白井 孝子、八尾 勝、川尻良夫、
壬生 尚美、山田 敬一、福沢 節子、永嶋 昌樹、水野 宏、八子 久美子、
宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議題

1. 会議福祉士に特化した第三者評価基準シートの検討

○評価の点数化を

昨年評価を受けた側として相対的な、比較するものが無いので、点数化により学校側の成熟度、優位性が相対的にわかる

○書式の統一を

客観的な評価・点数化の導入は難しい

チェック項目だけではその授業内容の度合い（掘り下げ具合）がわからない

○認知症に特化した項目が多い

○認知症だけではなく虐待、身体拘束等の対策授業も必要。現場により対応の必要性が出てくる。人格の尊重、尊厳等、専門学校でどのような教育。指導がなされているか

○知識でわかっていても、患者・家族への声掛け・挨拶の基本ができているか

○学生の満足度 第二の新卒（40・50歳代）は実技の習得が難しい

新卒者は人間理解が不足している

○学生の満足度は学生のインタビュー

カリキュラムに職業倫理、人間の尊厳に教育が必要

- 書式の統一
- 他校との比較が必要
- チェックと選択が必要
- 学校の特徴を出す事は必要
- 学校の特徴が出ていれば良い、但しチェック項目の細分化は必要
- 良い点を評価して全体を伸ばす
 - 比較する材料が無ければ、ガイドラインを作ることも必要
- 授業がイキイキした展開がなされているか
- 利用者の立場から尊厳、自己決定が尊重されているか
- チェック項目の文書に複数の内容が含まれているのでプライオリティをつける等整理は必要基本的な視点とチェック項目の見直しが必要
- 前提として評価はランク付ではない
 - 学校全体を見て、特徴を見つけこと、客観的な評価は数字ではない
 - 学生、卒業生のインタビュー、授業見学で判断する。

2. 評価委員の選出

6名×3チーム

A (八尾先生、川井先生 山田先生、水野先生、斎藤先生、八子先生)

B (白井先生、福沢先生 川尻先生、本山先生、壬生先生、宮里先生)

C (藤原先生、永嶋先生 佐々木先生、能勢先生、谷口先生、山口先生)

第2回評価調査委員会

第2回評価調査委員会

日 時 平成28年8月4日（木） 15：30～17：30

出席者（敬称略）

川廷 宗之、福沢 節子、水野 宏、八尾 勝、山口 保、山田 敬一、新井 宏、
永嶋 昌樹、能勢 規弘、藤原 孝之、壬生 尚美、川尻 良夫、八子 久美子、
宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 事

1. 「評価実施マニュアル集」の見直しについて

平成27年度作成の「評価実施マニュアル集」18p 第3章自己評価書の作成及び提出方法では、根拠となる資料・データ等は必須科目・選択科目により異なるが、特段の指定はしていない。昨年は受審校の任意提出で了解していた。

第1回の委員会で川口先生から美容専門学校の評価表を参考するように意見が出た

2. 第三者評価シートの見直し

8月1日の委員会で意見が出たが、永嶋先生が作成の資料1について検討する

1) 見直しの基本方針についての確認

- ・他校との比較がされること（ランク付けではない）
- ・他校と比較することにより自校の特長・独自性、他校との違いがわかるような評価とする
 - 評価者が評価作成する第三者評価報告書では他校との比較は可能
 - 受審校が作成の場合は比較することは難しいとも意見があつた
 - 基準がないと比較できない。基準のベースが必要では
 - 数字で表すと強み・弱みが比較できる
 - これまでの3段階から4・5段階に広げることで対応しては
 - 独自性ある授業内容・履修時間数等を明記していると比較できる
 - 最終報告書では独自性・優れていた点、工夫している事項などで他校との比較ができる（数字や段階で表記する、但し優劣ではない）
 - 単に点数やランクだけで他校との比較は評価できない
 - 評価は真ん中に偏る傾向になる
- *第三者評価の基本方針は永嶋先生提案の①他校と比較することにより自校の特長・独自性、他校との違いがわかるような評価とする
また、「報告書の段階で他校との比較ができる」ことで理解・確認した。
- 2) 評価者の主観による評価結果の違いを軽減する方法について
 - ・評価する人により評価かが異なると調査の信頼性を損なう為、評価の視点、基準、どのように評価するかの共通認識が必要。
 - 評価者の主観は入らざるを負ない、複数で見ることで評価と評価ランクを増やすことで防げるのではないか
 - 基準のイメージは全員で話し合う必要がある
 - 私たちは長い経験で評価者に選ばれている、主観が入るが確かな経験値により客観的な評価になる
 - 多くの学校を見ることで客観的な比較ができる
 - 昨年の評価は絶対的評価で相対的な評価ではない
 - 今年度の評価者は教育現場に携わるメンバーだけでなく、利用者サイドの方も評価者に加わっている
- *評価については上記のような点が考えられるが今後項目を検討する中で見直し・検討していくことでご理解していただく。
- 3. 大項目（基準1～10）及び中項目（基本的な観点、）小項目（観点のチェック項目）の内容の見直し・検討について（永嶋先生が作成の資料を基に検討）
 - 1) 大項目（基準1～10）の内容の見直し・検討について
 - 基準3・4について提案
 - ①「知症に関する項目を昨年度の「基準4」にまとめて大項目として扱うべきか。
認知症に関する項目は「基準3」の一項目に入れて、「基準3」の④ターミナルケア、⑤医療ケア等と並列扱いとした。
 - ②基準4「・・・認知症の・・・スキル教育」はスキル教育で良いのか

- ③人権、尊厳、価値、虐待、身体拘束等に関する教育を評価する項目がない。
これらを基準4①に追加した
- ④利用者の自己決定権、利用者自身による自己資源の開発の視点について
これらを基準4②に追加した
- 教育内容は基準3・4にしか入っていないが、永嶋先生の提案は整理されている。
認知症については順位を上げる⑥→④
- 今後介護福祉士に求められるのは、認知症とエンドオブライフ・多死社会への対応が求められる
- 基準4の①人権・尊厳について少し詳細な項目が必要ではないか
- 基準3の③「どのような授業を展開」についてはPDCAが必要ではないか
- 書き方についての説明が不足している（p18）、例としてPDCAなどの書き方の提案も必要では・・学生にインタビューで活用できる
- 基準1・2・9・10はすでに認可校の認定時に提出しているので、受審校の作業負担を考慮して見直さない。
- 基準1・2は学校のHPで詳細を公表しているので見直さなくてもよい
- 大項目の基準は1～10（p20）ですが、検討変更する項目は基準3・4とする
永嶋先生の原案基準3・4を基にする
- 2) 中項目（基本的な観点、）の内容の見直し・検討について
- ①昨年度と同様に選択制とするか、全項目回答制にするか
- 項目を増やすことは1日に調査では限界があり選択性で良い
- 必須科目は必ず回答する
- ・項目の見直し作業を行う
- ・必須項目の見落とし見直す、それ以外の回答は選択制で良い
- 3) 小項目（観点のチェック項目）の内容の見直し・検討について
- ① 小項目に偏りがある、チェック項目はいいのか
- ② 優先順位をつける
- ③ 小項目をさらに詳細に表記すべきか
- ④ 自己点検・自己評価の回答について、択一・選択式回答やルーピック評価表へのチェック等を記述と並行すべきか
- ⑤ ダブルバーレン質問になっていないか
- 観点のチェック項目はすべてを網羅するのは困難で、例示だけでもいいのではないか、項目のすべてを記入しなくてもよい
- 文字数も制限がある、
- 学生の成果、満足度等の特化について
- 1日の調査では項目を増やすことは困難
- 優先順位ではなく選択制で良い
- 受審校の立場からは項目を増やすことは難しい
- ルーピック表での評価は今後の課題とする

- グループで項目を見直す
- 教員の視点だけでいいのか
- 第1回の委員会で川口先生からもっと細かく項目を作りチェックする意見や選択性についてNGの意見が出ましたが、受審校の立場からはこれ以上詳細な項目になると作成作業に時間がとられて困難と思われる

<上記の意見からの確認>

- ・チェック項目は例示だけで、また全項目を記載する必要はない
- ・小項目の偏りを見直しと再整理する
- ・30文字内でまとめる
- ・グループで各項目を分担して作業する
- ・今後のためにもルービック表での評価が必要

評価項目の分担表

基準項目	メンバー	まとめ担当者
基準1・2・9・10	川尻、宮田	宮田
基準3・4	福沢、永嶋、水野、八子、	八子
基準5・8	新井、能勢、山口、佐々木、八尾	八尾
基準6・7	藤原、山田、壬生、宮里	山田

期限 次回の会議までに各グループで項目を見直し、整理する

その他

- ・自己点検・自己評価報告書と第三者評価報告書のシートを統一する

第3回評価調査委員会

第3回評価調査委員会・議事録

日 時 平成28年8月25日（木） 10：00～12：20

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎 141教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、福沢 節子、水野 宏、八尾 勝、山口 保、山田 敬一、谷口 敏代、
本山 美八郎、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、
北出 進

議 事

1. 評価受審校の応募状況について

8月1日説明会に出席した学校で申込み受審校は2校

仙台市 北日本医療福祉専門学校

厚木市 YMCA健康福祉専門学校

ほかの学校については担当者と連絡しているが夏季休暇中等連絡が取れていない学校があり、9校の確保は厳しい状況です。理由は評価表の作業が大変と聞いている

各委員の協力で認定校に連絡を取り受審促進、紹介をお願いしたい。

9月中旬までに受付を延期し、推薦いただいた学校には事務局で説明等現地に伺う予定
午後の会議までに認定校のリストを用意する

2. 「評価実施マニュアル集」の見直しについて

平成28年3月作成「介護福祉士に特化した第三者評価実施マニュアル」を基に見直し
検討作業を行う（2～12p）

*評価項目との整合性・関連性を考慮して見直す

I 評価の目的

2p 「特に介護分野においては、評価とともに自己点検・自己評価などの、学校や教員にとっての負担が、その学校や教員、学生にとって、・・・・・・」
負担を「努力」に変更する。

II 基本方針

4p 5. ピアレビューを中心として評価

今後、第三者評価を受けた教員・学校は次回には評価する側、評価委員として協力して
いただくとこを含み依頼する。

7. 国際通用性のある評価

日本の介護システムはアジアやヨーロッパにはないので、現在の作業が国際的な基準
となる可能性もある。既にドイツの評価資料があるので、午後に配布します、参考にして
ください。

留学生の問題を評価項目に追加する。

III 評価基準

評価基準は10項目、参加学校の自己点検・自己評価の項目数について昨年と同数でいいか。

「各規準から指定されている1つ以上の観点と各学校が任意に選ぶ2つの観点について」

また、そのガイドラインが無いと評価しづらく、更に評価を受ける側も書類作成ができないことが予想される。この為、ガイドラインの検討が必要です。

○学校訪問日は1日だけで、効率的に調査しないと3項目以上の聞き取り調査は時間的困難で、現状の3項目でいい。

○選択2つの観点で、現在の介護士福祉士の教育方法は各学校が独自性を出したカリキュラム、指導し、学校の独自性、特徴を出すように文科省が規定しているので、必須1、選択2でいい。

検討するのはどの【必須】項目を選ぶかを検討すればいい。

○新カリキュラムを検討作業中なので選択の表現は現状のままでいい。

○他の分野での選択の状況や実地調査に1日か

*他の分野では選択制ではなく、全項目について回答させている、選択制は介護福祉の分
野だけで特殊な対応です。

*自己評価項目は3項目で【必須】項目をどれにするかを検討する。

* 「観点のチェック項目」は「観点のチェック項目（例または例示）」に変更
3. 大項目（基準1～10）及び中項目（基本的な観点）の配布資料を基に内容見直し作業をする。

基準1 教育理念

④ 「社会にニーズ等を踏まえた将来構想を抱いていますか」を一部修正
「社会のニーズ等を踏まえた将来構想を持つていますか」

順位の変更と必須項目の確認

- 1-1 【必須】社会のニーズ等を踏まえた将来構想を持つていますか
1-2 理念・目的・育成人材像は定められていますか
1-3 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合していますか
1-4 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいますか

基準2 学校運営

順位の変更と必須項目の確認

- 2-1 理念に沿った運営方針を定めていますか
2-2 【必須】理念等を達成するための事業計画を定めていますか
2-3 人事・給与に関する制度を整備していますか
2-4 意思決定システムを整備していますか
2-5 情報システムに取り組み、業務の効率化を図っていますか

基準3と4はタイトルを変更し、観点のチェック項目は入れ替える。

基準3 教育内容（タイトルの変更）

3-1 人権や尊厳など生命価値に関する教育をどう展開されていますか。

(基準4から移行)

3-2 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目のおいてどのような教育を展開していますか。

ICFの視点での介護過程の展開への教育（基準4から移行）

3-3 専門職としての介護福祉士として必要な基礎的教養としての「人間と社会」「心と体」などの教育。（基準4から移行）

3-4-1 【必須】さまざまな対象者に応じた個別的なコミュニケーションの方法を習得させるために、どのような授業を展開していますか

3-4-2 利用者の自己決定支援や、利用者さんの社会参加などに関する教育、利用者へのアセスメントに関する教育をどのように展開されていますか。

(基準4から移行) *3-4-1と3-4-2はコミュニケーションについての記述で1つにまとめる

3-5 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目のおいてどのような教育を展開していますか。

ICFの視点での介護過程の展開への教育

3-6 認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させるために、どのような教育を行っていますか

3-7 ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのような授業を開いていますか

3-8 医療的ケアに関する専門的な知識・技術を習得させるために、どのような授業を開いていますか

基準4 教育方法（タイトルの変更）

4-1 【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確認できる体制をどのように作っていますか (基準3から移行)

4-2 養成校の卒業時到達目標を達成するためにどのようなカリキュラムを作り、それをどのように授業展開していますか (基準3から移行)

4-3 それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブラーニングはどのように展開されていますか。

4-4 関係施設の職員や介護関係（企業を含む）者や市民など、学外関係者との交流などを教育のどう取り入れていますか。また、実習以外のインターンシップなどを特別の工夫を行っていますか。

基準5 教員の資質向上 内容、表現、順位を変更

④項目「教員チームとしての資質向上をどのようにサポートしていますか」を「教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのようにつくっていますか」に変更

順位の変更と必須項目の確認

5-1 【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのように確保していますか (サポートしていますか)。

5-2 各教員の担当・適性に応じた教育技術（授業技術）向上をどのようにサポートしていますか。

5-3 各教員の担当・適性に応じたクラス運営・学生指導のスキル・質向上をどのようにサポートしていますか。

5-4 教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのようにつくっていますか

5-5 各教員の資質やその向上をどのように把握していますか。

5-6 教員の資質向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか

基準6 タイトルを変更「介護福祉士の生きがい、やりがい・・・」を「やりがい・キャリア形成等を醸成する教育」に変更

順位の変更と必須項目の確認

6-1 【必須】キャリア形成の仕組みを理解させるため、どのような取り組みをしていますか

6-2 介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談を、どのように行っていますか

6-3 就職への自覚や意欲を持たせる教育を、どのように行っていますか

6-4 介護福祉を担う専門職の土台となる、社会人としての教養・一般常識・マナー等をどのように伝えていますか

6-5 介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準7 タイトルの変更「実習」

順位の変更と必須項目の確認

7-1 【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックを、どのように行なっていますか

7-2 実習巡回時に実習指導者と十分なカンファレンスの時間を取りるために、どのような働きかけを行なっていますか

7-3 本人の適性に基づいた実習が行えるようにするために、どのような体制をとっていますか

7-4 施設や居宅など多様な暮らしの特性を学ばせるために、どのような実習体制をとっていますか

7-5 実習先の実習指導者との懇談会等を、どのような方法、頻度で実施していますか

7-6 実習先との連携のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準8 タイトル「卒業後の自己研鑽、専門的力量の向上を促すしくみ」を「リカレント教育体制」に変更

順位の変更と必須項目の確認

8-1 【必須】介護福祉士としての資質向上の責務や継続的な学習の必要性を、在学中どのように教育していますか。

8-2 卒業後の就労意欲の維持向上（離職防止）のために、どのような取り組みを行なっていますか。

8-3 卒業生の知識・技術の向上のためにどのような取り組みを行なっていますか。

8-4 卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取り組みを行なっていますか。

8-5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。

8-6 介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

8-7 資格取得後のキャリア形成について、どのように授業に取り入れていますか

(基準6から移行)

基準9 学生の募集と受け入れ

順位の変更と必須項目の確認

9-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいますか

9-2 学生募集を適切かつ効果的に行ってていますか

9-3 【必須】入学選考基準を明確化し適切に運用していますか

9-4 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用していますか

9-5 留学生の募集及び受け入れについてどのように行っていますか (追加)
9-6 学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか
基準 10 内部質保証
順位の変更と必須項目の確認
10-1 自己点検・評価をどのように行っていますか
10-2 学校外からの評価をどのように行っていますか
10-3 評価の充実に向けて、どのような工夫を行っていますか
10-4 教育情報をどのように公開していますか
10-5 内部質保証についての特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか
IV評価方法・手順
4. 「印刷物の刊行及び <u>ウェブサイト</u> への掲載により・・・・」 文科省のHPに報告書を掲示するとして理解
V評価体制
「評価委員会は・・・・原則として <u>5名</u> で構成し・・・・」を 「5名以上で構成し」に変更する

第4回評価調査委員会

第4回評価調査委員会

日 時 平成 28 年 8 月 25 日 (木) 13:00~15:20

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎 141 教室

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、八尾 勝、山口 保、山田 敬一、谷口 敏代、本山 美八郎、
福沢 節子、水野 宏、能勢 規弘、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、
太田 勉、鈴木 達也、北出進

議 事

1. 8月4日開催第1回連絡会議の報告

① 分野の団体（専門学校）が第三者評価の実施状況等を発表

第三者評価の研修や評価のポイント等、各団体とも同じような発表

トライアル的に実施している団体もある、対象校は3~4校

2. 配布資料

① ドイツの評価資料・・日本との比較

② 介護養成教育で検討中のカリキュラムと授業計画・・国際的なシステムにすることを検討

現在インドネシアで実際に教育実習を実施している

3. 「評価実施マニュアル集」の見直しについて

自己点検・自己評価実施要項 14 p ~

第1章 現行の記述通りで確認

第2章Ⅱ基準1~10の自己評価

(1) 概要の記述

(2) 基本的な観点毎の分析

(3) 特に優れた点および、更なる向上を目指す点

○昨年の自己評価では(1)概要の記述と(2)基本的な観点毎の分析では同じ内容が重複して記入されているように感じる。

○同じような内容・事項を記入している感じがする。

○(1)概要の記述と(2)基本的な観点毎の分析をまとめて「基本的な観点毎に概要を記述する」に表現してはまとめてもいいのではないか

○概要は500字の指定は不要

* (2)と(3)は29~30pの自己評価書と整合性がある、概要の記述は28pの基準項目にあるので現状のままで確認する。ただし記述の文字数500字以内は削除し、箇条書きなどでもいい。

(2) 観点ごとの分析

「別紙『介護福祉士に特化した第三者評価シート』には基本的な観点に従って観点のチェック項目と分析を行う際に必要と考える資料・データ等を例示してありますので学校の特性を・・・・可能です・・・・必要と考えられる資料・データ等を例示して・・・」は

「別紙『介護福祉士に特化した第三者評価シート』には基本的な観点に従って観点のチェック項目の例示、分析を行う際に必要と考える資料・データ等を例示してあります。学校の特性を・・・・可能です。」に変更する。

第三者評価シート中項目「観点のチェック項目」は「観点のチェック項目(例または例示)」と明記する 第3回評価会議で確認

第3章・I 自己評価の記述要領

1. 基準ごとの自己評価

「自己評価に沿って、基準3~基準8は・・・・」を

「自己評価に沿って、基準1~基準10は・・・・」に変更する

2. 根拠となる資料・データ等の示し方

*基本的な観点の項目ごとに参考資料の例示を細かく明記する必要がある。

○学校側の資料で外部に提出できない資料、特に独自性のあるものについては提出が困難。外部に公表したくない資料もある。確認しただけの報告書になる

この為、作成された内容が適切であるか判断できない場合がある。

○データや資料の添付を何処までにするのか。

活動報告書は手書きや写真等膨大な資料が多いので準備・コピー作業は大変になる

○本来は自己評価時に必ず資料やデータが付けてあり、不足した項目を訪問時に確認する、又は送付していただく又は不明な項目を訪問時に確認する。

*評価シートの右欄に参考資料が明記しているが、もっと細かく明記する必要がある。

*各基本的な観点について、1項目について1個の資料を提出する。

【必須】項目については複数の資料の例示を明記する

自己評価書のフォーム（28～30p）は現行の記述通りで確認

自己点検・自己評価書（55～71p）について

目次2.評価項目別取り組み状況（56p）

基準1～基準10のタイトルの変更（第3回評価調査委員会で確認）

4.評価シートの小項目（観点のチェック）についての見直し作業

*小項目（観点のチェック）は単語でなく文章化する。

基準1及び基準2の観点チェック項目は提案の通り確認

基準3及ぶ基準4については、基本的な観点を相互に移行したため、表を組みなおし整理した後、担当チームで修正し提案する

基準5の観点チェック項目 「介護実践上の基本的な課題（人間観・倫理・尊厳の保持・虐待防止・ハラスメント防止など）に関する教育力向上に向けた取り組みはありますか」を「教育実践上の基本的課題・・・・チーム力向上に向けた取り組みはありますか」に変更する。

基準6の観点チェック項目

「6-1・認定介護福祉士、専門介護福祉士、上級介護福祉士、介護支援専門員等、介護福祉士資格取得後にさらに取得する資格について紹介している」の専門介護福祉士、上級介護福祉士、介護支援専門員等、介護福祉士を削除する

*参考資料の追加をする

「6-2・介護現場実習の事前・事後指導において、基本的な観点に基づく効果的な個別面談を行っている」の事前・事後指導においてを削除する

基準7の観点チェック項目は提案の通り確認

参考資料は実習要項、実施マニュアル、巡回記録、実習報告書、懇親会議事録、実習事例議事録等を追加

PCによる報告書の作成。PC実習室の確認

基準8の観点チェック項目は提案の通り確認

基準9の観点チェック項目

「9-2 社会人に対してどのような募集を行っていますか」を追加

基準10の観点チェック項目は提案の通り確認

1.学校現状票

57p下部に記載の「※上記（1）～（4）については・・・・コピーでもかまいません」を最上部に記載することで（1）～（4）の項目への対処がわかりやすくなる。

その他の箇所については現行の記述通りで確認

○各項目担当委員へのお願い

基本的な視点の【必須】項目について評価基準となる具体的な項目（グレード表）を

4点挙げる。各チームで検討して9月中旬までに事務局に連絡
これに伴い評価ランクを4段階（0～3）とする

- 0 基準に達していない
- 1 具体的な項目を1項目以上実施している
- 2 具体的な項目を2項目以上実施している
- 3 具体的な項目を4項目以上実施している

5. 参考書籍の配布

評価調査にあたって各委員の希望により次の2冊の中から1冊を配布する

- ①「介護教育方法」川廷宗之編
- ②「高等職業教育質保障の理論と実践」川口明彦著

6. 評価受審校の応募状況について

認可校のリストの配布

8月1日説明会に出席した学校で正式な受審校は2校の確認

各委員の協力で認定校に連絡を取り促進をお願いした

第5回評価調査委員会

第5回評価調査委員会

○開催日時 平成28年9月28日（水） 18：00～21：30

○開催場所 日本福祉教育専門学校 本校舎 171教室

○出席者（敬称略）

川廷 宗之、八尾 勝、壬生 尚美、山田 敬一、齊藤 貞夫、福沢 節子、山口 保
永嶋 昌樹、佐々木 宰、新井 宏、藤原 孝之、水野 宏、本山 美八郎、
能勢 規弘、川尻 良夫、八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、鈴木 達也、
北出 進

○主な議題

1. 20日開催私立専門学校等評価研究機構会議報告 （資料1）

- ・不服申し立ての救済機関（上位委員会）の課題がある。
- ・評価サイクル・・・5年を想定られている
- ・介護分野の自己点検・自己評価の未対応調査項目
- ・財務、社会貢献・地域貢献更に、学生支援や教育環境や学習成果、法令遵守に関する事項が今後の課題となる。
- ・評価者の養成についての検討課題
- ・評価機関についての課題
- ・学習成果評価に関する研修会の案内

2. 第三者評価受審校の進捗状況と受審校について （資料2）

8月4日の説明会参加校は35校ですが、8月末の申し込み校 2校

その後委員の方から紹介いただいた学校を含め40校に勧奨活動を行ってきた。

現在の状況は

- ・正式受審校 7 校
- ・内定 1 校 (麻生塾 北九州校)
- ・説明進捗校 1 校 (帯広コア)

3. 受審校への配布資料確認

- ① 「介護福祉士の養成教育に特化した第三者評価実施マニュアル」
- ② 「介護福祉士に特化した第三者評価シート」
- ③ 「説明会以降の実施スケジュール」
- ④ 「自己点検・自己評価報告書」

受審校の説明会で配布したマニュアルなど資料を配布

- ① 「介護福祉士の養成教育に特化した第三者評価実施マニュアル」について
 - ・3月に作成したマニュアルの改正
 - ・調査項目の根拠となる参考資料・データを本文の資料として掲載
 - ・一部重複している箇所を削除

- ② 「介護福祉士に特化した第三者評価シート」
- ③ 「説明会以降の実施スケジュール」
- ④ 「自己点検・自己評価報告書」

○評価項目の観点のチェック項目（小項目）について一部表現の変更箇所がある。

○卒業生の意見は聞きたい

○事前に委員の作業分担が必要。

○遠方の学校が多いので1泊2日、2泊3日で評価委員の日程取が大変。

○評価報告書についてモデル校への送付や異議申し立てについて、

○今度は報告書及び異議申し立てについては今後の課題として検討する。

- ・モデル校については重要な事項なので、説明などの必要があるのでは。

東京都の介護サービス施設の評価では、訪問して評価報告をして、評価を受ける側の理解を得た報告書知なっている。評価を受ける側は公表を拒否する権利がある。

- ・この第三者評価は学校が任意で受審を受ける事、また評価基準に従い自己点検・自己評価に関する事項についてのチェックなので、問題は無いと考える。

- ・昨年受審したが学校の特徴やいい点を取り上げたり、弱い事項についての報告もあり、報告書については問題はなかった。

- ・第三者評価を受審して良かったと思われる訪問調査をしたいと考えている、重箱の隅をつつくような調査ではないので、調査校の特徴にスポットを当てる調査にしたい。

4. 必須項目の評価ポイント確認・・・評価基準評表（資料4）

評価基準評表・必須項目の評価ポイント確認・・・各項目担当者 資料配布4

第4回委員会で依頼していた「必須」項目の4段階の基準について

各項目担当者から説明

基準1、2、9、10・・・太田

基準3.4・・・八子

基準 5.8 · · · · 八尾

基準 6.7 · · · · 宮里

○各項目で評価ポイントが大きく異なるので、集約化を 25 日頃までに各項目担当で検討をお願いし、11月1日で確認したい。

○基準によりポイントが異なるので、全体で方向をまとめていただきたい。

○この評価基準の公開については対象校に回答の誘導に繋がるので公開しない

5. 訪問調査チームの受審校分担(案)について (資料 5)

3 チームで予定されている 1 チーム 3 校の調査訪問をお願いする。

6. 現地訪問調査について (資料 6)

- ・切符、ホテル等の手配などは事務局で手配し、訪問調査員のご自宅などに送付する
- ・受審校との連絡についても事務局で担当する
- ・各委員の連絡先、資料の送付先、年齢などの「連絡書」のお願い

7. 今後の会議日程の確認 (資料 7)

①11月1日 第6回評価調査委員会 (調査訪問チーム別会議) · · · 日程連絡済

②第2回企画委員会

開催日 11月15日(火)

時 間 18:00~21:00

議 題 • 成果報告書の編集内容について

• 1月31日成果報告会の発表内容と担当について

③第7回評価調査委員会 (調査訪問チーム別会議) · · · 日程連絡済

先に連絡している日程は変更し 調査の進展に合わせてチーム会議の開催日を後日決めます。

④第8回・第9回評価調査委員会 12月

開催日 12月12日(月)

時 間 15:00~17:30

18:00~21:00

議 題 • 評価報告書の全体調整について

• 最終報告書の確認

8. その他

• 成果報告書の編集内容及び成果報告会の内容と分担について

9. 調査訪問チーム別の打ち合わせ

各調査訪問チーム毎に、顔合わせ、訪問日程、役割分担などの打合せ

第6回評価調査委員会

第6回評価調査委員会

日 時 平成28年11月1日(火) 18:00~20:30

会 場 日本福祉教育専門学校 高田校舎 245教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、新井 宏、齊藤 貞夫、佐々木 宰、永嶋 昌樹、藤原 孝之、壬生 尚美
本山 美八郎、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、能勢 規弘、白井 孝子、福沢 節子、
川尻 良夫 八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、大田 勉、鈴木 達也、北出 進
議 題

<全体会議> 18:00～18:30 進行・総括・・宮田部長・・

1. 受審校の訪問日程と訪問調査担当者について ・・・・ 資料 1

室蘭・北海道福祉教育専門学校への協力をお願い

2. 事務連絡 ・・・・ 資料 2

資料に基づき配布U S Bや受審校からの報告書、根拠となる資料について説明。

3.（必須項目）の評価方法について ・・・・ 資料 3

必須項目の評価ポイントについては第 3.4 回委員会で提案され、第 5 回の会議で各委員からその基準が提案された。介護教育の内容に関する基準 3～8 項目については各委員から提案の基準をもう少しまとめ・整理する必要がありますが、時間の制約もあり現行のままでも今年度は実施する事でご理解をいただく、今後の課題とする。

4. 評価の意味（課題と展望を引き出す）の再確認 永嶋委員

分科会で各校毎のリーダー、評価項目ごとの分担、訪問スケジュール、質問事項の整理などを決めていただきたい。

<分科会> 18:30～20:30

調査訪問チーム別会議

○各校ごとのチームリーダー、評価項目ごとの分担、訪問調査スケジュール授業参観、在校生・卒業生との面談時間など）、報告書のチェック及び質問事項等を決める

○評価はランク付ではないので、4 校に報告書を比較検討し質問事項などを検討する

第 7 回評価調査委員会・チーム別分科会

第 7 回評価調査委員会・チーム別分科会

日 時 平成 28 年 11 月 15 日（火） 20:45～21:15

会 場 日本福祉教育専門学校 高田校舎 245 教室

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、新井 宏、齊藤 貞夫、佐々木 宰、福沢 節子、
藤原 孝之、本山 美八郎、八尾 勝、山田 敬一、能勢 規弘、川尻 良夫、
八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、宮田 雅之、鈴木 達也、北出 進

<分科会>

Aチーム 12 月 8 日 尾道福祉専門学校

Bチーム 12 月 7 日 北海道福祉教育専門学校

Cチーム 11 月 22 日 専門学校 麻生医療福祉& カレッジ 北九州校
11 月 30 日 函館臨床福祉専門学校

1. 各校ごとのチームリーダー
2. 評価項目ごとの分担
3. 訪問調査スケジュール
4. 自己点検・自己評価報告書の分析
5. 質問事項等の調整（事前提出依頼資料の内容）について、各評価訪問チーム毎に打合せ
・4校の授業時間割と在校生・卒業生の面談時間について・・・資料1

第8回評価調査委員会・チーム別分科会

第8回評価調査委員会・チーム別分科会

<チーム別開催日>

1. 開催日 11月28日（月） 18:00～ 21:15

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎 172教室

出席者（敬称略）Cチーム

川廷 宗之、佐々木 宰、新井 宏、山口 保、太田 勉、鈴木 達也、北出 進
調査訪問学校 ①YMCA健康福祉専門学校、

②専門学校麻生病療福祉&観光カレッジ

○2校の訪問調査における調査、ヒヤリング等報告および整理

○評価の表現方法や記述の統一

○評価ポイントの付け方や基準について

○「特に優れた点」「更なる向上を期待する点」の記述表現についての確認

2. 開催日 11月30日（水） 18:00～ 20:30

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎 141教室

出席者（敬称略）Bチーム

川廷 宗之、本山 美八郎、永嶋 昌樹、壬生 尚美、川尻 良夫、鈴木 達也、北出 進
調査訪問学校 ①あいち医療専門学校、

②松本医療福祉専門学校

○訪問調査における調査、ヒヤリング等報告および整理

○評価の表現方法や記述の統一

○評価ポイントの付け方や基準について

○評価報告書の概略の内容記述についての確認

3 開催日 12月1日（木） 18:00～ 20:30

会 場 日本福祉教育専門学校本校舎 141教室

出席者（敬称略）Aチーム

川廷 宗之、八尾 勝、山田 敬一、齊藤 貞夫、宮田 雅之、八子 久美子、
鈴木 達也、北出 進
調査訪問学校 ①北日本医療福祉専門学校

- 評価報告書のチェック。
- 評価の表現方法や記述の統一
- 評価ポイントの付け方や基準について

第9回 評価調査委員会・チーム別分科会

第9回 評価調査委員会・チーム別分科会

日 時 平成 28年 12月 12日（月） 13：30～15：15

場 所 新宿ワシントンホテル 新館4階 丹沢2

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、川口 明彦、川尻 良夫、齊藤 貞夫、永嶋 昌樹、
藤原 孝之、本山 美八郎、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、新井 宏、福沢 節子、
宮田 雅之、八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 題

- ①モデル校についての訪問調査における調査、ヒヤリング等報告および整理。
- ②評価報告書の概略の内容及び評価ポイントの確認等

Aチーム

- ・出席者 八尾 勝、山田 敬一、齊藤 貞夫、
- ・対象学校 北日本医療福祉専門学校

○北日本医療福祉専門学校の評価報告書のチェック。

○評価の表現方法の統一について

○評価ポイントの付け方や基準について

Bチーム

- ・出席者 川尻 良夫、福沢 節子、永嶋 昌樹、
- ・対象学校 あいち福祉医療専門学校、松本医療福祉専門学校

○松本医療福祉専門学校及びあいち福祉医療専門学校の評価報告書のチェック。

○評価の表現方法の統一について

○評価ポイントの付け方や基準について

Cチーム

- ・出席者 藤原孝之、山口 保、新井 宏、太田 勉、宮里 裕子
- ・対象学校 YMCA 健康福祉専門学校、専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ
○YMCA 健康福祉専門学校、専門学校麻生医療福祉&観光カレッジの評価報告書の
チェック
- 評価の表現方法の統一について
- 評価ポイントの付け方や基準について

第10回 評価調査委員会

第10回 評価調査委員会

日 時 平成28年12月12日（月） 19：00～20：30

場 所 新宿ワシントンホテル 新館3階 高尾2

出席者（敬称略）

小林 光俊、川廷 宗之、川口 明彦、川尻 良夫、齊藤 貞夫、永嶋 昌樹、
藤原 孝之、本山 美八郎、八尾 勝、山田 敬一、山口 保、新井 宏、
福沢 節子、宮田 雅之、八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、鈴木 達也、
北出 進

議 題 司 会 宮田 雅之

・モデル校の訪問調査全般に関する報告

○今年度はスタートが1ヶ月遅くなつたこと、受審校が8校増えたことや遠方の地方都市が多く、日程取り、評価委員の予定を組むのが大変だった

○調査項目が昨年より4項目（基準1.2.9.10）増えたことにより、調査時間参観、在校生又は卒業生との面談、教職員との面談時間が十分に取れなかつた

○調査基準項目の中項目を検討する時間がなかつた。中項目の事項が多すぎたのではないか

○評価報告書の評価表現、文書、書体の統一を「だ・である」調にする

○モデル校の評価ポイントに基準は全体の評価ポイントを次回の評価調査委員会で比較して検討する

○評価ポイントが甘くならないように

○自己点検・自己評価表の校正・一部修正を依頼している

○基準・中項目の設問と回答のズレが少しある

第11回評価調査委員会・チーム別分科会

第11回評価調査委員会・チーム別分科会

日 時 平成29年1月13日（金）15：30～17：45

場 所 日本福祉教育専門学校本校舎 141教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、新井 宏、齊藤 貞夫、永嶋 昌樹、壬生 尚美、山田 敬一、山口 保、
福沢 節子、太田 勉、宮里 裕子、鈴木 達也、北出 進

訪問調査チームに分かれて評価報告書の文案や評価する特徴点や評価ポイントについて打ち合わせ

1. モデル校調査報告書の総評及び観点毎の分析のチェック
2. 評価ポイントの確認

第 12 回評価調査委員会

第 12 回評価調査委員会

日 時 平成 29 年 1 月 13 日 (金) 18:00~21:00

場 所 日本福祉教育専門学校本校舎 141 教室

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、新井 宏、齊藤 貞夫、永嶋 昌樹、壬生 尚美、山田 敬一、山口 保、
福沢 節子、太田 勉、宮里 裕子、鈴木 達也、北出 進

議 題

1. モデル校 6 校の第三者評価報告書のチェック及び確認

各調査担当から評価報告書の問題点について

①A校

- ・基準 3・4 の記述が他の基準の記述が異なる箇所（総評について各項目ごとの記述）の処理について、全体を統一する
- ・自己点検・自己評価報告書の記述と資料等の根拠と対応した評価が望ましいので、記述者の意向を確認して調整する
- ・「更なる向上を目指す点」に学校が取り組んでいる実績を明記しているので、評価すべき点に表現を変更して記載すべき事項ではないか

②B校

- ・評価文書の途中の切れについて ・箇条書きに変更の為、文章の切れが発生、担当者に加筆をお願いする
- ・「更なる向上を目指す点」の記述項目について、少し丁寧な詳しい記述が必要ではないか。レベルの高い要望の場合は更に等、表現の見直し
- ・自己点検・自己評価報告書に記載事項で記載されている場合は「自己評価報告書によれば」等、その引用して根拠を明記したり、表現方法を検討することが必要
- ・法人が複数の専門学校を運営している場合の表現について、・わかりやすい表現を

③C校

- ・基準 10 の自己評価の記述内容が設問事項と異なっているので学校での書き直しが必要

④D校

- ・基準 3.4 の内容については追加記述が必要
- ・地方都市での学校運営の特徴として取上げていく
地元と施設等との密着や卒業生の 100% 地元就職等

⑤E校

- ・表現・文字の統一、修正
- ・引用文や学生や教員の発言を引用の場合は「」とする

⑥F校

- ・「更なる向上を目指す点」と「改善を要する点」の書き方で読み手は受け取りにく

いので、表現の工夫が必要

- ・評価が厳しいのではないか

G校・H校については一部評価報告書（案）の作成が遅れていますので、事務局で検討させていただきますので了承願いたい

○評価基準につけ方について（資料1）

- ・各学校の中項目別の評価ポイントの合計点（配布資料）はこの一時評価で良いのか
各学校の報告書（案）を検討してきたが、見直しが必要
学校により評価のポイントは他の学校との比較やその根拠が明確化することが必要
で、再度見直しをする

○更なる向上を目指す点と改善を要する点の記述についての意味は

- ・第三者評価での「更なる向上を目指す点」と「改善を要する点」は同じ意味と理解すべき。「更なる向上を目指す点」は「更に頑張ってほしい」と励ましとは異なる

○記載の統一について

- ・当該モデル校、
- ・特に載事項なし
- ・文字の誤字
- ・文書が解りしやすく為に加筆。

○モデル校への報告書（案）の送付日 1月 18 日の世予定

○担当の報告書（案）は 1月 14 日迄事務局に送付

2. 合同成果報告会について

1月 31 日合同成果報告会の参加と報告会終了後に評価委員会を開催する

3. 今年度実施の課題と次年度への作業について

現時点で、来年度文科省の予算についての提示はないが、今年度の成果を次年度に継続する仕組みを作る必要がある。この為、評価基準などの見直しや今年度の課題の確認も 2月 3 日、8 日、9 日連続で評価委員会を開催しますので協力願いたい。

また、コンソーシアムの設立について打ち合わせを行う

第 13 評価調査委員会・チーム別分科会

第 13 評価調査委員会・チーム別分科会

日 時 平成 29 年 2 月 3 日（金）15：00～18：30

場 所 新宿ワシントンホテル 新館 3 階 高尾 2

出席者（敬称略）

川廷 宗之、山田 敬一、福沢 節子、新井 宏、本山 美八郎、谷口敏代、川尻 良夫
八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 題

1 今年度の課題の整理について ・訪問チーム別で課題の整理し報告

（1）連絡調整会議での情報（資料1）

- 文科省の方針を前提として・・
- 専門学校の第三者評価は専門学校の特色を引き出す
- 評価受審校に過度の負担を掛けない
- 第三者評価に関して、自己点検自己評価のPDCAのサイクルで廻しているかどうかを確認することが必要。かなり重要。それができていれば、改善が進むはずであろう。

(2) 評価について

- 優れたところを評価することで、学校にとっての特徴・メリットになりやすい質問項目を出した方がよかったのではないか。
- この項目と他の項目の記述が重複している例が多数ある・・。
項目数が多すぎるのではないか。
- 各項目の中味を、もっと詰めておかないと、解釈が評価調査員によって異なってしまうので、検討が必要。
- 優れた点を出しにくい・・。項目設定の仕方による
- モデル校は書きやすいところを書く。その項目がモデル校の特徴ではないか、設問項目の数の問題もあるが、選択されない項目はモデル校の弱い点、力を入れていない点と読み取ることもできる。
- 独自性や特徴を評価する・・本来きっちりやるべき所をやっているのか。それはやつているというのは前提で、評価する。監査とは違うので、最低基準はOKという前提で進めるのではないか。
- 入学時に最低限の教育が出来ているか・・。(例えば留学生・・)
基本の部分での丁寧さを評価するか、学生の質が低下する中でどうするか、卒業時のパフォーマンスはともかく、そこに至る過程を評価すべき。
- 低学力対策をどうしているかは、もっと注目すべき評価項目になっても良いのではないか。社会人としても、一人前になるのか。
- 学校現状表の中で、設備について聴く欄があってもよいのかもしれない。
設置基準以上の設備は評価されるべき・・。

(3) 訪問調査の実施について

①企画運営体制

- ハードだった。(文科省の認可が遅れた。)
- この仕事の主体がハッキリしない・・委員会だけでは走れない・・。
- 責任主体はどこか、しっかりする必要はあるだろう。
- 仕組みをしっかりと作らないと・・。
- 大學の第参者評価並みの日程を考えるべきであろう。
- 評価委員作成の一次評価報告書(案)のチェックを・・第三者評価委員会を作って、最終判断をする・・。23頁。

②評価調査委員の研修という視点が整理されていない。

- 評価基準の共通理解
- 現場での対応演習

- 報告書の書き方
- 研修は重要であろう・・。
- ③チーム編成について
 - 訪問調査の件数
 - 訪問調査日程は、こちらで決める・・。
- ④自己点検・自己評価の分析・評価作業
 - 現場から上がってきた自己点検自己評価書のスクリーニングをする必要がある
 - 一定レベルの報告書でないと、評価報告書が作製できない・・。
 - 読み込みをして、現地調査の項目を事前設定する過程が摑れなかった。
 - 自己点検自己評価報告書に関して、チーム点検の時点で、評価報告書の原稿を作つてから、その裏づけを取るために現地調査に行くというくらいの感じで行かないと、現地調査の時間が足りない、
 - 報告書の各項目で、PDCA を抑えて書いてくださるように、ガイダンスをする必要がある
 - 自己点検自己評価が終わった時点で、この事業の6~7割が終わったくらいの感覚で進める必要がある。
- ⑤評価のポイント・・評価報告書の作成
 - 物差しの客観性を、どう担保するかは考えないといけない・・。
 - 点数化は極めて困難・・。
- ⑥最終報告書の確認方法
 - 方法が定まっていなかつたのでは
 - 最終責任は、チームできちんと負うようにした方がよいのではないか
訪問調査者は担当学校をよく評価したくなるだろう。
 - 自分の学校を振り返る機会になったという意味では、関わることは素晴らしい・・。
- ⑦受審校についての課題
 - 期間設定の問題（計画的な受審ができていない。）
 - 自己点検・自己評価の記述の仕方・・
具体的に書いてほしいのだが、なかなかそうなってはいない。
 - 自己点検・自己評価報告書の制度の向上
 - 自己点検書の書き方、第一次チェックをするのがよいのではないのか。

第14回評価調査委員会

第14回評価調査委員会

日 時 平成29年2月3日(金) 19:00~21:00

場 所 新宿ワシントンホテル 新館3階 高尾2

出席者(敬称略)

川廷 宗之、山田 敬一、福沢 節子、新井 宏、本山 美八郎、谷口 敏代、

川尻 良夫、佐々木 宅、八子 久美子、宮里 裕子、太田 勉、鈴木 達也、北出 進
議 題 <基準項目の全体枠組みの検討>

①評価基準1~10及び基本的な観点・中項目（今年度57項目）と追加項目（財務、社会貢献）の検討

②調査項目の選択制（必須と選択）について

基準 (大項目)	基本的な観点 (中項目)
基準1 教育方針	<p>1-1 【必須】社会のニーズ等を踏まえた将来構想を持っていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「将来構想」・・・やや抵抗がるのでは・・学校によって抽象的に聞きすぎている。 ・国際とか、『ロボット』だとかの介護を囲む社会的変化への対応を考えているのか。を聞きたかった。・・・ ・将来像を考える余裕はない・・・存続自体が危機なのに・・・。 ・法人等の理念から脱き起こしたところが多い・・・が、そういうことを聞いたかったわけではない・・・必ずしも具体的な記載ではなかった・・・。 ・具体的でないと、評価できない。 ・「将来構想」と言葉自体が学校によってとらえ方が違う。
	<p>1-4 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生への取り組みをどう考えるかは聞いておく必要があるかもしれない。
基準2 学校運営	<p>2-1 理念に沿った運営方針を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンエッションにあるべき・・・。 ・意思決定の仕組み、内容などをキック質問項目で。 ・コンプライアンスについて聴いていない。（法令順守） <p>具体的にどういう体制で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の品質保証・・・ ・職業教育実践課程の基準との調整 ・学校運営組織 ・ハラスマント対策
	<p>2-2 【必須】理念等を達成するための事業計画を定めていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献とか・・・。 <p>2-6 国家試験に対する方針は明確になってていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正が必用
基準3 教育内容	<p>3-1 【必須】人権や尊厳など生命価値に関する教育をどう展開されていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この基準のテーマはこれで良いだろう。聞き方として、目標設定の基準を聞くとか、もっと方法があるのでないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・文言上、もう少し突っ込んで聞く必要があるのではないか。 ・学校行事の位置づけ・・。 ・地域活性化のリーダーとしての介護従事者になる・・。地域の定着して頑張るために、在学中から、繋げていく。 ・技術的な評価項目・・ ・もっとも力を入れている科目を選んでもらって、答えてもらってもよいだろう。 <p>3-2 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目においてどのような教育を展開していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達度も問題すべき（意識しているか）・・到達度を評価する仕組みが明確なのか。（細かい項目設定ができるか）ここでは工夫している学校もある。 ・エビデンスを言えるかどうか・・。（経験で試験を受けている組と違う。） <p>3-3 専門職に必要な基礎的教養としての「人間と社会」、介護行為の根拠となる「こころとからだのしくみ」などの教育をどのように展開していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具とか、ITとかAI、に関して触れる。 <p>3-5 認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させるために、どのような教育を行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この項目が現場からの反応では重要。 <p>3-6 ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのような授業を展開していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスを見せてもらえば、授業案を見せてもらえば、どういう評価になっているかがわかるだろう。
--	---

○細分化するのは必要だろう

基準4 教育 方法	<p>4-1 【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確認できる体制をどのように作っていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生をボランティアや、学校行事に動員している点は、それでよいのか、 ・学生の学習主体としての主体性の尊重は
	<p>4-3 それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブラーニングはどのように展開されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に聞いた方が・・。教員の理解度が違う・・。 ・取り入れている・・。活用している・・。（主語が教員か、学生か） ・質問の文言がおかしくないか・・。 講義科目に置いて？？
	<p>4-5 養成校の教育方法の向上を目指すために、特色ある独自の取り組みとして、どのような事を行なっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の展開方法を聞いているか。組織的な取り組みをしてるか。 ・教員間の共同体制ができているか・・。

基準5 教員の質向上	5-1 【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのように確保していますか（サポートしていますか） ・まずは、計画はどうなっているか。それは実施されているか。計画作成のプロセスを聞く。
	5-5 各教員の資質やその向上をどのように把握していますか ・条件整備とかで聞かないと分かりにくい。
	5-6 教員の資質向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか ・教員の個別指導能力はどうなっているのか。
	6-2 介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談を、どのように行っていますか ・自らの働くキャリア形成や、権利保障とかはきちんと教えているか。
基準7 実習	7-1 【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックを、どのように行っていますか ・実習は施設に預けっぱなし・・ ・施設は、忙しくて実習生の面倒を丁寧に見ている状況ではない。 ・この基準7全体での工夫している点を聞いたらどうか。 ・卒業生との連係がキーになる部分もあった。
	7-2 実習巡回時に実習指導者と十分なカンファレンスの時間を取りるために、どのような働きかけをしていますか ・実際問題として、きちんとやっているのか。学校自体で工夫されているのか。
	7-3 本人の適性に基づいた実習が行えるようにするために、どのような体制をとっていますか ・三者面談
	7-6 実習先の実習指導者との懇談会等を、どのような方法、頻度で実施していますか ・ものすごく、具体的で絞りすぎている質問もあるのではないか。 ・やってるだけでは・・。内容が問題では・・。 ・学生へのフィードバックがうまくいくかどうか・・。やってみた結果がどうなるのか。三者面談の場にする・・。
○実習としてまとめて聞く方がよいのではないか	
基準8 リカレント教育体制	8-1 【必須】介護福祉士としての資質向上の責務や継続的な学習の必要性を、在学中にどのように教育していますか ・リカレントは卒業生だけでいいのか・・。卒業生がメインではあるが・・。
	8-2 卒業後の就労意欲の維持向上（離職防止）のために、どのような取り組みを行っていますか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームカミングデー的な活動を、発信的な活動の結び付けられないか。
	<p>8-4 卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取り組みを行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまでやるか・・。ネット時代に、古い・・。いや重要だ
	<p>8-5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。(関係を通じて卒業生はどのような学びをえていますか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織化されているか。　・・後輩への面倒見・・ ・実習先に卒業生がいて、後輩の面倒をみて・・。 ・リカレントというとらえ方ができていない。
	<p>8-6 介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生が後輩のサポートで活躍しているか。 ・卒業生にとっては、母校に寄与することは、自己研さんに有効か。
○卒業生に限定してしまう。	
基準9 学生の 募集と 受け入 れ	<p>9-3 入学選考基準を明確化し適切に運用していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考基準 <p>9-6 学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか (1～5以外の独自の取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9－6と9－2を選ぶと他は書きにくい。「独自」は、他を知らないいのに書けるか。「力を入れている」「努力」をしている・・。 ・学生支援について聞いた方が良いのではないか。
基準1 0 内部 質保証	<p>10-1 自己点検・評価をどのように行なっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部質保証という観点 (PDCAを回すという観点) をモット明確にしていくべき。形式的にやっているのか・・。 ・プロセスとか、組織をどう作っていっているのか。方法 (授業アンケート) ・コンプライアンスはここでよい。 ・授業アンケートはどこまで活用されているのか。 ・評価後の改善の仕組みはどうなっているか。 ・苦情解決システム (苦情申し立て制度) の整備がなされているか・・。 (保護者への説明活動を行っているか。) <p>10-2 学校関係者評価をどのように行なっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程認定で指定されている、学校運営協議会の活動状況は <p>10-3 評価の充実に向けて、どのような工夫を行なっていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価での課題をどう改善に結びつけていますか。 (原因や要因は、少なくとも内部に関しては、分析されていますか) <p>10-4 【必須】教育情報をどのように公開していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果 (改善結果) の公開をどうしていますか。 (義務か??)

	<p>10-5 内部質保証についての特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の設定や、改善結果はどうなっているのか。PDCA が回っているか。それが動いていれば、・・・。 ・この基準自体の中項目を PDCA を感じるようになっていかないといけない。 <p>○結局、基準 1~9 をもう一度聞くことになってしまう。</p>
--	---

第 15 回評価調査委員会・チーム別分科会

第 15 回評価調査委員会・チーム別分科会

日 時 平成 29 年 2 月 8 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 30

場 所 新宿ワシントンホテル 新館 3 階 高尾 1

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、本山 美八郎、川尻 良夫、八子 久美子、太田 勉、宮里 裕子、鈴木 達也、北出 進

議 題

1. 新評基準 (大項目・中項目) の検討 (資料 1.2.3)

試行 3 年目のまとめとして文部科学省の「職業認定校の第三者評価に関する考え方」や私立専門学校等評価機構からの「分野横断的な第三者評価の仕組み」についての説明特に「分野横断的な第三者評価の仕組み」による評価基準に伴い

- ①11 分野の評価基準の評価の水準の均一化を図る為に、基準の共通化
- ②介護独自の項目は大きく制約を受け、介護独自の項目の表現するのが難しくなった
ビューティ・ビジネス分野では既に受審校の募集開始し、評価基準は 5 項目となっている。

○新井委員 (案) と昨年度の内容を比較検討する。

- ・基準 2 の中項目の中に介護独自の指導内容・科目や実習をどのように入れるか、卒業後のリカレント教育等を入れく
- ・介護の特徴ができるだけだし 中項目・小項目
- ・PDCA を生かした形で表現・評価できる内容にする
- ・任意項目で介護の特徴を生かす
- ・評価で特徴が出なければ受審に結び付かない
- ・評価項目の負担増について
- ・評価をどのように使うのかは、学校が戦略的の考えるべき
- ・特徴を出して、いかに発展、生き残る (特徴を出し) 特徴を出すことで差別するコットでされる第三者評価を実施していることで利用者は安心できる
- ・底上げでは受審参加は無理では
- ・業界と連携して社会的な評価を上げていかなければならない
- ・高等学校の先生が介護分野についての理解・認識に問題がある

- ・チェック項目の介護の特徴を入れていかなければ
 - ・特徴を出し、入学者・保護者に安心感、さらに施設側の信頼感が出る評価項目
 - ・介護は、子育てと同じで誰でもできる仕事ではない、専門的な知識と技術介護で進行を遅らせることができる
 - ・職業認定校は認知されていない
 - ・地域と学校の連携で介護の水準を上げていかなければ成り立たなくなっている
 - ・広報活動と連動の必要がある
- 以上の点から教育の特徴の点が出しやすい項目を優先して検討する

第 16 回評価調査委員会

第 16 回評価調査委員会

日 時 平成 29 年 2 月 8 日 (木) 18 : 00 ~ 20 : 30

場 所 新宿ワシントンホテル 新館 3 階 高尾 1

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、本山 美八郎、川尻 良夫、八子 久美子、太田 勉、宮里 裕子、
鈴木 達也、北出 進

議 題

1. 新評価基準・中項目の任意、及び小項目の検討 (資料 1.2.3)

○ (任意項目) 地域貢献・社会貢献を 必須にしては

- ・実習教育の取組で、学校の特徴が出てくる
- ・教育活動の一環活動としてボランティアを検討する。
- ・授業の一環で強制的な要素もある。
- ・学校内の教育活動に、どうボランティアを受け入れていますか。

【事例提供・体験報告・演習の教材になる・学生への実物教材として・・・】

- ・ボランティアセンター等の担当の受入れ、事後報告等の窓口の設置。
- ・学校としての地域貢献は
- ・地域貢献・ボランティア活動を正規の基準に入れる。

○実習評価システムの改善・・実習関係者が一堂に会して評価する・・。

○教育でと出入り口の問題を重視する。

- ・就職指導の仕方についても項目を入れる(ブラック企業に就職させない努力・・)
- ・ブラック企業の限度・許容範囲・・不感症になっている施設には就職させない。
- ・施設ブランドへの確立
- ・認定養成校指定の施設と言うブランドを作っていく
- ・人事考課が出来るような管理システムがある施設であるかどうか
- ・管理職の訓練がどこまでされていくか、施設自体の存続にかかわる・・
- ・施設は (地方は) 余ってきている
- ・地域によっては在宅は無理なところもある。

*入学ガイダンス・・募集活動の展開方法・・

○大都市と地方を一緒に尺度で図るのは困難

○関連企業との連携について

- ・相互の人材の交流による連携
- ・教員が現場に入る、現場職員が学校で活動する、といった展開
- ・幅広い人たちの意見を集める教育課程編成委員会(編成会議)の開催等を
- ・教員が現場での実習体験による授業内容の深化・多様性が指導できる。

○教員の向上について

- ・教員の自己のPDCAサイクルで検証しているか
- ・スキル・アップの経過をきちんと整理していく必要がある。「職員としてのPDCAを行って、自覚的に自分の成長を確認するシステム・・。」

○海外交流は

- ・留学生の受け入れと交流について
- ・介護技能実習生の受け入れについての学校のスタンスの確認が必要では

2.まとめ・基準項目の全体枠組みの確認

- ① 介護の特徴は活かして行く。
- ② 小項目も介護の特徴をだす。
- ③ PDCAを活かしたものとして、表現
- ④ 任意項目で介護のコンソーシアムとしての特徴を生かしていく。
 従来の成果は任意項目で生かしていく。
- ⑤ 評価段階は使えないが、コメントの内容である程度の表現を行っていく。
- ⑥ 負担増になる点をどうクリアするか。
- ⑦ 第三者評価報告受審の成果をどういう場面で、使うのか、ブランド化
- ⑧ 専門領域別のアクレディテーションを行うことで、介護領域の教育水準の向上に資する。
- ⑨ アワードなどを考えないと、受審の効果が見えない。

第17回評価調査委員会・異議申立て審査委員会

第17回評価調査委員会・異議申立て審査委員会

日 時 平成29年2月9日（木）15：00～17：30

場 所 日本福祉教育専門学校 本校舎172教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、八尾 勝、齊藤 貞夫、本山 美八郎、川尻 良夫、新井 宏、
鈴木 達也、北出 進

議 題

受審校から評価報告書（案）の異議申立て・修正依頼の内容及び評価委員からの回答には事務局で判断できない箇所がある為、小林委員長に出席していただき、異議申立て等について検討会を開催する

1. モデル校からの評価報告書（案）についての異議・意見申立て等について対応（資料1）

＜件数＞

- ・異議申立て 1校
- ・意見の申立て 1校
- ・文章の加筆、訂正について 2校

(1) 異議申立て A校

○申立て理由

「評価する点」に記述している内容が不十分なため、「この文言では〈評価する点〉には該当しないと考える。」

○対処について

評価担当者に「記述している内容が不十分」な点について確認して、加筆することで解決

(2) 意見の申立て B校

○申立て理由

①『改善をする点』3項目についての質問について

②『改善をする点』の記述方法をご一考願います。

「複数の方で分担されて報告書を作成したのではと推測しますが、それによる記述方法の違いが気になります。（記述方法により、かなりの温度差を感じ読み手の勘違いが生まれる場合があると感じます。）」

一部項目についてはB校より記述変更希望の文章が添付されている

○対処について

①『改善をする点』3項目についての質問について

担当した評価委員から回答いただいたがその対応については委員会に一任

その後3項目の内1項目は受審校のミスとわかり取り下げられた

②『改善をする点』の全般についての記述方法について

担当した評価委員から回答いただいたがその対応については委員会に一任

③委員会での意見

- ・担当委員は非常に細かく表現している

- ・他の学校との比較があるので表現はできるだけ穏やかな表現にする

- ・学校の修正分の文章にも要点が含まれている

判断

- ・修正箇所は学校の趣旨を尊重することで評価委員と調整する

(3) 文章の加筆、訂正について

○C校

①説明表現についての加筆について

- ・文字の表記の訂正、加筆について。担当者により判断が異なる。
- ②「改善を要する点」について学校側からの項目追加について
- ③<更なる向上を目指す点>（改善を要する点）の記載の削除
- ④委員会としての判断
 - ・説明表現についての加筆表現の変更については学校の修正依頼に準じる
 - ・「改善を要する点」について学校側からの項目追加
 - 内容としては教職員向けたアピールと考えて追加することで了承
 - ・<更なる向上を目指す点>の削除については自己評価報告書を修正の上削除する

○D校

①<更なる向上を目指す点>（改善を要する点）に関する質問について

②委員会としての判断

自己評価報告書や評価報告書においても、指摘している事項は既に対応されていると判断するので削除が望ましい。

第 18 回評価調査委員会

第 18 回評価調査委員会

日 時 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 18 : 00 ~ 20 : 30

場 所 日本福祉教育専門学校 本校舎 172 教室

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、八尾 勝、齊藤 貞夫、山田 敬一、本山 美八郎、川尻 良夫、
新井 宏、八子 久美子、宮里 裕子、鈴木 達也、北出 進

議 題

1. 第 2 回成果報告会の開始について (資料 3)

評価項目の説明分担について

全体の目的説明 ・・・ 川廷先生

評価項目・基準 ・・・ 新井先生

報告書の分析・訪問調査・面談 ・・・ 八尾先生

○午後の会議の 3 時間は長いのでは、途中で分科会に変更するなど工夫が必要

2. 新評価基準・中項目の任意、及び小項目の検討 ・・・ 資料 2

①これまでの委員会での意見を基に検討

- ・調査項目の作り方の考え方でハードル高くしない
- ・学校の特徴を出して認定を受けることで学校の信用・ブランドを確保し、差別化を図る
- ・特徴を引き出さことで各学校のレベルと引き上げを図る
- ・職業認定校が認知されていない、コンソーシアムとしての広報活動が必要
- ・学校の特徴が引き出せる項目、教育活動、実習など、質問のしかたについても検討の必

要がある。

- ・出口・卒業後の就職先についての指導が不十分ではないか
介護実践現場の持っている問題、ブラック企業に就職させない

②担当の分担

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| 1 教育目標・斎藤 | 2 教育活動・新井 | 3 学修成果・本山 |
| 4 教育環境・新井 | 5 学生支援・山田 | 6 内部質保障・川尻 |
| 7 学校運営財務・八尾 | 8 地域・斎藤 | 9 国際・八尾 |

手引き（マニュアル）事務局

③基準の作成について

記載は中項目ごとに

- 小項目は、必要と考えられるものはあげておく。

- 記入の仕方について・・

- ・中項目 30 項目ごとに小項目 1 項目以上は記入してください。800 字程度。
- ・小項目の中から選択することになる。
- ・全体で、45 項目以上記入してください。 40000 字程度
- ・記入については、PDCA を中心に、5W1H に触れてご記入ください。
- ・特徴と思われる項目を重点的に記入してください。

- 大項目の任意項目（必須ですが、タイトル表現は変えてよい）

- 中項目の任意項目（必須ですが、タイトル表現は変えてよい）

- 質問項目（小項目）の作り方

- ・できるだけ単純な聞き方をする。（誤解のないように）
- ・設問は、「〇〇〇について」 「ご記入ください。」は全文の説明で書く）となる
- ・中項目で 1 つしか設問しか作らない項目もある。《大項目⑦と④と⑤と地域貢献・国際交流》事実上必須になる。
- ・小項目の番号は①②③ なるべく回答してほしいものを先に書く
- ・設問項目に、説明文がつく場合もあり得る。
- ・小項目の質問文は 40~50
- ・根拠資料の例示

④作業日程

2月 9 日

2月 14 日の朝までに ・・ 原案集約

2月 15 日に委員に送付して

2月 18 日までに返信

2月 21 日（火）・・ 第 2 回成果報告会 発表・・ ほぼ、最終案提示

第 19 回評価調査委員会

第 19 回評価調査委員会

日 時 2017 年 2 月 21 日 (水) 16:00~17:30

会 場 東京ガーデンパレス

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、八尾勝 本山美八郎 新井宏 福沢節子、八子 久美子、宮里 裕子、
宮田 博之、中島 裕之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 事

1. 新評価基準・中項目について

- ・新基準については更に項目内容及び絞り込みの検討をしなければならない
- ・中項目の全てを必須とするか、選択制にするか
- ・介護に特化した項目に絞りこんで、評価機構としての特徴を出す
- ・新基準、マニュアルがほぼできているので、来期の受審募集は早く実施したい
- ・文部科学省から来年度の要望書の提出依頼が送付されてきているので、来期の企画を固めたい
- ・介護分野の評価機構についても基礎的な考えを纏める

2. 評価委員の候補者について

- ・福沢先生、壬生先生から推薦していただいた 3 名の方は評価調査委員を引受けいただける
- ・モデル校の先生も近隣であればお願いできる
- ・評価委員の研修は数回の開催が必要

3. 来期の受審校について

- ・1 月 31 日合同説明会に 17 校、今日 21 日第 2 回報告会で 4 校出席 計 21 校
- ・来期は 5 校を目標に、「評価システムの構築」に重点を於いて実施で検討

(3) 事業実施・成果物編集委員会

第 1 回事業実施・成果物編集委員会

第 1 回事業実施・成果物編集委員会

日 時 2016 年 9 月 14 日 (水) 18:00~21:45

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎 2 階 141 教室

出席者 (敬称略)

川廷 宗之、永嶋 昌樹、佐々木 宰、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 博之、
太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 事

1. 8 月 30 日小林理事長への中間報告について

①受審校の勧奨経過活動について説明

- ・受審モデル校が9校に達しなくても、仕方がない。
- ・介養協会員学校へのアプローチ

②来年度の体制について

- ・介養協を巻き込んで執行体制を創るとしても、働きかけは2017年度の1月以降になる。
- ・介養協としては、秋に留学生の専門学校受け入れなどの法案に傾注している

2. 受審モデル校の募集促進状況・確定・確認・・・・資料1

8月4日説明会出席校、職業認定校、介養協役員校への勧奨状況の説明

受審校 6校

現在促進中の学校 4校に限定して促進する

北海道福祉教育専門学校

帯広コア専門学校

麻生医療福祉専門学校福岡校・北九州校

関西学研医療福祉院

3. 16日モデル校説明会 3校 5名の出席

①進行及び担当の確認 ・・・ 資料2

②配布資料の確認

- ・評価実施マニュアル

3月作成のマニュアルを1本した作成

○文科省の3部門に分ける

○根拠となる参考物は本文中にに入る事

○評価基準の4段階は一番下のランクを設けることで確認しているので修正する以上3点を修正する。

- ・評価基準シート

○必須項目の変更の確認

基準3 3-4→ 3-1に変更

基準9 9-3→ 9-2に変更

これに伴い、関連資料も訂正する。

4. 評価基準表・・・・・・資料4

必須事項の評価グレード（4段階）の設定について

第5回評価調査委員会までに案を作成する

5. 今後の会議等・スケジュール表・・・・・・・・資料3

第5回～第7回の評価調査委員会の開催日程を確認 各委員に案内する

6. 参考文献の委員への配布確認・・・・・・・・・・・・資料5

今後、必要に応じて文献追加する

7 予算の確認・・・・・・・・・・・・資料6 (鈴木)

- ・説明会旅費の概算見積もりを計算する 担当鈴木

第2回事業実施・成果物編集委員会

第2回事業実施・成果物編集委員会

開催日時 平成28年10月25日（火） 18：00～20：30

○開催場所 日本福祉教育専門学校 本校舎 172教室

○出席者（敬称略）

川廷 宗之、永嶋 昌樹、佐々木 宰、壬生 尚美、八子 久美子、宮里 裕子、
宮田 博之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

○主な議題

- (1) 受審校の訪問日程と訪問調査担当者について
- (2) 成果報告書（平成29年3月末作成）の編集内容について
 - ①モデル校自己点検・自己評価報告書及び第三者評価報告書
 - ②会議議事録、評価マニュアル、モデル校及び評価委員のレポート、成果報告会などの2分冊構成とする。

○モデル校及び評価委員のレポートのテーマについては今後検討する。

○印刷部数について

- ・昨年度は450部印刷しているが、1分冊のモデル校自己点検・自己評価報告書及び第三者評価報告書はモデル校及び評価委員を中心に配布を限定する。
- ・2分冊目は、認定校や介護養成校などに第三者評価の受審の勧奨活動に使用する。
- ・印刷部数は見直す

○15日の全体会議で提案する

- (3) 成果報告会（平成29年1月）の発表内容について

全体のテーマ

「介護福祉士養成施設に関する評価システムの課題と展望について」

1) テーマ発表 ・・・ 90分を予定

①試行3年間を振り返る ・・・ 評価調査委員 10分

・成果の整理と残された課題とは

3年間担当した 福沢先生、藤原先生、白井先生で検討する

②介護福祉教育分野での評価システムについて ・・・ 各評価調査委員 10分

・・・・評価項目「基本的な観点」と評価の点数化について

基準1・2・9・10、基準3・4、基準5・8、基準6・7の各担当から1名発表する。

③評価をいかに受審校の成果に結びつけるか（質的向上・経営的向上）

受審校 2校 各10分

北日本医療福祉専門学校と他1校を予定

④まとめ ・・・ 川廷 10分

2) パネルディスカッション 70分

司 会 永嶋先生又は佐々木先生で検討する。

パネリスト 評価調査委員 3名

モデル校	2名
(4) 必須項目の評価方法について	
○介護教育の内容に関する基準3~8項目については各委員から提案の基準をまとめ・整理が必要ですが、時間の制約もあり現行のままでも今年度は実施する。今後の課題とする。	
○これについては11月1日の全体会議で説明し、了解を得る。	
(5) その他	
・11月1日第6回評価調査委員会について	
○分科会で各校毎のリーダー、評価項目ごとの分担、訪問スケジュール、質問事項の整理などを決める	

第3回事業実施・成果物編集委員会

第3回事業実施・成果物編集委員会

日 時 平成29年1月17日（火）18：00～20：30

場 所 日本医療福祉専門学校 本校 172教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、永嶋 昌樹、佐々木 宰、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 博之、太田 勉、鈴木 達也、北出 進

議 題

1. 第三書評価報告書に関する件

①モデル校宛 第三書評価報告書（案）送付案内について

- ・異議申立てや文字の修正等の案内と評価報告書（案）2部を18日、19日で送付。
- ・最終確認報告書は2月10日送付の予定

②モデル校評価ポイント一覧 （中項目と合計）

2. 31日成果報告会について

- ・内容及び担当について

司会 宮田課長

評価基準1～10は永嶋先生一人で担当する

- ・文科省からの参加者の確認・・・本部から案内している
- ・当日の進行については
- ・モデル校及び職業認定校（8校）、委員等で出席者40名程

3. 成果報告書 VOL.2 「モデル校自己点検・自己評価報告書及び第三者評価 報告書」の編集内容（目次）と表紙タイトル等の確認

4. 成果報告書 VOL.1「第三者評価事業の成果報告の編集内容」の編集内容（目次）と表紙タイトル等の確認

- ・各委員の所属と肩書の確認
- ・理事長のあいさつ原稿

5. 来期の向けた作業について

①評価基準及び評価システムの見直し

「分野横断的な第三者評価の仕組み」に準拠して現在の評価基準を大幅に見直さなければならない

②評価機関団体の設置についてのイメージ

③評価委員（候補）の増強

- ・モデル校からの推薦
- ・各委員からの推薦紹介を依頼する

④第2回成果報告会（資料9）の開催と内容

- ・次期評価委員候補者と受審校を対象（30名程）として実施
- ・午前中 モデル校2校からの報告
- ・午後は新評価基準を基に第三者評価事業について説明

⑤新評価基準項目の見直しと評価項目の検討会議（2月3日、8日、9日資料8）について

- ・基準、選択と必須、社会貢献や海外交流の項目等の取扱いについて
- ・PDCAサイクルによる評価のシステムの確認が重要となっている
- ・機構側の基準の中項目に合わせて介護の中項目（58項目）をあてはめる。

機構側の基準の中項目のデータは事務局で作成しメール送信する

分担	基準 1.2.9.10	…	事務局
	基準 3.4	…	八子先生、宮里先生
	基準 5.8	…	佐々木先生
	基準 6.7	…	永嶋先生

6.その他

①第三者評価フォーラム2017 全国4か所で開催

第4回事業実施・成果物編集委員会

第4回事業実施・成果物編集委員会

日 時 平成29年2月27日（月）14：00～16：00

場 所 日本福祉教育専門学校 本校 172教室

出席者（敬称略）

川廷 宗之、新井 宏、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 博之、太田 勉、
鈴木 達也、北出 進

議 題

平成29年度『職業実践専門課程等を通じた質保証・向上の推進』事業における
「第三者評価の研究等を通じた質保証・向上の推進」についての【意向調査票】

①評価機関の設立のイメージについて

- ・中立的な機関としての理事の構成について
- ・設立の法人組織 NPO又は一般社団法人について
一般社団法人がベター

- ・会員制と年会費

- ・賛助会員・・・関連事業者

評価機関の組織構成

- ・理事会

- ・委員会 ①企画評価委員会
②評価調査委員会

- ・事務局

評価機関の事業

- ・第三者評価事業

- ・評価実施の以降のフォロー事業

- ・介護教育に関するコンサルティング事業

- ・受審校に対するサポート活動

- ・介護教育に関する情報の提供

- ・関連業界との連携事業

- ・その他

②来期の事業について

- ・評価校は3～5校

- ・新評価基準項目を基に質保証と向上のための第三者評価のシステムを確立するこ
とに重点を置き実施する

- ・評価調査委員の研修

- ・提出予算額 760万円

平成 28 年度文部科学省委託事業

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取り組みの推進」

「介護福祉士の養成教育に特化した

第三者評価実施マニュアル集」

平成 28 年 9 月

代表機関

学校法人敬心学園

日本福祉教育専門学校

1. 第三者評価試行の評価基準要綱

はじめに

専修学校専門課程（専門学校）は、社会のニーズに即応した柔軟かつ実用的なカリキュラムによって、より高度な専門的技術・技能の習得を目指す実践的な職業教育を行う教育機関として、わが国の高等教育の重要な一翼を担ってきました。

平成14年度の学校教育改正により、大学（大学院を含む）、専門職大学院、短期大学および高等専門学校には、学校教育法に基づいて第三者評価・認証を定期的に受審することが義務づけられています。しかし、わが国の専門学校では、自己評価が義務づけられてはいますが、第三者評価は法令上規定されていません。

企業等との密接な連携を通じて、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が、平成26年度から発足しました。しかしながら、専門学校は、教育の質が制度上担保されていないこともあります、必ずしも適切な社会的評価を得られていないのが現状です。

専高等教育改革の中で、職業実践課専門課程においても「第三者評価」を受審することは、社会的な認知、適切な評価を得るために質保証（評価）は、喫緊の検討課題です。

I. 評価の目的

専修学校職業実践専門課程の第三者評価に関しては、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、各分野のコンソーシアムの枠組みを生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下、各学校の取組状況を確認・評価することで、効果的・効率的な取組を実施することが求められています。

この要請に応えるために、この専修学校職業実践専門課程（介護分野）第三者評価試行（以下「試行的評価」とよびます。）が実施されるものです。この評価は、専修学校職業実践専門課程の教育水準の維持および継続的な改善・向上を図り、介護現場や利用者から厚い信頼が得られ、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- (1) 機構が定める評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、専修学校職業実践専門課程（介護福祉教育分野（以下、介護分野という））（以下「学校」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育活動等の質を保証すること。

特に、介護分野における「教育活動の質」とは、具体的には、学生は厳しくも温かく楽しい雰囲気の中で授業を受け、教員は授業のための研鑽やその実践と学生指導に

集中でき、事務局は経営や運営が合理化され効率的・効果的に推進できる教育活動を指します。

(2) 学校の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該学校にフィードバックすることによって、その教育活動等の改善・向上に資すること。

特に、介護分野においては、評価に伴う自己点検・自己評価などの、学校や教員にとっての負担が、その学校や教員、学生にとって、その後の展開への相応の投資として有効に働くような評価システムの開発に資すること。

(3) 学校の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

特に、介護分野においては、教育活動が、①「介護実践」に対しての前向きな明るいイメージを作りだせているか、②介護福祉士の職務内容の質の向上に繋がっているか、を重点的に評価します。

なお、この試行的評価を通じて、専修学校職業実践専門課程の第三者評価を実施するまでの問題点・課題を洗い出し、将来の本格的実施を目指すものです。

II 基本の方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、評価を実施します。

(1) 評価基準に基づく評価

この評価は、機構が定めた評価基準に基づいて、学校の教育活動等の総合的な状況について基準を踏まえて取り組まれているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、専修学校設置基準（文部科学省）、介護福祉士養成施設指定規則（厚生労働省）をはじめ、関係法令および職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの確認を行います。

なお、介護分野におけるこの評価では、評価を受ける学校が別途「私立専門学校等第三者評価」（特定非営利法人「私立専門学校等評価研究機構」等による）を受審している事を前提として、介護福祉士養成教育の教育内容に特化した評価を行います。

(2) 学修成果を中心とした評価

学生が習得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心とした学校の教育活動等の総合的な状況について評価を実施します。

特に介護福祉士養成教育においては、卒業後の学生の状況把握等、将来の活躍の場を広げられるようなリカレント教育を含めた実践的力量の成長に関して評価します。

(3) 学校の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構が定めた評価基準に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、学校の個性や特色が十分に發揮できるよう、学校が有する「目的・目標」（デュプロマ・ポリシー）を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、学校の目的・目標を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここで言う「目的」とは、学校の使命、教育活動等を実施する上での基本方針（カリキュラム・ポリシー）、達成しようとしている基本的な成果等を、「目標」とは、目的が達成されたかどうかを判断するための指標を、それぞれ指します。

(4) 自己点検・自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた学校の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、 機構が示す評価基準および別に定める『自己点検・自己評価実施要項』に基づいて、学校が自ら自己点検・自己評価を行うことが重要です。機構の評価は、学校が行う自己点検・自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ 等を含む）を分析して、その結果を踏まえて実施します。

(5) ピアレビューを中心とした評価

学校の教育活動等を適切に評価するために、専修学校の教員、業界関係者およびそれ以外の者であって学校の教育活動に関して識見を有する者によるピアレビューを中心とした評価を実施します。具体的には、他教員の授業への参観、他教員による研究・教育業績（論文・実践報告等）の査読等の実施状況を、ピアレビューとして評価します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

異議の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた学校、コンソーシアム等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 国際通用性のある評価

高等教育のグローバル化が進展しつつある現在、職業教育においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、学校における内部質保証システム、学修成果および教育情報の公表を重視した評価を実施します。

また、介護分野におけるこの評価では、諸外国に同様同等の教育機関が存在しないという現実を踏まえ、今後、我が国の知見が諸外国に活かされることを念頭に、国際的にも汎用性のある評価基準として策定します。

III. 介護福祉士の養成教育に特化した第三者評価基準項目

評価基準は、1～10 の基準（大項目）から構成されています。基準ごとに、その内容を説明した上で、基本的な観点（56 項目・中項目）が設定されています。

対象学校には、（1）基本的な観点ごとの分析、（2）各基準で指定されている【必須】の観点と、各学校が任意に選ぶ 2 つの観点、計 3 点の観点について、自己点検・自己評価することが求められます。また、学校の目的・目標に照らして、独自の観点を各学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点および学校が設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに具体的な実践例を示して回答できるかどうかで、判断されることになります。

【基準】（大項目）

- 基準 1 教育理念
- 基準 2 学校運営
- 基準 3 教育内容
- 基準 4 教育方法
- 基準 5 教員の資質向上
- 基準 6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育
- 基準 7 実習
- 基準 8 リカレント教育体制
- 基準 9 学生の募集と受け入れ
- 基準 10 内部質保証

基準 1 教育理念

この基準で評価を行う学校は、厚生労働省から介護福祉士養成施設としての指定を受けた専門学校で、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から「職業実践専門課程」の認定を受けている学校です。

介護福祉士養成施設は、わが国の少子高齢化の進展により、今後ますます需要が増大すると見込まれる高度な専門的介護人材を養成し、人々の安心・安全な生活の維持に寄与するという重要な使命を担っています。また、介護福祉士に必要な専門職としての倫理・価値、専門知識、技能を教授し、国家資格を有するに値する一定の水準まで到達させることを基本的な目的としています。

介護福祉士養成施設は、このような使命・目的を踏まえ、学校独自の教育理念・目的・育成人材像を明確に定め、学内外に広く公表するとともに、常に社会環境の変化や関連する業界等の人材ニーズに明確に応えた教育活動等を行うことが求められています。また、学校は社会のニーズを継続的に把握し、的確な見通しを持って将来構想を掲げていく必要があります。

この基準では、学校が掲げる教育理念・目的・育成人材像について、教育にどのように

に生かされているか確認し評価します。

基本的な観点（中項目）

- 1-1 【必須】社会のニーズ等を踏まえた将来構想を持っていますか
- 1-2 理念・目的・育成人材像は定められていますか
- 1-3 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合していますか
- 1-4 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいますか

基準2 学校運営

この基準では、これらの項目を点検する中で学校運営が適切に行われているか確認し評価します。

介護福祉士養成施設が教育目的を達成するためには、学校運営に関する明確な方針のもとに具体的な事業計画を立て、教員組織と事務組織が円滑に執行を進める体制が求められます。そのためには、法人及び学内における意思決定のルール、組織の役割分担と決定権限、組織運営等に関する諸規程を整備するとともに、業務運営の適正化と効率化を図る継続的な努力が必要です。

基本的な観点

- 2-1 理念に沿った運営方針を定めていますか
- 2-2 【必須】理念等を達成するための事業計画を定めていますか
- 2-3 人事・給与に関する制度を整備していますか
- 2-4 意思決定システムを整備していますか
- 2-5 情報システムに取り組み、業務の効率化を図っていますか

基準3 教育内容

この基準では、学校の目的・目標に照らして教育課程が体系的に編成されており、学生が介護福祉士として専門性を獲得できるカリキュラムとなっているかどうかを評価します。

また、今後ますます増加すると推測されるターミナルケアへの適切かつ専門的な対応、医療的ケアの実施等、介護福祉分野における喫緊の課題について、具体的に学べる教育内容となっているかを評価します。

基本的な観点

- 3-1 【必須】人権や尊厳など生命価値に関する教育をどう展開されていますか。
- 3-2 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目においてどのような教育を展開していますか。
- 3-3 専門職に必要な基礎的教養としての「人間と社会」、介護行為の根拠となる「ここりとからだのしくみ」などの教育をどのように展開していますか。
- 3-4 さまざまな対象者に応じた個別的なコミュニケーションの方法を習得させるため

に、どのような授業を展開していますか

3-5 認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させるために、どのような教育を行っていますか

3-6 ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのような授業を展開していますか

3-7 医療的ケアに関する専門的な知識・技術を習得させるために、どのような授業を展開していますか

基準4 教育方法

この基準では、高齢化の進展とともに増加している認知症高齢者に関する知見、エビデンスのある介護を提供するために重要な介護計画を作成し実行するための一連の専門的技術等、介護福祉士として特に求められている能力を学生が獲得できる教育内容であるかを評価します。

基本的な観点

4-1 【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確認できる体制をどのように作っていますか

4-2 養成校の卒業時到達目標を達成するためにどのようなカリキュラムを作り、それをどのように授業展開していますか

4-3 それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブーラーニングはどの様に展開されていますか。

4-4 関係施設の職員や介護関係（企業を含む）者や市民など、学外関係者との交流などを教育のどう取り入れていますか。また、実習以外のインターンシップなど特別の工夫を行っていますか

4-5 養成施設の教育方法の向上を目指すために、特色ある独自の取り組みとして、どのような事を行なっていますか。

基準5 教員の資質向上

この基準では、介護福祉士養成施設としての、教職員等に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）、教職員の資質の向上を図るために取り組みが適切に行われているかを評価します。また、教員がお互いに連携し研鑽し合うための自己点検・評価が適切に行われているかを評価します。

基本的な観点

5-1 【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのように確保していますか（サポートしていますか）。

5-2 各教員の担当・適性に応じた教育技術（授業技術）向上をどのようにサポートしていますか。

5-3 各教員の担当・適性に応じたクラス運営・学生指導のスキル・質向上をどのようにサポートしていますか。

5-4 教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのように構築つしていますか

5-5 各教員の資質やその向上をどのように把握していますか。

5-6 教員の資質向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか。

基準6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育

この基準では、介護福祉養成施設での学びが、介護福祉士としての素養を身につけるものになっているか、さらに、将来介護福祉士として現場で活躍し続けるための動機づけとなっているかを評価します。学生が介護福祉専門職としての自らのキャリア形成を図ることができるような教育内容を、具体的に設定する必要があります。

また、介護福祉士の職能団体である日本介護福祉士会の倫理綱領等を取り入れることにより、高度専門職業人としての自覚を促し、この分野のリーダーとなり得る人材を育成する教育内容となっているかについても判断します。

基本的な観点

6-1 【必須】キャリア形成の仕組みを理解させるために、どのような取り組みを行っていますか

6-2 介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談を、どのように行っていますか

6-3 就職への自覚や意欲を持たせる教育を、どのように行っていますか

6-4 介護福祉を担う専門職の土台となる、社会人としての教養・一般常識・マナー等をどのように伝えていますか

6-5 介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準7 実 習

この基準では、実習先等との連携が定期的に実施され、それらの結果が教育の質の改善・向上につながっているかを評価します。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の資源等とも密接に連携する体制がとられているかも評価します。

基本的な観点

7-1 【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックを、どのように行っていますか

7-2 実習巡回時に実習指導者と十分なカンファレンスの時間を取りるために、どのような

働きかけをしていますか

7-3 本人の適性に基づいた実習が行えるようにするために、どのような体制をとっていますか

7-4 施設や住宅など多様な暮らしの特性を学ばせるために、どのような実習体制をとっていますか

7-5 実習先の実習指導者との懇談会等を、どのような方法、頻度で実施していますか

7-6 実習先との連携のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準8 リカレント教育体制

この基準では、学生が卒業後においても介護福祉士として継続して働き続けることができるようなフォローアップ体制が整備されているかを評価します。

また、介護福祉を専門的に学びたいという一般社会人の受け入れや、現場職員のリカレント教育を行う等、社会からの要請に応えているかを評価します。この点は、介護福祉士会との連携強化にもつながってきます。

基本的な観点

8-1 【必須】介護福祉士としての資質向上の責務や継続的な学習の必要性を、在学中にどのように教育していますか。

8-2 卒業後の就労意欲の維持向上（離職防止）のために、どのような取り組みを行っていますか。

8-3 卒業生の知識・技術の向上のためにどのような取り組みを行っていますか。

8-4 卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取り組みを行っていますか。

8-5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。

8-6 介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

8-7 資格取得後のキャリア形成について、どのように授業に取り入れていますか

基準9 学生の募集と受け入れ

この基準では、学生募集の活動状況や入学選考の状況などを確認し評価します。

学生の募集に当たっては、教育の特色や実績などの学校情報を正確に公表し、入学選考基準の明確化、学納金の適正化などを図り、定員を確保するよう努める必要があります。

基本的な観点

9-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいますか

9-2 【必須】学生募集を適切かつ効果的に行っていますか

- 9-3 入学選考基準を明確化し適切に運用していますか
- 9-4 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用していますか
- 9-5 留学生の募集及び受け入れについてどのようなことを行っていますか
- 9-6 学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準 10 内部質保証

この基準では、機関内部の質保証の取り組みや手続きを整備し、それが機能しているかを評価します。

介護福祉士養成施設は、法令や専修学校設置基準等の定めを遵守するだけでなく、職業実践専門課程の認定要件を満たして適正な教育運営を行うことが義務付けられています。さらに、養成施設で行われている教育の質について自己点検・自己評価や学校関係者評価を実施し、不十分な点を改善し、教育情報を積極的に公開して透明性の高い運営に務め、よりよい教育を提供するための継続的な活動が求められています。

この基準では、こうした学校自らが教育の質を保証する仕組みが有効に機能しているかを確認し評価します。

基本的な観点

- 10-1 自己点検・自己評価をどのように行っていますか
- 10-2 学校外からの評価をどのように行っていますか
- 10-3 評価の充実に向けて、どのような工夫を行っていますか
- 10-4 【必須】教育情報をどのように公開していますか
- 10-5 内部質保証についての特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか。

IV. 実施内容及び方法

(1) 評価プロセスの概要

評価は、対象学校における自己点検・自己評価と、その自己評価結果に基づいた機構における評価の二つのプロセスにより実施されます。

①学校における自己点検・自己評価

評価の最初のステップは、学校における自己点検・自己評価です。対象学校は、この『自己点検・自己評価実施要項』に従って、自己点検・自己評価を実施し、自己点検・自己評価書を作成します。評価は、10 つの基準ごとに、その内容 および基本的な観点に沿って実施します。

②機構における評価

基準ごとに、自己点検・自己評価の状況を踏まえ、基準に沿って適切な対応をしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。各基準は、いくつかの内容に分けて

規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されています。基本的な観点には、項目ごとにチェックする内容を掲げているので、チェック項目に沿って適切な対応をしているかどうかの判断をしていきます。

基準に沿って適切な対応をしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、適切な対応の上で取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

(2) 評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づいて、学校から提出された自己点検・自己評価書（根拠として提出された資料・データなどを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データなどの分析を行います。訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項などを中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価調査委員会において審議して、評価結果（案）が取りまとめられます。

(3) 異議申し立てと評価結果の確定

評価結果は、学校における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象学校に通知し、その内容等に対する異議の申立ての機会を設けます。異議の申立てがあった場合には、評価調査委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

(4) 評価結果の公表

今回の評価はあくまでも試行ですが、その結果は、事例として報告させていただきます。この際、対象学校のプライバシーは厳守します。将来的には、対象学校を含めて評価報告書として公表するシステムが構築される予定です。

評価報告書は、対象学校およびその設置者に提供します。そして、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載などにより、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、学校から提出された自己点検・自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイトに掲載することになります。

2. 第三者評価試行の自己点検・自己評価実施要項

はじめに

この試行的評価は、評価基準に基づいて、介護福祉士養成施設の教育活動などの総合的な状況について、基準に沿って適切な対応をしているかの判断を中心とした評価を実施します。

基準の内容は、養成施設の個性や特色が十分に發揮できるように、学校が有する目的・目標を踏まえて、教育活動などに関する評価を行うよう配慮されています。したがって、評価の実施にあたっては、モデル校が目的・目標を明示することが必要です。機構が評価を実施するにあたっては、各基準において、この目的・目標を踏まえることにより養成施設の個性や特色が評価に反映されることになります。

I. 自己点検・自己評価の方法

自己評価は、10項目（大項目）基準ごとに、その内容 および基本的な観点に沿って実施します。対象学校には、原則として、全ての「基本的な観点」（中項目）に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、基準に係る状況の記述の中から、養成施設の目的・目標に照らして優れた点や改善を要する点などを抽出して記述します。

この評価では、対象学校が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象学校においては、機構の定める評価基準に基づいて、自己点検・自己評価を実施してください。ただし、必須以外の自己評価項目については、選択する際に前回と違う項目を選択し、重複した項目を選択しないようにご注意ください。（自己点検・自己評価は3年に1回行うことを目安とする）自己点検・自己評価プロセスの概略は、下図のとおりです。以下にその内容を説明します。

基準 1～10 の自己点検・自己評価

- (1) 概要の記述 （基準ごとの全体のまとめ）
- (2) 観点ごとの分析
 - ・観点に係る状況、現在の状況
 - ・分析結果としての根拠理由

「観点に係る状況」についての分析結果とそれぞれを導いた理由を記述
- (3) 特に優れた点および、更なる向上を目指す点（改善を要する点）

II. 基準1～10の自己点検・自己評価

基準1～10の自己点検・自己評価結果の分析は、次に示す「観点の確認」、「観点ごとの分析・判断」および「基準の評価」（基準を満たしているかどうかの判断、ならびに優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待される点の抽出）の流れで行います。

(1) 自己点検・自己評価項目について

①概要の記述

評価基準に示された1～10の基準ごとに「基本的な観点」の確認（中項目）について

②「基本的な観点」ごとの分析・判断

「基本的な観点」（中項目）の【必須】1項目と対象学校が選択した2項目計3項目について

③特に優れた点および、更なる向上を目指す点（改善を要する点）

「基本的な観点」（中項目）の【必須】1項目と対象学校が選択した2項目計3項目について

機構における評価では、基準ごとに、対象学校の目的・目標を踏まえて基準に沿って適切な対応をしているかの判断を行います。機構における適切な対応かどうかの判断は、各基準における全ての基本的な観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があったとしても、これが直ちに適切な対応をしていないとの判断に結びつくわけではありません。

(2) 概要の記述

基準ごとに、「基本的な観点」（中項目4～7項目）の全てについて分析を整理し概要の記述を500字以内で記述してください。

概要是、当該基準全体の自己点検・自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施した評価の結果の報告書（以下「評価報告書」とよびます。）に原則として原文のまま転載します。対象学校においては、そのことに留意し、自己点検・自己評価書との整合性を確認した上で、記述してください。

(3) 「観点ごとの分析・判断」

評価基準の自己点検・自己評価を実施する際には、まず、基準ごとに示された基本的な観点に従って、養成施設の教育活動などを分析する必要があります。基本的な観点は、適切な対応をしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己点検・自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。基本的な観点の分析にあたっては、観点ごとに、「基本的な観点に係る状況」、「分析結果とその根拠理由・資料など」を記述してください。

各基準で指定されている中項目の中から【必須】の観点と、対象学校が任意に選ぶ2つの観点、計3点の観点について、500字以内で記述してください。自己点検・自己評価することが求められます。「基本的な観点に係る状況」については、目的・目標との関

連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況を記述してください。この際、取組みや活動の内容などの客観的事実を具体的に記述してください。対象学校の観点の状況が明確になるように、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データなどを示しつつ、それぞれの状況に応じた適切な記述が肝要です。

各観点に関して、対象学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることができます。それにより対象学校の個性や特色を表すこともできます。

「分析結果とその根拠理由」は、「基本的な観点に係る状況」についての分析結果（自己点検・自己評価による分析結果）を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「基本的な観点に係る状況」に記載した取組や活動の内容などの客観的事実を摘示しつつ記述してください。

(4) 特に優れた点および、更なる向上を目指す点（改善を要す点）

基準ごとに、観点の分析の中から、目的・目標に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」あるいは「更なる向上を目指す点」として抽出して、記述してください。なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述してください。

(5) 自己点検・自己評価の根拠となる資料・データなどの示し方

資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した状況説明などとの関係が容易に確認できる位置（コピーの貼付や差込でも構いません。）に記載してください。その際、資料・データなどを記載することにより本文が読みにくくなることがないように、本文中に記載する資料・データなどは必要最小限としてください。なお、根拠となる資料・データなどは、字数制限外とします。

*69 頁 資料「自己点検・自己評価の根拠となる資料・データ（例）」参照願います

本文中に記載することで読みにくくなる場合、または不開示情報や著作物など公表に相応しくない場合には、別添として記載してください。この場合においても、自己点検・自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等を別添とするなど、必要最小限としてください。

資料・データなどの記載にあたり、下記の事項にご留意ください。

- ①本文中または別添の資料・データなどには、その名称や出典（該当ページ番号を含めて）を必ず明記してください。ウェブサイトのURLを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるURLを明記してください。
- ②縮小して貼付する場合などには、内容が明確に判別できるように配慮してください。判別の困難な資料・データなどについては、再提出していただく場合もありますので、注意してください。

- ③資料・データなどには、対象学校で作成した自己点検・評価報告書や学校関係者評価報告書の該当部分等も活用できます。
- ④機構において、評価を実施するにあたり、資料・データなどが不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- ⑤資料・データなどを、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- ⑥別紙『介護福祉士の養成教育に特化した第三者評価シートの基準評価表』に資料・データなどの例示が掲載されていますので、適宜参考にしてください。

(6) その他の留意事項

- ①書類に記述などの不備がある場合は、再提出または追加提出を求めることがあります。
- ②評価報告書に原則として原文のまま掲載される「養成施設の現況および特徴」、「養成施設の目的・目標」、「概要の記述」については、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

(7) 養成施設の現況票について

機構における評価では、対象学校の当該基準に係る基本的な観点の自己点検・自己評価結果を分析する際に、養成施設現況票に記載された内容を参考にしますので、評価実年度5月1日現在の数値などを記述してください。(学校パンフレット、学校関係資料、学校統計などを代用することが可能です。)

対象学校においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己点検・自己評価する際に、学校現況票を資料・データなどの一つの根拠として用いて、自己点検・自己評価報告書を記述してください。

下記(1)～(4)については、学校運営基準にもとづく資料や刷子などがあればそのコピーでもかまいません。

- (1) 養成施設名・設置者・本部所在地・開講年度
- (2) 課程・学科の構成
- (3) 教育課程
- (4) 施設の概要

記載事項(例として)

(1)学校の名称・所在地など

- ①設置者②学科名③本部の所在地④開設年度⑤修業年限⑥入学定員
⑦編入学定員⑧収容定員⑨平均入学定員充足率 ⑩教育課程（修了要件単位数、履修科目（課目）の登録期間および単位数 教職員組織、専任教員数、教員基準数、兼任教員数、学習環境など

(2) その他

- ①校地面積（校舎敷地面積、その他敷地面積 ②校舎面 ③教室等施設（講義室、

演習室、 実験実習室、 情報処理学習施設、 語学学習施設等の各室数) ④図書館・図書資料など (図書館 面積・閲覧座席数、 図書館開館時間、 図書冊数、 学術雑誌冊数、 電子ジャーナル種数、 視聴覚 資料など点数) ⑤附属施設、 その他の施設

III自己点検・自己評価報告書の提出方法

1. 自己点検・自己評価書の提出方法

- (1) 自己点検・自己評価書は、 紙媒体を 2 部、
- (2) 電子媒体 (MS-Word 版・P D F) を 1 部
- (3) 根拠となる資料・データなどを別添とする場合には、 当該別添資料を 2 部

電子媒体を提出する際には、 次の点に注意してください。

- ①電子データを保存した、 CD-R、 DVD-R、 USB メモリーのいずれかを提出してください。
- ②外字は使用しないでください。
- ③漢字コードは、 原則として JIS 第 1、 第 2 水準の範囲で使用してください。
- ④機種に依存する文字は、 できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号、 省略文字、 囲み数字等
- ⑤人名等で JIS 第 1、 第 2 水準にない漢字は、 代替文字もしくは、 かな書きとしてください。

2. 提出締切および提出先

- ・提出先・問合せ先

日本福祉教育専門学校 文部科学省委託事業 事務局 鈴木宛

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-6-15

TEL 03-3982-2800

E-mail : t-suzuki@nippku.ac.jp

- ・提出締切 10月24日

資料　自己点検・自己評価の根拠となる資料・データなど（例）

基本的な観点について分析を行う際に必要と考えられる資料・データなどを例示しています。これらはあくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データなどを要求するものではありません。対象学校の目的・目標や状況などに応じた資料・データなどを用意して下さい。

基準1 教育理念

基本的な観点（中項目）

1-1 【必須】社会のニーズなどを踏まえた将来構想を持っていますか

1-2 理念・目的育成人材像は定められていますか

1-3 育成人材像は専門分野に関連する業界などの人材ニーズに適合していますか

1-4 理念などの達成に向け特色ある教育活動に取組んでいますか

根拠となる資料（例）

- ・学則
- ・入学案内
- ・募集要項
- ・教育課程編成委員会に係る諸規定
- ・委員名簿
- ・学校ホームページなど

基準2 学校運営

基本的な観点

2-1 理念に沿った運営方針を定めていますか

2-2 【必須】理念などを達成するための事業計画を定めていますか

2-3 人事・給与に関する制度を整備していますか

2-4 意思決定システムを整備していますか

2-5 情報システム化に取組み、業務の効率化を図っていますか

2-6 国家試験に対する方針は明確になってていますか

根拠となる資料（例）

- ・中期目標
- ・中期計画
- ・年度計画
- ・就業規則
- ・学則
- ・組織図
- ・システム最適化計画など

基準3 教育内容

基本的な観点

- 3-1 【必須】人権や尊厳などの価値に関する授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・人権・価値・虐待に関する授業内容がわかる資料
- 3-2 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目においてどのような授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・介護過程生活支援に関する授業内容がわかる資料
 - ・事例検討会記録
- 3-3 専門職に必要な基礎的教養としての「人間と社会」、介護行為の根拠となる「ここからだのしくみ」などの授業をどのように行っていますか
- ・シラバス
- 3-4 さまざまな対象者に応じた個別的なコミュニケーションの方法を習得させるために、どのような授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・コミュニケーション関連授業の実践記録
 - ・実習記録（施設側からの評価など）
- 3-5 認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・特別講義などの内容
 - ・学生の反応に関する資料
 - ・実習評価
- 3-6 ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・授業実践内容（使用した教材、DVD、ゲストスピーカー）
 - ・学生の反応を示せる記録物
- 3-7 医療的ケアに関する専門的な知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか
- ・シラバス
 - ・現場との連携に関する記録
 - ・学生の反応やアンケートなど

基準4 教育方法

基本的な観点

4-1 【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確

認できる体制をどのように作っていますか

- ・卒業時到達目標
- ・学生便覧
- ・履修のてびき

4-2 養成校の卒業時到達目標を達成するためにどのようなカリキュラムを作り、それを

どのように授業で行っていますか。

- ・学生便覧
- ・カリキュラム表
- ・履修の手引き
- ・個々の判定会議などの記録

4-3 それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブラー

ニングはどのように行われていますか

- ・シラバス
- ・会議議事録
- ・教授支援体制

4-4 関係施設の職員や介護関係（企業を含む）者や市民など、学外関係者との交流な

どを授業にどのように取り入れていますか。また、実習以外のインターンシップな

ど、特別の工夫を行っていますか

- ・企業などとのインターンシップ実績記録
- ・ゲストスピーカ（地域賃、家族、施設関係者、先輩）実績記録など
- ・シラバス

4-5 養成校の教育方法の向上を目指すために、特色ある独自の取り組みとして、どの

ような事を行なっていますか

- ・シラバス
- ・実習形態

基準5 教員の資質向上

基本的な観点

5-1 【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのように確保・サポートしていますか

5-2 各教員の担当・適性に応じた授業技術向上をどのようにサポートしていますか

5-3 各教員の担当・適性に応じたクラス運営・学生指導のスキル・質向上をどのようにサポートしていますか

5-4 教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのように作っていますか

5-5 各教員の資質やその向上をどのように把握していますか

5-6 教員の資質向上のために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行っていますか

根拠となる資料（例）

- ・事業計画書
- ・事業報告書
- ・研修計画書
- ・報告書
- ・研修案内
- ・企画書類
- ・教職員会議録
- ・授業担当表（時間割）
- ・FD 報告書
- ・自己点検・自己評価結果書※
- ・授業アンケート※
- ・教育・研究業績書※

（※個人情報を考慮されたもの）

基準6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育

基本的な観点

6-1 【必須】キャリア形成の仕組みを理解させるため、どのような取組みをしていますか

6-2 介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談をどのように行っていますか

6-3 就職への自覚や意欲を持たせる指導をどのように行っていますか

6-4 介護福祉を担う専門職の土台となる、社会人としての教養・一般常識・マナーなどをどのように伝えていますか

6-5 介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育のために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

根拠となる資料（例）

- ・シラバス
- ・学校案内
- ・オープンキャンパス資料

基準7 実習

基本的な観点

7-1 【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックをどのように行っていますか

7-2 実習巡回時に実習指導者と十分なカンファレンスの時間を取りるために、どのような働きかけをしていますか

7-3 本人の適性に基づいた実習が行えるようにするためにどのような体制をとっていますか

7-4 施設や居宅など多様な暮らしの特性を学ばせるためにどのような実習体制をとっていますか

7-5 実習先の実習指導者との連絡調整会や研究会などをどのように方法、頻度で実施していますか

7-6 実習先との連携のために、特色ある独自の取組みとしてどのようなことを行なっていますか

根拠となる資料（例）

- ・実習要項.
- ・実施マニュアル
- ・実習巡回記録
- ・実習報告書
- ・連絡調整会議事録
- ・実習指導者会議事録
- ・実習事前事後報告書
- ・事例発表会
- ・学校案内
- ・事業計画書. 事業報告書
- ・ISO 関連書類など

基準8 リカレント教育体制

基本的な観点

8-1 【必須】介護福祉士としての資質向上の責務や継続的な学習の必要性を、在学中にどのように指導していますか

8-2 卒業後の就労意欲の維持向上（離職防止）のために、どのような取組みを行っていますか

8-3 卒業生の知識・技術の向上のためにどのような取組みを行っていますか
8-4 卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取組みを行っていますか

8-5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。

8-6 介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

8-7 資格取得後のキャリア形成について、どのように授業に取り入れていますか。

8-5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。

8-6 介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか。

8-7 資格取得後のキャリア形成について、どのように授業に取り入れていますか。

根拠となる資料（例）

- ・事業計画書
- ・事業報告書
- ・授業計画書（指導案）
- ・卒業生の相談記録※
- ・教職員会議録※
- ・自主勉強会、交流会企画書、案内状
- ・卒業生への通信・案内状
- ・その他の取組みに関する企画書類など

（※個人情報に配慮されたもの）

基準9 学生の募集と受け入れ

基本的な観点

9-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取組んでいますか

9-2 【必須】学生募集を適切かつ効果的に行ってていますか

9-3 入学選考基準を明確化し適切に運用していますか

9-4 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用していますか

9-5 留学生など、多様な人材の募集及び受け入れについてどのようなことを行っていますか

9-6 学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

根拠となる資料（例）

- ・入学案内
- ・募集要項
- ・学校ホームページ
- ・各種イベント案内など

基準 10 内部質保証

基本的な観点

- 10-1 自己点検・評価をどのように行っていますか
- 10-2 学校関係者評価をどのように行っていますか
- 10-3 評価の充実に向けてどのような工夫を行っていますか
- 10-4 【必須】教育情報をどのように公開していますか
- 10-5 内部質保証についての特色ある独自の取組みとしてどのようなことを行っていますか

根拠となる資料（例）

- ・内部監査・外部監査に係る諸規定
- ・従来の評価書
- ・学校ホームページ など

3. 第三者評価試行の評価実施手引書

はじめに

対象学校は、『自己評価実施要項』に沿って、自己評価を行い、自己評価書を機構に提出します。機構における評価は、この自己評価書を分析する書面調査から始まります。書面調査は、評価委員会が行います。書面調査を行うにあたって、次の点について留意します。

- ①対象学校の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- ②この評価は、対象学校が競争的環境の中で個性が輝く学校として一層発展するためには、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、対象学校の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

I. 評価の実施体制について

(1) 実施体制 一 評価調査委員会の役割

評価を実施するにあたっては、専修学校に関して高く広い見識を有する関係者、当該専門分野の関係者ならびに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者から構成される専修学校職業実践専門課程（介護分野）第三者評価調査委員会（以下「評価調査委員会」とよびます。）を設置します。評価調査委員会は、当該企画実施委員会の下で、決定します。

評価調査委員会は、次の事項を審議・決定します。

- ①評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ②第三者評価報告書の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このために、評価調査委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価調査委員が評価を実施します。評価調査

(2) 委員会の評価プロセスとスケジュール

評価調査委員会における評価のプロセス

- (1) 自己点検・自己評価報告書の書面調査
- (2) 訪問調査

- (3) 評価結果（案）の作成
- (4) 意見の申立てへの対応および
- (5) 評価結果の確定

＜評価調査委員会における主な審議事項とスケジュール＞

評価調査委員会	開催時期	審議事項等
第1回	7月～8月	○評価担当者の研修 ○委員長の決定 ○書面調査・訪問調査の基本的な方法や手順の決定
第2回	10・11月	○書面調査による分析結果の審議・決定 ○訪問調査での確認事項、役割分担の決定 ○書面調査による分析状況および訪問調査時の確認事項を
第3回	12月	○評価結果（案）の審議・決定 ○評価結果（案）を対象学校に通知
第4回	1月	○異議の申立てへの対応の審議 ○評価結果の確定

II. 書面調査

(1) 基準ごとの評価

①総評

評価基準に示された基本的な観点が全て分析されているか確認します。

各観点に関して、モデル校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、評価に目標等の達成状況を反映させていることも想定されますので、モデル校の個性や特色を考慮し、根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

②基準の評価

前記の「観点ごとの分析・判断」の結果に基づき、基準1～10の基準ごとに書面調査による「基準ごとの分析状況」を検討します。「基準ごとの分析状況」は、最終的な評価報告書の「評価結果」の根拠となるものであることから、その視点で前記の「観点ごとの分析・判断」を精選・整理し、基準を踏まえて標準的に対応しているかどうかの判断します。

③優れた点、改善を要する点および更なる向上が期待できる点の抽出

基準ごとに、前記の「観点ごとの分析・判断」から、対象学校の目的・目標に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」、改善を要する点に対し「更なる向上を期待する点」として抽出します。なお、優れた点および改善を要する点を抽出する際、下

表の考え方を参考にします。

優れた点	①養成施設の目的・目標に照らして、優れていると判断されるもの。 ②養成施設の目的・目標に照らして、特色ある、または個性ある取組と判断されるもの。 ③教育活動等の改善に向けて先進的な取組と判断されるもの。 ④養成施設一般に期待される水準からみて、優れていると判断されるもの。
更なる向上を期待する点	①養成施設の目的・目標に照らして、改善が必要と判断されるもの。 ②養成施設一般に期待される水準からみて、改善が必要と判断されるもの。

④基準ごとの評価

上記の分析結果に基づき、当該観点に係る状況を、モデル校の目的・目標を踏まえて、当該観点に相応しい判断方法を用いて判断します。その際、モデル校の状況から、下表のような判断を示す記述の例示を参考にしつつ、

1. 「特に優れた独自性及び総合的にすぐれている」
2. 「基準に対して他に例のない独自性がある」
3. 「基準に対して標準的に対応している」、
4. 「基準の対応には努力が必要である」の4段階で判断します。

また、根拠となる資料・データ等が不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」とします。なお、特記すべき事項があると判断される場合には、その取組を適宜記述します。

評価	評価判断を示す例示	評価ポイント
特に優れた独自性及び総合的にすぐれている	・目標を十分に達成している ・優れた独自性と特徴ある取組を実施している ・学修成果目標を達成課題として明確に定めている	3
基準に対して他に例のない独自性がある	・目標を十分に達成している ・優れた取組を実施している ・学修成果目標を明確に定めている	2
基準に対して標準的に対応している	・目標を達成している ・実施している ・学修成果目標が定めている	1
基準の対応には努力が必要である	・目標をおおむね達成している ・実施していない ・学修成果目標を定めていない	0

III. 調査訪問

(1) 実施体制と事前準備

評価調査委員会から構成される訪問調査チームが、訪問調査を実施します。評価調査委員会が行う事前準備の概略は、次のとおりです。

①訪問調査の進行、役割分担の決定

評価調査委員会は、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、モデル校に係る調査内容や個別事情を踏まえて、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法の方針を決定します。また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

(2) 実施内容と方法

①モデル校関係者（責任者）との面談

「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、モデル校の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるように、モデル校関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己点検・自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄についても、モデル校の関係者（責任者）から補足説明または資料・データ等の提供を受けます。面談者は、校長、学科長等の責任を有する立場にある者とします。

②モデル校の一般教員、支援スタッフおよび関連する教育施設のスタッフとの面談

モデル校関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該モデル校が行う教育活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

③学生、修了生との面談

教育を受けている学生としての立場、および既に修了した社会人等の立場から、当該モデル校における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学修環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

④教育現場の観察

授業の参観や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。また学生にインタビューをすることもあります。（授業に関しては、評価調査委員が任意で選びます）

学修環境（図書館、教育施設、自主的学修・情報教育関係の施設・設備および学生支援施設等）の状況やバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、実際の利便性や機能面などについて、実態はどのようにになっているか、自己点検・自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

⑤根拠となる資料・データ等の補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠となる資料・データ等および現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。また、自己点検・自己評価報告書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

（3）訪問調査スケジュール（例）

下表のスケジュールは一例であり、実際のスケジュールでは、モデル校の規模や調査内容などにより、異なります。

<第一日>

時刻	事 項
10:00～	学校関係者（責任者）との面談
10:30～	教育現場の視察及び学修環境の状況調査（授業参観等）
12:00～	昼 食 ・ 休 憩
13:00～	学校の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育施設のスタッフとの面談
14:00～	教育現場の視察及び学修環境の状況調査
15:30～	根拠となる資料・データ等の補完的収集① 及び訪問調査チーム会議
17:00～	休 憩
17:15～	学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取
18:00～	訪問調査チーム会議

IV訪問調査の実施内容・方法と調査結果のとりまとめ

モデル校の関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、次の「実施内容と方法」に掲げる事項を基本としますが、モデル校の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。

（1）評価結果（案）の作成

評価調査委員会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、委員会としての評価結果（案）を作成します。

この評価結果（案）は、モデル校に通知されます。モデル校には、この評価結果（案）

の内容等に対する異議の申立ての機会が設けてあります。

(2) 異議申立てへの対応と評価結果の確定

モデル校から異議の申立てがあった場合には、評価調査委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。この際モデル校から異議の申立てがなかった場合には、原則として、評価結果（案）がそのまま評価結果として確定します。

評価調査委員会の下に審査会を設け、審議を行います。その異議をふまえて、評価調査委員会において最終的な決定を行います。

(3) 評価結果（案）に対するモデル校の異議申立て

評価調査委員会は、機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）をモデル校に通知します。対象学校は、機構から通知された評価結果（案）に対して異議がある場合、申立てを行います。

(4) 評価結果の確定と第三者評価報告書の作成

評価結果（案）に対する異議の申立ての機会を経て、評価調査委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないとの判断に対する異議の申立てがあった場合には、評価調査委員会の下に異議申立審査会を設け、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価調査委員会において評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめます。評価報告書は、モデル校およびその設置者へ通知し、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

別紙1　自己の関係する学校の範囲について

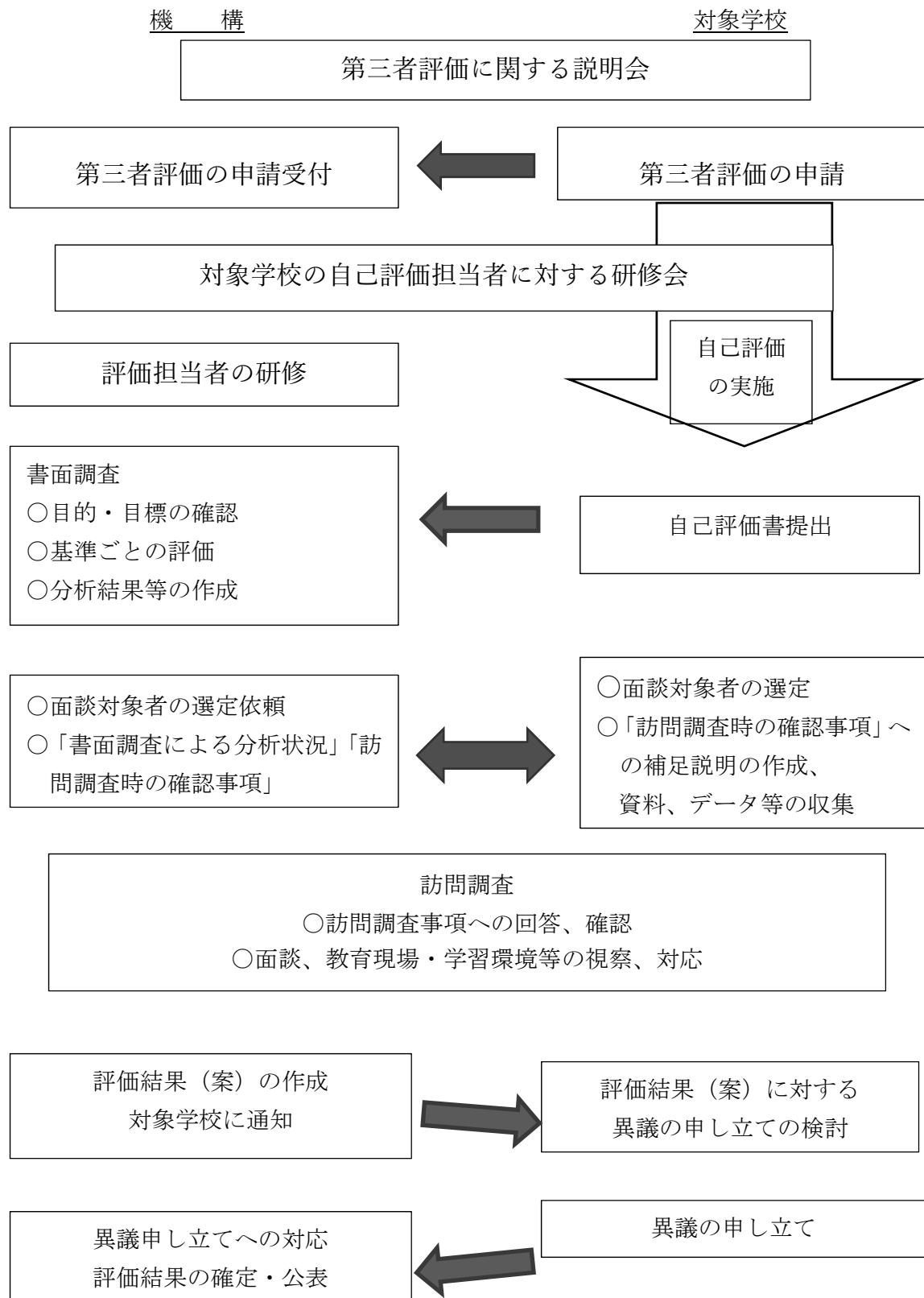
評価の公正さを担保するために、評価調査委員は、自己の関係する学校の評価には参画できないこととする。自己の関係する学校の範囲は、次のように定める。

- 1 評価対象学校に専任として在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 2 評価対象学校に兼任として在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 3 評価対象学校に役員として在職（就任予定を含む）し、または過去3年以内に在職していた場合
- 4 評価対象学校の教育または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む）、または過去3年以内に参画していた場合
- 5 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付　　記

この申合せにおいて、専任とは、当該学校を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の学校又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

別紙2 専修学校職業実践専門課程（介護分野）第三者評価試行の全体像



4. 介護福祉の養成教育に特化した第三者評価システムの基準評価表

基準 (大項目)	基本的な観点 (中項目)	観点のチェック項目（具体的な課題の事例） (小項目)	根拠となる資料 (例)
基準 1 教育理念	1-1 【必須】社会のニーズ等を踏まえた将来構想を持っていますか、	・国の政策動向や介護業界のニーズを、将来構想・中期目標等に反映させている。	学則・入学案内・募集要項 教育課程編成委員会に係る諸規定・委員名簿
	1-2 理念・目的育成人材像は定められていますか、	・教育理念や育成を図る人材像を明確に規定し、教員・学生等に周知徹底している。	
	1-3 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合していますか、	・介護・医療に係る制度動向や介護業界のニーズを適時的確に把握し、人材像に反映させる仕組みがある。	学校ホームページ等
	1-4 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいますか、	・教育理念や人材像を具体的な教育内容に落とし込む仕組みが確立している。	
	2-1 理念に沿った運営方針を定めていますか、	・教育理念と整合した運営方針を定めている。	
基準 2 学校運営	2-2 【必須】理念等を達成するための事業計画を定めていますか、	・教育理念を基に、最新の進学・就職等の動向も踏まえた事業計画を策定し、適宜改定している。	中期目標・中期計画・年度計画 就業規則・組織図 システム最適化計画等
	2-3 人事・給与に関する制度を整備していますか、	・優秀な教員等スタッフの確保が可能な人事・給与制度を確立している。	
	2-4 意思決定システムを整備していますか、	・関係者の叡智を集約しつつ、迅速かつ明確な意思決定が可能な仕組みを確立している。	
	2-5 情報システム化を取り組み、業務の効率化を図っていますか、	・ICTを巡る最新の動向を踏まえ、情報システムの最適化を図る仕組みを確立している。	

<p>3-1 【必須】人権や尊厳など生命価値に関する教育をどう展開されていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・尊厳を理解する事が、介護実践における基本的な姿勢であること伝えている。 ・個人の生活や背景、年齢や社会変化に伴い、価値の多様性に触れながら講義している。 ・身体拘束・虐待について考える機会を設けている。 (専門職としての感情のコントロール)
<p>基準3 教育内容</p>	<p>3-2 個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目においてどのような教育を展開していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICFの概念に基づいてアセスメントを行うなど、介護過程が展開できる教育内容になっている。 ・事例を活用した介護過程の展開ができる教育が行なわれている。 ・自立した生活に向けて環境（人的・物的）整備するための教育が行なわれている。 ・介護過程の理論と実習体験を関連づけながら、介護過程を展開できる教育がお行なわれている。 ・介護過程に運動した、根拠のある、介護技術としての教育が行なわれている。 ・グループワークの活用など 学生が主体的に取り組める（介護過程・生活支援技術）教育が行なわれている。 ・自分の体を守るための理論と実践を理解できる教育が行なわれている。 <p>3-3 専門職に必要な基礎的教養としての「人間と社会」、介護行為の根拠となる「こことからだのしくみ」などの教育をどのように展開していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民としての常識（憲法・自由権・社会権）など、介護職に必要な法律がわかりやすい教育内容になっています。 ・介護に必要な観点として、医学・看護・リハビリテーションの関連性を伝えている。 <p>3-4 さまざまな対象者に応じた個別的なコミュニケーションの方法を習得させるために、どのような授業を展開していますか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と、その家族の言葉を傾聴し、受容の姿勢で、共感的理解などができるような指導がなされている。 ・体験的にコミュニケーション技術を習得できる教育内容になっています。(ロールプレイ、グループディスカッションなど) ・授業に障害者、難病等当事者との実践的なコミュニケーション体験を取り入れている。

<p>3-5 認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させするために、どのような教育を行っていますか</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症について医学的・心理的・社会的等、多角的な理解ができるような教育が行わわれている • 認知症の状況の如何によらず、すべての人が専門ある存在であることを伝えている • 個々の状況や個人の特性に応じたコミュニケーション技術を教授している • 認知症への専門的な対応の手法（ペーソンドセントードケア、回想法、リアリティ・オリエンテーション、バリデーション、ユマニチュード等）を教授している 	<p>シラバス 特別講義等の内容と学生の反応に関する資料 実習評価</p>
<p>基準 3 教育内容</p>	<p>3-6 ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのように授業を開いていますか</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全人的ケアの必要性を伝えている • ターミナルケアの終結に開連して、エンゼルケアの知識と技術を教授している • 家族支援（グループケアも含む）などに関する内容を講義している。 • チームケア・多職種連携を事例や実習体験と関連づけて理解できるよう授業をすすめている。 • 利用者の家族などに対するグリーフケアに関する講義を、授業に取り入れている
		<p>シラバス 授業実践内容 (使用した教材、DVD、ゲストスピカーなどと学生の反応を示せる記録物)</p>
	<p>3-7 医療的ケアに関する専門的な知識・技術を習得させるために、どのような授業を開いていますか</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 医師法、医療法の規定に言及し、医行為について説明している • 介護福祉士が行う医療的ケアについて、根拠法を示してその範囲を確実に周知させている • 医療職との連携について、具体的な事例を示している • 介護福祉士は福祉職であるという認識を徹底させている • 実践現場との連携（実地研修または、見学）の機会を設けている。

4-1 【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確認できる体制をどのように作っていますか、	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシーが示されている ・ディプロマポリシーが、教員に周知されている ・ディプロマポリシーを、入学時あるいは新年度初頭のオリエンテーション、ガイダンス等で学生に説明している 	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムポリシーが示されている ・カリキュラムポリシーが、教員に周知されている ・カリキュラムポリシーを、入学時あるいは新年度初頭のオリエンテーション・ガイダンス等で学生に説明している ・カリキュラムマップにより、科目・授業の位置づけが明確にされている ・カリキュラムマップを、入学時あるいは新年度初頭のオリエンテーション・ガイダンス等で学生に説明している ・基準・授業に対するプロセス評価・アウトカム評価を行っている ・授業に対するプロセス評価・アウトカム評価の結果を、カリキュラムの見直し等に活かしている 	<p>4-2 養成校の卒業時到達目標を達成するためにどのようなカリキュラムを作り、それをどのように授業展開していますか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業に主体的に参加し発言できる授業内容になっています。 ・授業に共同作業ができる内容が取り入れられている。 ・自己学習が進め、授業に活かせるための宿題をだしている。 ・問題解決型学習方法を取り入れている。 ・教員間でシラバスの調整が行なわれている。 	<p>4-3 それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブラーニングはどのように展開されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護実習以外企業などに、インターンシップを取り入れている。 ・授業に家族や地域の一般市民の声を取り入れている。 ・授業に施設関係者や先輩の生の声を取り入れている。
基準4 教育方 法	4-4 關係施設の職員や介護関係（企業を含む）者や市民など、学外関係者との交流などを教育の取り入れていますか。また、実習以外のインターンシップなどを特別の工夫を行っていますか。	4-5 養成校の教育方法の向上を目指すために、特色ある独自の取り組みとして、どのような事を行なっていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に在宅、地域包括的ケアにおける介護福祉士の役割の理解を取り入れている。 ・介護予防の視点を伝える授業や実践の機会を設けている。 	<p>シラバス 企業等とのイ ンターンシッ プ実績記録 ゲストスピー カ実績記録な ど</p> <p>シラバス、 実習形態</p>

<p>5-1 【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのようになりますか。(サポートしていますか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間研修計画書を提出させ、できる限り自主的な研修参加の機会を確保している。 ・研修計画書がマンネリ化しないように工夫されている。 ・研修報告書を提出させている。 ・研修参加について出張扱いや費用負担を通して教員の負担を軽減している。 ・全国規模・地域規模の研修は、介養協主催のものや他団体主催のものも含めて全教職員に公平に参加機会を提供している。
<p>5-2 各教員の担当・適性に応じた教育技術(授業技術)向上をどのようにサポートしていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員に研究費、図書購入費などの補助をしている。 ・全教員に週1日の研究日を確保している。 ・経験年数に応じて補助教員、副担当、主担当などの役割を段階的に担わせたり、チューター制度を採つたりしている。
<p>5-3 各教員の担当・適性に応じたクラス運営・学生指導のスキル・質向上をどのようにサポートしていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員会議を計画的に実施している。 ・学生指導や教育への利用等、学生情報を定期的な教員会議や職員会議で全教職員が共有している。 ・1人の教員に負担が偏らないように、主担任・副担任制をとっている。
<p>5-4 教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのようにつくっていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学内学会、研修会を企画し、全教員に参加機会を提供している。 ・教員間で相互の授業見学を行っている。・各教員が参加した研修について、報告書に基づいて二次研修を行っている。 ・年度ごとに担当科目を見直し、全教員で共通認識をもつて授業に臨めるようしている。 ・介護実践上の基本的な課題(人間観・倫理・尊厳の保持・虐待防止・ハラスメント防止など)に関する教育力向上に向けた取り組みはありますか、
<p>5-5 各教員の資質やその向上をどのように把握していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動を計画的に実施している。 ・教員の自己点検・評価が、学内で定期的に行われている。 ・学生による授業アンケートを実施し、自己点検・評価とともに改善・向上計画を提出させている。 ・教育・研究業績について、教員間のピアレビューが行われている。

基準 5 教員の 資質向上	<p>・年次有給休暇を規定日数以上確保している。 ・教員のメンタルヘルスをサポートする体制をとっている。 ・地域住民向け研修講師や地域団体への関与などで見識を広げる機会も資質向上に重要と捉え、外部依頼を各教員で公平に担当させている。 ・介護業界の将来を展望し教育内容に反映させていますか、 ・前項の取り組みは教員間で共有されていますか、</p> <p>6-1 【必須】キャリア形成の仕組みを理解させるため、どのような取り組みを行っていますか、</p> <p>6-2 介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談を、どのように行っていますか、</p> <p>6-3 就職への自覚や意欲を持たせる教育を、どのように行っていますか、</p> <p>6-4 介護福祉士を担う専門職の土台となる、社会人としての教養・一般常識・マナー等をどのように伝えていますか、</p> <p>6-5 介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか</p> <p>7-1 【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックを、どのように行っていますか、</p>
	<p>・介護現場の管理職よりキャリア形成の具体的な仕組みについて説明を受ける機会を設けている。 ・介護福祉士会が生涯研修制度などを紹介する場を作っている。 ・認定介護福祉士、キャリア段位制度など資格取得後にさらに取得する資格について紹介している</p> <p>・介護現場実習において、基本的な観点に基づく効果的な個別面談を行っている。 ・日本介護福祉士会倫理綱領および行動規範に基づき、社会的使命等を習熟できるような個別指導をしている</p> <p>・介護領域の講義・演習・実習から、介護福祉士として就職することへの自覚や意欲を高める教育を行っている ・様々な介護現場を見学・実習し介護分野の幅を広げることによって、就職への意欲を高めている</p> <p>・介護福祉士が支援を行う際に必要な知識（歴史的背景や文化、産業について等）を特色ある独自の講義・演習の中で教授している ・一般常識・マナーに関して、専門職としての資質について考えるようロールプレイなどを通して学生が主体的に学ぶ機会を設けている</p> <p>・特色ある独自の取り組みを可視化し、学生や保護者にわかりやすく明示することができる</p> <p>・実習要項、 実施マニュアル、</p>

	<p>7-2 実習巡回時に実習指導者と十分な力 ンフアレンスの時間を取るために、どのような働きかけをしていますか</p> <p>7-3 本人の適性に基づいた実習が行える ようになりますか</p> <p>7-4 施設や居宅など多様な暮らしおの特性 を学ばせるために、どのように実習体制 を行なっていますか</p> <p>7-5 実習先との連携のために、特色ある 独自の取り組みとして、どのようなこと を行なっていますか</p> <p>7-6 実習先の実習指導者との懇談会等 を、どのように方法、頻度で実施してい ますか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 巡回指導教員と実習指導者が、巡回指導の計画（日程）について綿密に連絡を取り合っている 巡回指導教員が、巡回指導に十分な時間を確保している 実習指導者に教育をもらうことを理解してもらっている 実習に関する本人の希望を調査している 実習に関する個別面談を行っている 福祉現場へのインターンシップを行っている 実習中の学生の様子が分かるよう施設に学生の行動記録を記入するなどの協力を得ている。 地域資源である団体・機関（社会福祉協議会、ボランティアグループ等）と連携している 利用者との個別的な関わりを学ばせる体験学習（里孫実習等）を取り入れている 特色ある独自の取り組みを可視化し、実習施設に伝え、共有することがで きている 実習先の情報（施設概要他）を講義等に取り入れている。 実習生の情報（指導する上で留意点や特徴など）を事前に伝える仕組み がある。 実習先の実習指導者との打ち合わせの機会を、学内または実習先施設で計 画的に設けている 年に1回以上実習指導者懇談会を開催している 	<p>実習巡回記 録、 実習報告書 懇親会議議 事録、 寒習事前事 後報告書 事例発表書 学校案内 事業計画書 事業報告書 ISO 関連書類</p>
基準 7 実習	<p>8-1 【必須】介護福祉士としての資質向上 の責務や継続的な学習の必要性を、在学 中にどのように教育していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複数科目で、社会福祉士及び介護福祉士法の条文について十分な理解を促 すための工夫をしている。 介護福祉士の責務や継続学習の必要性について、卒業生を授業に招いて具 体例を用いて説明する機会を作っている。 職能団体の活動を通じた自己研鑽機会を確保するため、入会金・初年度年会 費を負担して全員入会させている。 卒後教育プログラムがある事を在校生に知らせていますか、 ・前項の活動への参加への呼び掛けでありますか。 	<p>事業計画書 事業報告書 授業計画書 (指導案) 卒業生の相談 記録※ 教職員会議録</p>
基準 8 リカレント教 育体制			

	<p>8・2 卒業後の就労意欲の維持向上（離職防止）のために、どのような取り組みを行っていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 在学中に介護福祉士の多様な活躍の場を紹介し、広い見識をもつて就職で生きようとしている。 • 卒業生から相談を受ける担当部署を設けている • 卒業生からの相談記録を整え、教員どうし相談内容を閲覧できるようにしている • 卒業生の離職原因を分析する仕組みはありますか、離職原因になる事柄に備えた教育はなされていますか 	<p>※ 自主勉強会、交流会企画書、案内等卒業生への通信・案内等</p> <p>その他取り組みに関する企画書類等 (※個人情報に配慮されたもの)</p>
基準 8	<p>8・3 卒業生の知識・技術の向上のためにどのような取り組みを行っていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業後に定期的に通信を発送し、最新知識・技術やこれに関する図書の紹介をしている。 • 学校主催や卒業生の自主組織による学内研究会・学内学会等を開催し、卒業生の情報共有の場として機能している。 • 自主研究会・自主勉強会の立ち上げを支援する制度、担当部署が設けられている 	
リカレント教育体制	<p>8・4 卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取り組みを行っていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業生交流会で互いの施設・事業所の動向について情報交換の機会を設けている。 • 職能団体や業界団体の主催する研修会等に関する情報提供を行っている。 	
	<p>8・5 卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一定年数以上実務を経験した卒業生を教員等（常勤、非常勤、ゲスト講師）として登用している。 • 卒業後定期的に卒業生交流会、同窓会、近況報告会を開催している。 	
	<p>8・6 介護福祉士の専門的力の向上のために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 卒業生、在学生、と地域の社会人、一般住民が一体となって学べる講習会を開催している。 • 卒業後の就職先と連携を図り、各施設・事業所の特色ある取り組みや労働条件などの情報収集を通して在学生に実態に即した情報提供を行っている。 	
	<p>8・7 実習先の実習指導者との懇談会等を、どのように方法、頻度で実施していますか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 実習先との実習指導者との打ち合わせの機会を、学内または実習先施設で計画的に設けている • 年に1回以上実習指導者会を開催している 	

基準9 学生の 募集と 受け入 れ	9-1 高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取り組んでいますか、 行っていますか、	・高等学校などに対する学生募集等の情報提供を、適時適切に行っている。
	9-2 【必須】学生募集を適切かつ効果的に行っていますか、	・直近の入学者の属性等を踏まえ、実際の入学が期待できるルートへの働きかけを行っている。
	9-3 【必須】入学選考基準を明確化し適切に運用していますか、	・入学選考基準を明確にし、公明正大に運用している。
	9-4 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用していますか、	・直近の入学者の学力や授業の理解度等を踏まえ、授業内容を適宜見直している。
	9-5 留学生の募集及び受け入れについてどのようにことを行っていますか、	・居場所づくりはどのようにしてますか、
基準10 内部質 保証	9-6 学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行なっていますか、	・見学会・オープンスクールなど、学生募集等に工夫を凝らしている
	10-1 自己点検・評価をどのように行っていますか、	・内部監査等の自己点検を行う仕組みを確立し、励行している。
	10-2 学校関係者評価をどのように行っていますか、	・学外からの意見を学校運営に反映させる仕組みが確立されている。
	10-3 評価の充実に向けて、どのような工夫を行っていますか、	・監査結果や評価結果を踏まえ、学校運営を迅速かつ適切に見直す仕組みがある。
	10-4 【必須】教育情報をどのように公開していますか、	・内部監査・外部監査等の結果は、ホームページ等を通じて公表している。
	10-5 内部質保証についての特色ある独自の取り組みとして、どのようなことを行っていますか、	・特別な委員会の設置など、他校にはない独自の取組を行っている。

4. 第三評価受審校の募集・受審校の 調査実施について

(1) 平成 28 年度第第三者評価事業・受審校募集の説明会案内の送付

7 月中旬第三者評価事業説明会開催案内状を職業実践専門課程認定校等 85 校へ送付

(2) 第三者評価事業・受審校募集の説明会

開催日時 8 月 4 日（木） 13：00～16：00

会 場 新宿ワシントンホテル

出席委員（敬称略）

小林 光俊、川口 昭彦、川廷 宗之、新井 宏、永嶋 昌樹、能勢 規弘
福沢 節子、藤原 孝之、水野 宏、壬生 尚美、八尾 勝、山口 保
山田 敬一、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉、鈴木 達也、
北出 進

参 加 校 35 校 37 名

都道府県	参加校	都道府県	参加校
北海道	4 校	石川県	2 校
岩手県	1 校	愛知県	1 校
宮城県	2 校	奈良県	1 校
福島県	1 校	大阪府	1 校
栃木県	1 校	兵庫県	1 校
群馬県	1 校	広島県	1 校
埼玉県	2 校	島根県	1 校
千葉県	1 校	山口県	2 校
東京都	3 校	徳島県	1 校
神奈川県	1 校	福岡県	1 校
新潟県	2 校	長崎県	1 校
長野県	2 校	宮崎県	1 校

内 容

1. 委員長挨拶 · · 本事業委員長 学校法人敬心学園理事長 小林 光俊
2. 説明会の趣旨説明会 · · 本事業副委員長 川廷 宗之
3. 専門学校の質保証
内部質保証と第三者質保証 · · 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
顧問・名誉教授川口 昭彦先生
4. 介護福祉分野における介護福祉士養成校の第三者評価 · · 本事業副委員長川廷 宗之
5. 本事業における評価項目と評価の仕組み · · 本事業・委員 永嶋 昌樹
6. 本事業・実施スケジュールの説明 · · 本事業・委員 八子久美子
7. 本事業・第三者評価受審申込方法について · · 本事業・事務局 鈴木達也
8. 総括質疑・意見交換

3.専門学校の質保証 内部質保証と第三者質保証

川口昭彦

大学改革支援・学位授与機構 顧問・名誉教授
専門職高等教育質保証機構 代表理事

2016.8.4

介護福祉分野説明会

専門学校の質保証

2

- 社会および高等教育のパラダイム・シフト
- 質保証文化の醸成・定着
- 保証すべき「質」とは？
- 高等教育の質保証システム
- まとめ

QAPHE

3 社会および高等教育のパラダイム・シフト

産業社会から知識社会へのパラダイム・シフト
高等教育のパラダイム・シフト
高等教育の国際的な流れ

QAPHE

産業社会から知識社会へのパラダイム・シフト

4

- 学問や科学の進歩、先端化、細分化とサステナブル社会 – 細分化した領域で産み出される知と社会が求める価値との乖離
- 予測困難な時代に向けて、新しい知に対する渴望
- 社会が人材に期待する資質・能力の変化(キャッチアップ型からフロントランナーへ)
- 日本の雇用環境の変化
- 職業教育に対する社会の期待
- 生涯学習社会に対する国民の期待

QAPHE

知識(基盤)社会(1999 ケルンサミット)

5

- 高度な知識技能を有する市民・労働者への需要
- 世界各国で知の創造と伝承の機関としての高等教育を重要視
- 世界各国(主として先進国)が高等教育改革を実行
- わが国においても教育改革が進行
- これらの教育改革に共通のキーワードは、第三者評価による「質保証」

QAPHE

知識社会とはどんな社会か？

6

- 知識には国境がなく、グローバル化が進む。さらに、職業選択の自由度が広がり、性別や年齢を問わず参画することが促進される(流動的)。
- 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれることになる。また、機会が平等に開かれることによって、成果をあげられる人とそうでない人の差が顕著となる(競争的)。
- 知識の進展は旧来のパラダイムの転換をともなうことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が重要となる。すなわち、一つの専門分野に固執するのではなく、他分野を自分の仕事に取り込むことが求められる(専門分化的)。
- 成果を産み出すためには、多様な専門家の協力が不可欠となる(チームとしての協調性)。

QAPHE

知識社会と産業社会に求められる能力

7

知識社会	産業社会
人間力・時代を生き抜く力	基礎的な学力
ネットワーク形成力・交渉力	協調性・同質性
多様性	標準性
個性あるいは個別性	共通尺度での比較可能性
能動性	順応性
新しい課題に挑戦する意欲・創造性	知識量・知的操作の速度

これからの知識社会が必要としているのは、多様性、創造性、個性そして能動性に富む人材である。

QAPHE

グローバル化

8

- メリット: チャンスの拡大
 - これまであった障害がグローバル化によって次第に取り払われることにより、チャンスが大幅に拡大する。
- デメリット: 不確定要素が増える。リスクが増大する。
 - 関係する国、社会あるいは人が増えることによって、これまで想像もつかなかつた事態が起こる可能性が高い。
 - そのリスクをどう最小化するかが課題となる。
 - リスクが顕在化したときの対処の仕方が問われる。
 - 組織の柔軟性を維持できなければグローバル化を生き残ることも難しくなる。→リスクに柔軟に対応できる人材

QAPHE

高等教育のパラダイム・シフト

9

- 「教育パラダイム」から「学習パラダイム」へ
- 「教員の視点に立った教育」から「学生の視点に立った学習」へ
- 「何を教えるか」より「何ができるようになるか」へ
- 「授業内容や教育方法の改善」から「学習の質が向上したか、学習成果があがっているか」へ
- いかに学習成果を測定するか？ いかに説明責任を果たすか？

QAPHE

高等教育質保証のパラダイム・シフト

10

- 「教育」重視、教員中心から、「学習」重視、学生中心へ
- 「インプット（入力）」「アクション（活動）」中心の質保証から、「アウトカムズ（成果）」中心の質保証へ
- 入口管理（入学試験等）から、出口管理（卒業・修了判定）へ

QAPHE

次元の異なる評価対象

11

具体的な内容

インプット (投 入)	教育研究活動等を実施するために投入された財政的、人的、物的資源をさす。
アクション (活 動)	教育研究活動等を実施するためのプロセスをさす。計画に基づいてインプットを動員して特定のアウトプットを産み出すために行われる行動や作業をさす。
アウトプット (結 果)	インプットおよびアクションによって、学校（組織内）で産み出される結果をさす。一般的に、数量的な結果を示すことが多い。
アウトカムズ (成 果)	諸活動の対象者に対する効果や影響も含めた結果をさす。学生が実際に達成した内容、最終的に身についたもの、刊行された論文の効果や影響などである。

QAPHE

高等教育の国際的な流れ

12

- 高等教育機関の「知の共同体」から「知の協働・経営体」へ
- 大衆化・ユニバーサル化そして流動化
- 国際的な高等教育機関間の競争－高等教育の国際化、グローバル化、ボーダレス化
- 教育パラダイムから学習パラダイム（「何を教えるか」から「何ができるようになるか」）へ
- 諸活動の「質保証」に対する社会的要請

QAPHE

13 質保証文化の醸成・定着

質リテラシーと質保証文化
「評価」の三つの機能
高等教育における保証すべき質

QAPHE

質リテラシー(Quality Literacy)

14

- 学校には、恒常的な質の向上を図る能力が求められる。
- これには、つぎの二つの側面がある。
 - 組織文化的側面：質に関する価値・信念・期待・責務が組織内で共有されている（学内の共通認識）。
 - 組織運営的側面：質を向上し、構成員の協働体制やプロセスを有する（学内の運営組織）。
- 学校がもつべきは、「質の文化（Quality Culture）」あるいは「質保証文化（Quality Assurance Culture, QA Culture）」

QAPHE

質保証文化とは

- 15
- 質保証情報を自ら価値づけ、自らの責任で次の活動を選択していくこと。
 - 質保証結果に基づいて、諸活動の質の改善・向上を図り、説明責任（アカウンタビリティ）を確保することが、社会的な流れとなっている。
 - 「評価」は、「質保証」を行うための手段である。

QAPHE

「評価」の三つの機能

16

- アクレディテーション(Accreditation)：認証
 - 資格証明のための認証
 - 品質認証(ISO・・・など)
- オーディット(Audit)：監査あるいは監視
 - 法律やコンプライアンスなどに準拠の確認
 - 内部評価や調査の信頼性を確認
- アセスメント(Assessment)：分野や対象、行為によつて異なる意味（環境アセスメント、看護アセスメント、ニーズ・アセスメントなど）

QAPHE

資格証明のための認証

17

- 対象(ヒト、モノ、組織)が、ある資格を有するに足る水準に達していることを証明する。
- 技能や職業資格の認証(国家試験、資格試験、民間組織独自の証明書)。
- モノについては、その商品の品質が、一定の基準を満たすものであることを検査や査定によって証明する。
- 組織については、当該組織が開業するに値する資格を有することを証明する。

QAPHE

高等教育におけるアcreditation

18

- 学校やプログラムが一定の水準(地位)や適切さを有しているかを決定あるいは再認識するための評価である。
- あらかじめ設定された、教員資格・研究活動・学生の受入・学習資源などに関する最低限の基準に則して行う。

QAPHE

高等教育におけるオーディット

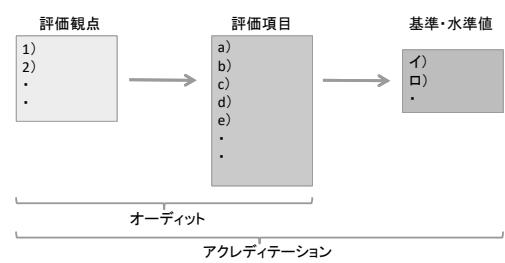
19

- 学校内部の質保証の取組みや手続き(責任所在、学内の意思疎通や調整作業等)の整備状況や効果についての点検である。
- プログラムレベルよりも学校(機関)レベルで実施されることが多い。

QAPHE

アcreditationとオーディットの関係

20



QAPHE

高等教育におけるアセスメント

21

- 学校、教育プログラム、特定の構成要素についての測定である。
- インプット、プロセス(アクション)、アウトプット、アウトカムズに関して、学内外で設定された基準(ベンチマーク)に照らした質的・量的測定が行われる。
- レイティングを伴うこともある。

QAPHE

保証すべき「質」とは？

- 「質」に関する理解
質保証するための視点
高等教育の質保証システム

QAPHE

「質」に関する理解

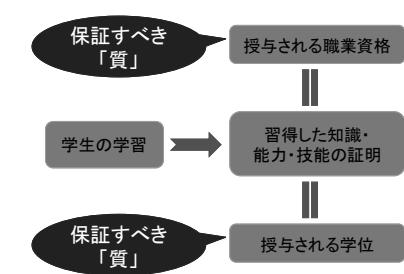
23

- 決まった基準で判定する質であり、多様性という考え方に入る余地は少ない。質とは、欠点がないこと(zero defects)を意味する(製造業)。
- 欠点を最小限にすることのみならず、顧客に不満がないという視点が入る。質とは、顧客満足(consumer satisfaction)を意味する(サービス業)。
- 高等教育(職業教育)における質とは？？

QAPHE

保証すべきは職業資格・学位の質

24



QAPHE

質保証するための視点

25

- 卓越性(高い水準の質)
- 関係者の満足度
- 基準に対する適合性
- 目的に対する適合性
- 機関の目標の達成度

QAPHE

学習成果とは？

26

- ある学習過程を終了した時に、どのような知識、技能そして能力を獲得することが期待できるかに関するステートメント（ECTS Users' Guide）
- 教育を語るための国際共通言語（あるいは国際共通通貨）

QAPHE

質保証の最重要課題は学習成果

27

- 教育 = 教授(Teaching) + 学習(Learning)であり、学生の学習成果(Learning Outcomes)について社会に明示することが重要である。
- 期待される学習成果(Expected Learning Outcomes)を明示する。
- その学習成果の達成状況(Achieved Learning Outcomes)を定期的に分析する。
- その分析結果を社会に向けて発信するとともに質の改善・向上に資することが求められる。

QAPHE

高等教育の質保証システム

- 28
- 専門学校に求められる質保証
 - 内部質保証システム
 - 教育に関する目的・目標の設定
 - 第三者質保証

QAPHE

教育の質保証

29

- 小学校・中学校・高等学校等では、学習指導要領等によって教育内容の一定の質が担保されている。
- 大学については、設置審査等でインプットやプロセスを明確に評価(事前規制)した上で、自律性と空間の自由の中で行う質保証(事後チェック)である。
- 専門学校は実践的な職業教育を目的とするものであり、職業に必要な能力、知識、技能、態度など(アウトカムズ)に係る質保証の視点を踏まえた評価が重要である。

QAPHE

専門学校に求められる質保証

30

- 養成しようとしている人材像、期待できる学習成果などを明示する。
- 目的・目標としている人材像や学習成果が、どの程度達成されているかを定期的に評価する。
- 学校の質を自ら保証する内部質保証システムを構築し、それを十分機能させる。
- 積極的な情報提供(評価結果も含む)を行う。
- 第三者質保証では、その内部質保証システムが機能し、質の改善・向上が絶えず図られていることを検証する。

QAPHE

高等教育における質保証システムの構成

31

- 内部質保証
 - 高等教育の質の維持・向上、職業資格・学位の水準の保証については、学校自身に責任がある。
 - 学校が「自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する内部質保証体制」を構築する。
- 第三者(外部)質保証(公的な質保証システム)
 - 設置基準や関係法令等
 - 設置認可(事前規制)
 - 認証評価(大学の場合、事後確認)

QAPHE

内部質保証とは

32

- 学校が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を保証すること。
- 一般的に、質保証とはステークホルダー(利害関係者)に対して、約束通りの財やサービスが提供されていることを証明し説明する行為をさす。高等教育の質保証の場合、当該関係者に対して、学校がめざす目標のもと、教育が適切な環境のもとで、一定の水準とプロセスで行われ、成果をあげていることを証明し、説明する行為をさす。

QAPHE

内部質保証システムとは

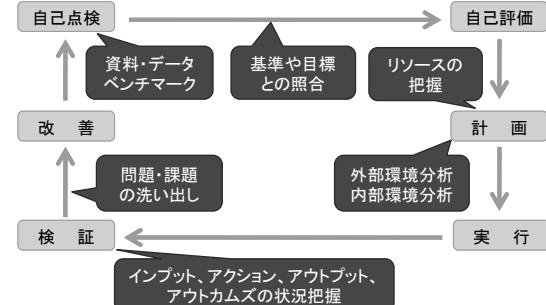
33

- 前スライドで定義された内部質保証を継続して行うための学内の方針・手続・体制等の仕組み。
- 教育の質保証の責任は、第一義的には学校自身にある。
 - それぞれの教育プログラムを提供する教員や部局自らがその質を保証する責任。
 - 学校として、その内部で提供する教育プログラムの質保証を行う責任。
- 同時に、教育内容や方法を創造的に進化・発展させ、継続的に質の向上を促進することが必要である。 — 質の文化(Quality Culture)

QAPHE

内部質保証システムの概要

34



NIAD-UE

専門学校における内部質保証の要素

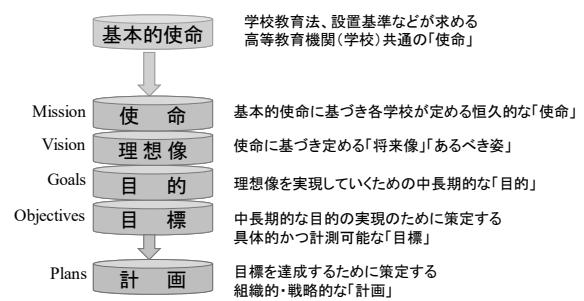
35

- 教育に関する目的・目標の設定、それらに対する点検・改善を継続的に実施する責任体制
- 自己評価: 教育プログラムの定期的な自己点検・改善
 - 学習環境や学生支援の点検・改善
 - 教職員の点検・能力開発
- 学校関係者評価: 質保証への学生や外部者の関与
- 教育に関する情報の収集・分析および教育情報等の公表

QAPHE

使命・理想像・目的・目標

36



QAPHE

目的・目標の明確化には…

37

- 学校自身のリソースを的確に把握する。
- 学校の「個性化を促進する」ためには、自らのリソースを把握した上で、目的・目標が設定されなければならない。
- 学校名を観なくても、その目的・目標を観れば学校名が推測できるようになることが理想であろう。
- “Top One” より “Only One”

QAPHE

専門学校の第三者質保証システム

38

- 専修学校設置基準および職業実践専門課程の認定要件に適合していることを認定する。
- 学校(あるいは課程)が目的・目標としている学習成果等が達成されているかどうかを評価する。
- 学校が機関内部の質保証体制を整備し、それが機能し、絶えず質の改善・向上が図られているかを評価する。

学習成果 + 一定の水準・標準 = 学習成果を基盤において質保証

QAPHE

まとめ

何のための学校評価か？

QAPHE

何のための学校評価か？

40

- 学校における諸活動の質改善・向上(Quality Enhancement)と質保証(Quality Assurance)が目的である。
- 「評価」は、上記の目的を達成するために必要な手段である。評価そのものが目的化してはならない。

QAPHE

Quality Assurance Trust and Recognition

41 Trust

- 信頼、信用：社会の信頼(Public Trust)、相互の信頼(Mutual Trust)
- (信頼により生じる)責任、義務

42 Recognition

- (人・ものをそれだと)認識、識別 ⇒ 個性化
- (業績などへの)評価、称賛 ⇒ Evaluation
- (組織・文書などへの法的な)承認、認可 ⇒ Accreditation

QAPHE

相互の信頼から社会の信頼へ

42

- 第三者質保証においては、学校と質保証機関の相互信頼(Mutual Trust)が、基本となる。
- 学校の自己点検・評価および学校関係者評価の積み上げを踏まえた第三者質保証でなければならぬ。
- 学校自らの「内部質保証」および第三者による「質保証」が、社会の信頼(Public Trust)につながる。
- 「質」の最も重要なものは、学習成果(学習者が身につけた能力、知識、技能、態度など)である。

QAPHE

参考文献・資料

43

- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学教育は国際競争に勝てるか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2010年5月：この単行本の中の「大学」は、「ほとんど(現在あるいは近未来)「専門学校」と読み替えられる。
- 大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ『大学評価文化の定着－日本の大学は世界で通用するか？』独立行政法人 大学評価・学位授与機構編著 ぎょうせい 2014年3月
- 専門学校質保証シリーズ『職業教育質保証の理論と実践』川口昭彦著 一般社団法人 専門職高等教育質保証機構編集 ぎょうせい 2015年12月

QAPHE

4. 介護福祉分野における専門職養成と養成校の第三者評価

本事業副委員長 川廷 宗之

1. 18歳以上の人を対象とする高等教育機関における学校評価の展開

(1) 教育課程新設時の認可とアcreditation

* 新設時には認可が必要

* その後は、何のチェックもない。(認可の意味が問われる。)

* 「質」の低下が懸念される

(2) 専門（専修）学校においては、

行われてこなかったアcreditation

* ガイドラインによる自主規制として始まったアcreditation (米国)

* 「質」保障ができていないという批判

⇒日本では「第三者評価」として義務化する方向

(3) 学校評価としてのアcreditationと

専門課程評価としてのアcreditation

* 学校評価としての、「職業実践専門課程認定」

* 大学のアcreditationも同様で、大学全体での評価

* 「専門」課程に関して、専門的な評価機関によるアcreditationに関しては、日本では、大学院課程でしか行われていない。

* 従って、専門分野別の連合組織等が行う分野別評価は、大きな意味がある。

2. 「学校」の持つ社会的責任・評価の背景として・・

(1) 未来社会を決めていく学校

* 学校教育が持つ未来社会への影響力

* 学校は、目前の学生たちが社会の主流になるであろう10～20年後を考えて教育活動を行う責任がある。(現代社会では予測が難しいが)

(2) Out Put ではなく Out Come が求められる養成責任

* そのためには、知識の有無を問う試験に対応できる(out put)ということではなく、学んだ内容を実務の応用していく(Out come)ことが必要である。(利用者の個に対応した介護が求められる)

(3) 生涯学習の重要性と専修学校の役割

* 激変が予測される21世紀の社会での人生を生きなければならぬ

* 変化に対応するためには、「学ば」なければならない

* 学ぶ(方法は学校だけではないが)ためにはやはり「学校」に行く・・

* 「学校嫌い」では、学べないだろう。(学べない⇒失業⇒・・・)

(4) 求められるFD(教学改革)・「学習嫌い」を育てるのでは意味がない

* 「学び」に対する親和性を育てておく必要がある

- *学校に対する親和性を育てておく必要がある
- *学校嫌い、学習嫌いの学生へ、どう対応するか

3 「介護福祉分野」におけるアクリティテーション

- (1) 今の日本での「介護」が置かれている状況
 - *誰でもやれる仕事か（頻発している事故・・・）
 - *専門的職業としての「介護福祉」は成立しているのか
 - *激しい「介護離職」問題・・・問題は給与だけか・・・
 - *かなり多い「労務管理」がほとんどできていない職場・・ブラック職場
 - *過酷な労働としての「介護」で良いのか
 - *養成校の責任・・養成校が持ち得る可能性。（少なくとも学生は職場を「選べる」。「介護」関連で選択が成り立っている少ない領域。「選択」時の学校の役割）
- (2) 「介護福祉」の仕事での「専門性」とは何か
 - *単なる体験主義では、うまくいかない。・・・現実は体験して覚えろ・・・。
 - *丁寧な職務分析がされること。利用者のアセスメントができること。
 - *段階的に学ぶ「専門的」職業「教育」が必要
 - *ある程度の期間、継続して訓練されないと「専門的」な業務をこなせない。
- (3) 求められる「専門性」を、養成校で養成できているのか
 - *できている学校と、なかなか困難な学校があるだろう。
 - *どうすれば、できるようになるのか。
 - ・・実習先との提携の重要性（先輩との関係を大切に、学校のネットワーク）
 - *教育職としての「専門性」の必要性 ・・単なる国家試験対策では困る
 - ・・体験や知識の「伝承者」と言うだけではなく、個々の利用者に対応した職務の「創造者」としての専門職員の養成

4 未来を創る「介護福祉」を切り拓いていくために

- (1). 生き残る職業としての「介護福祉職」
 - *現状の職務のまま「生き残る」という事ではないだろう。
 - *当面、ブラックを脱出する様々な改善が必要
- (2). 科学技術の発達がもたらす、介護業務の大きな変化
 - *人工知能（AI）の発達は、介護にも影響する
 - *コミュニケーション系ロボットへの対応（遠隔を含む）
 - *身体行動介護などの行動系ロボットへの対応
 - *介護者の身体補助器具としてのロボットへの対応
 - * **教育用具としてのバーチャルリアリティ（VR）関連への対応
- (3) 利用者層が大きく変化していく
 - *戦後教育を受けた世代が85歳を過ぎつつある。介護の質が変わる。

- * 団塊の世代が 85 歳を過ぎ始めるのは 12~13 年後
 - * 「介護」を受けながらの「社会参加」が当然になる社会
 - * (その一方では) 高齢者の意識と社会の発展状況との乖離が一層進む
- (4) 利用数も大きく変化)
- * 人口構造の変化は多数の予測通り
 - * 予測に余り組み込まれていない一層の長寿化・・平均寿命 100 歳の時代
 - * 利用者数の増加に反比例するであろう、介護職員数
- (5) 国際的な視野
- * 東アジアの国々では、2020 年頃には人口オーナス化現象がはっきりしてくるだろう。
5. 介護福祉士養成校における「第三者評価」をどう生かすか
- (1) 教育機能の向上
- * 閉鎖的社會としての「学校」「教育」「教員」・・
 - * 外の風に当たることで見えてくるもの
 - * 学生が楽しめる授業は、教員も楽しい（大変だが）。樂しければ元気が出る。
 - * 教育的好循環への展開
- (2) 「認定」をどう活用するか
- * 「認定校」というブランドをどう生かすか。
 - * 学生募集に生かす。
 - * 卒業生の就職に生かす。
 - * 実習先の確保に生かす。
- (3) 一人でも、よりよい学生を入学させるために
- * どうせ、入学者は集まらない・・のか。
 - * 介護業界、介護福祉士養成校の人材戦略の弱さ。力量の低さ。
 - * これほど未来への可能性を豊かに持つ仕事はない。
- (4) 評価項目への取り組み
- * 基礎的な評価項目・・自己点検自己評価の指標として
 - * 発展的な対応・・・評価項目に出てこない内容での独自性
 - * 評価機関を評価する・・今後の教育の発展に資する評価機関
- (5) アクレディテーションへの展開の可能性
- * 当面は、第三者評価。
 - * 将来は、アクレディテーションへの展開が予測される。（義務化）

(3) 受審校・訪問調査に関する説明会

①合同説明会

開催日時 9月16日（金）13：00～16：00

会 場 日本福祉教育専門学校 本校舎

出席委員 （敬称略）

川廷 宗之、八子 久美子、宮里 裕子、宮田 雅之、太田 勉

鈴木 達也、北出 進

参 加 校 • 北日本医療福祉専門学校 2名

• YMC A健康福祉専門学校 2名

• あいち福祉医療専門学校 1名

内 容 • 目的、基本方針について
• 評価基準1～10について
• 自己点検、自己評価の記述について
• モデル校の訪問調査について
• 実施スケジュールについて
• 質疑

②出張説明会

説明訪問日	受 審 校
9月26日	函館臨床福祉専門学校
9月30日	松本医療福祉専門学校
10月13日	北海道福祉教育専門学校
10月19日	専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ
10月20日	尾道福祉専門学校

(4) 第三者評価事業の受審校・訪問調査日

訪問調査日	受審校	所在地
11月8日（火）	北日本医療福祉専門学校	岩手県盛岡市
11月8日（火）	あいち福祉医療専門学校	愛知県名古屋市
11月15日（火）	松本医療福祉専門学校	長野県松本市
11月18日（金）	YMC A健康福祉専門学校	神奈川県厚木市
11月22日（火）	専門学校麻生医療福祉&観光カレッジ	福岡県北九州市
11月30日（水）	函館臨床福祉専門学校	北海道函館市
12月7日（水）	北海道福祉教育専門学校	北海道室蘭市
12月8日（木）	尾道福祉専門学校	広島県尾道市

5. 成果報告会

(1) 平成 28 年度 文部科学省委託事業合同成果報告会



日時 平成 29 年 1 月 31 日 (火) 13:00~15:00

会場 アルカディア市ヶ谷

- 委員長挨拶 学校法人敬心学園 理事長 小林 光俊
- 試行 3 年間を振り返る成果の整理と残された課題について 東京 Y M C A 医療福祉専門学校 校長 八尾 勝
- 介護福祉教育分野での評価システムについて 日本社会事業大学 助教 永嶋 昌樹
- パネルディスカッション
 - ～ 第三者評価をいかに受審校の成果に結びつけるか ～
 - <コーディネーター> 大妻女子大学 名誉教授 川廷 宗之
 - <パネリスト>
- 第三者評価受審校 北日本医療福祉専門学校 豊嶋 由美子 様
- Y M C A 健康福祉専門学校 石川 晴美 様
- あいち福祉医療専門学校 齊藤 隆司 様
- 評価調査委員 学校法人帝京科学大学 講師 福沢 節子
- 大阪保健福祉専門学校 介護福祉学科 学科長 藤原 孝之
- まとめ・謝辞 副委員長 川廷 宗之

(1) 「試行 3 年間を振り返る」

=成果の整理と残された課題について=

東京 YMC A 医療福祉専門学校 校長

八尾 勝

介護福祉士を養成する学校ではその養成カリキュラムは法で定められていて、ともすれば学校間の違いが見えにくくなっている。しかし個々に眺めてみるとカリキュラムの時間配分や独自科目の設定、学生評価（成績の付け方）の違い、卒業後の活躍の度合いなど学校ごとに個性ある取り組みがなされていることが分かる。養成校での教育を経てどのように社会で活躍しているのかを客観指標を用いて評価する事が出来ないか、という取り組みを本委託事業で行なう事にした。この取り組みは 3 年間を一つの単位として実施した。

平成 26 年度は初年度として年度目標を「介護福祉士養成校に特化した第三者評価の評価項目の案を作成する」と定めた。

評価項目案を作成するに当たり、介護実践現場にその項目案を求める事とし、728 件のアンケート調査を実施した。アンケートでは「養成校での学修成果が介護実践現場でどのように成果を発揮しているか」を抽出するべくアンケートを設計し、そこから得られた結果を元に学校を評価する項目の洗い出しへつなげてゆくこととした。

アンケートでの調査内容は次のようなものであった。

- a. 介護福祉士は単にケアだけでなく他の職とも連携しながら生活全体を支援出来ているか。
- b. 介護予防に関して介護福祉士の役割を重要視した実践について。
- c. 地域ケアシステムのメンバーとなる各団体組織の調整にどれだけ介護福祉士が役割を担えているか。
- d. 要介護者の早期発見を出来ているか。
- e. ターミナルケアの中で医療職と連携して役割を果たせているか。
- f. 専門的で多様な感性力、発想力、新しい介護技術、精神的サポートをする力などを備えたコアな人材になりえているか。

アンケート調査は施設として回答してもらう部分と、介護福祉士たちの上司に回答してもらう部分を設けた。養成校卒業の介護福祉士が介護実践現場において身体的援助、精神的援助の両面で発揮している部分、及び発揮していない部分が浮き彫りになるようにし、現在の教育内容や教育体制の持つ強みや弱点を発見する助けとする。そのような考察になるよう努め、それを通じて学修成果の評価につなげる様にした。

以上のように設計した介護実践現場へのアンケート結果から、「介護福祉分野の学校への学修成果を基とした第三者評価項目の策定」に関して特に重要であると浮き彫りになった

点は次の通り。

「職業能力」においては、

- ①介護・生活支援能力の向上に関する事
- ②認知症ケアに関する事
- ③ターミナルケアに関する事
- ④コミュニケーション能力の向上に関する事。

「連絡・調整」に関するところでは、

- ①他職種との連携・連絡・調整
- ②地域と連動
- ③介護予防

「離職率の低減」に関する部分では、

- ①やりがい教育
- ②内的サポート（学修内容は現場で支えになるか、相談者はいるか等）
- ③自己研鑽

上記の結果を踏まえ、評価項目としては次のようなポイントを上げるに至った。

1. 介護・生活支援技術の教育で問題点は何か
2. コミュニケーション能力の向上のための教育で問題点は何か
3. 役立つ生活支援技術とは何か
4. 医療的知識・技術の教育で問題点は何か
5. 医療関係者とのチームアプローチの必要性をどう教育に結び付けてゆくか
6. 認知症や障害の理解についての教育で問題点は何か
7. 新人職員の育成教育とは何を指すか
8. エンパワーメントアプローチ（新人の潜在能力をどう発揮するか）を教育の中にどう位置付け活用して行くか
9. 介護福祉士として職場や職種への帰属意識を高め、可能な限り長く勤務するための教育方法とは
10. 心理学理論を応用して精神的サポートができるようになるための教育方法にはどういうものがあるか
11. 介護福祉士として同団受理、相談援助をしてゆくための相談員としての教育はどうなっているか
12. 問題解決能力を向上させるための教育はどうなっているか

介護福祉士養成教育に特化した第三者評価項目に基づく評価事業

試行3年間を振り返る 成果の整理と残されて課題について

東京YMCA医療福祉専門学校 校長 八尾 勝

【第一期 平成26年度アウトライン】

- ◆年度目標
介護福祉士養成校に特化した第三者評価の評価項目の案を作成する
- ◆方 法
介護実践現場へのアンケート調査
- ◆アンケート結果を踏まえての評価項目

アンケート結果を踏まえての評価項目

- 1.介護・生活支援技術の教育で問題点は何か
- 2.コミュニケーション能力の向上のための教育で問題点は何か
- 3.役立つ生活支援技術とは何か
- 4.医療的知識・技術の教育で問題点は何か
- 5.医療関係者とのチームアプローチの必要性をどう教育に結び付けてゆくか
- 6.認知症や障害の理解についての教育で問題点は何か
- 7.新人職員の育成教育とは何を指すか
- 8.エンパワーメントアプローチ(新人の潜在能力をどう発揮するか)を教育の中にどう位置付け活用していくか
- 9.介護福祉士として職場や職種への帰属意識を高め、可能な限り長く勤務するための教育方法とは
- 10.心理学理論を応用して精神的サポートができるようになるための教育方法にはどういうものがあるか
- 11.介護福祉士として同団受理、相談援助をしてゆくための相談員としての教育はどうなっているか
- 12.問題解決能力を向上させるための教育はどうなっているか

【第二期 平成27年度アウトライン】

- 実際に第三者評価を行なう
- ◆手 順
・第三者評価マニュアルを試作
・評価を実施
 - ◆受審校
東京福祉専門学校（東京都江戸川区）
大阪保健福祉専門学校（大阪市淀川区）
東京YMCA医療福祉専門学校（東京都国立市）

【第三期 平成28年度アウトライン】

- 改正された評価マニュアルを使って新たな学校を対象に評価実施
- ◆受審校
北海道福祉教育専門学校（室蘭） 函館臨床福祉専門学校（函館）
北日本医療福祉専門学校（盛岡） 松本医療福祉専門学校（松本）
YMCA健康福祉専門学校（厚木） あいち福祉医療専門学校（名古屋）
尾道福祉専門学校（尾道） 専門学校麻生医療福祉 & 観光カレッジ（北九州）
 - ◆第三者評価のプロセス　書面調査、実地調査

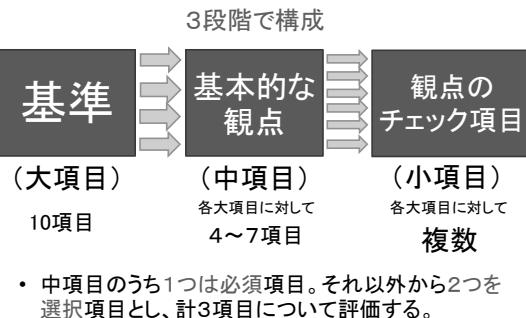
【残された課題】

- 独特の取り組みに高い評価を与えるスタイルの持つ問題点
- ポイント制とした問題点
- 評価の物差しをどう保つか

介護福祉教育分野での評価システムについて －現状の基準とその見直し・今後の課題－

日本社会事業大学 永嶋昌樹

評価項目の構成



分野横断的な共通基準

- 介護分野だけでなく、他の分野の専門学校にも共通する事項を評価するため、次の4つの基準(大項目)を設定した。
基準1…教育理念
基準2…学校運営
基準9…学生の募集と受け入れ
基準10…内部質保証

基準1 教育理念

基本的な観点(中項目)	
1-1	【必須】社会のニーズなどを踏まえた将来構想を持っていますか
1-2	理念・目的育成人材像は定められていますか
1-3	育成人材像は専門分野に関連する業界などの人材ニーズに適合していますか
1-4	理念などの達成に向け特色ある教育活動に取組んでいますか

基準1の課題

- 「将来構想」(ビジョン)を問う基準1-1を必須項目とすることの是非。
- 基準1-1の「観点のチェック項目」(小項目)は、「国の政策動向や介護業界のニーズを、将来構想・中期計画などに反映させている」であるが、…。
→ ①専門学校としてのミッションをどのように考え、それをどのように果たしていくのか、②教育理念を体現するために何をするのか、が重要
→ また、まず③国民のニーズ・地域社会のニーズを考えるべきでは？

基準2 学校運営

基本的な観点(中項目)	
2-1	理念に沿った運営方針を定めていますか
2-2	【必須】理念などを達成するための事業計画を定めていますか
2-3	人事・給与に関する制度を整備していますか
2-4	意思決定システムを整備していますか
2-5	情報システム化に取組み、業務の効率化を図っていますか
2-6	国家試験に対する方針は明確になっていますか

基準2の課題

- ・基準2-1、2-2は教育理念に関連する問い合わせであり、基準1との区別が明確でない。整理が必要。
- ・基準2-6の「観点のチェック項目」(小項目)は、「国家試験に向けて、どのように対策を考えていますか」であるが、これは基準3とも関連するため整理が必要である。
- ・基準2-4は意思決定システムについて問うているが、教育機関としてガバナンスや、コンプライアンスに関する項目を検討する。

基準9 学生の募集と受け入れ

基本的な観点(中項目)	
9-1	高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取組んでいますか
9-2	【必須】学生募集を適切かつ効果的に行ってていますか
9-3	入学選考基準を明確化し適切に運用していますか
9-4	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用していますか
9-5	留学生など、多様な人材の募集及び受け入れについてどのようなことを行っていますか
9-6	学生募集と受け入れのために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準10 内部質保証

基本的な観点(中項目)	
10-1	自己点検・評価をどのように行っていますか
10-2	学校関係者評価をどのように行っていますか
10-3	評価の充実に向けてどのような工夫を行っていますか
10-4	【必須】教育情報をどのように公開していますか
10-5	内部質保証についての特色ある独自の取組みとしてどのようなことを行っていますか

専門分野の基準

- ・介護福祉士養成教育を行っている専門学校の、専門分野に関する取り組みを評価するため、次の6つの基準(大項目)を設定した。
基準3…教育内容
基準4…教育方法
基準5…教員の質向上
基準6…やりがい・キャリア形成等を醸成する教育
基準7…実習
基準8…リカレント教育体制

基準3 教育内容(介護全般)

基本的な観点(中項目)	
3-1	【必須】人権や尊厳などの価値に関する授業を行っていますか
3-2	個別の心身状況に沿った介護を行うために、「介護過程」「生活支援技術」などの専門科目においてどのような授業を行っていますか
3-3	専門職に必要な基礎的教養としての「人間と社会」、介護行為の根拠となる「こころとからだのしくみ」などの授業をどのように行っていますか
3-4	さまざまな対象者に応じた個別的なコミュニケーションの方法を習得させるために、どのような授業を行っていますか

基準3 教育内容(重点領域)

基本的な観点(中項目)	
3-5	認知症のある人に対する介護のための基本的知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか
3-6	ターミナルケアに必要な知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか
3-7	医療的ケアに関する専門的な知識・技術を習得させるために、どのような授業を行っていますか

基準4 教育方法

基本的な観点(中項目)

4-1	【必須】養成校の卒業時到達目標に沿った知識・技術の修得ができ、学修成果を確認できる体制をどのように作っていますか
4-2	養成校の卒業時到達目標を達成するためにどのようなカリキュラムを作り、それをどのように授業で行っていますか
4-3	それぞれの教育科目において、また、教育課程全体として、学生のアクティブラーニングはどのように行われていますか
4-4	関係施設の職員や介護関係(企業を含む)者や市民など、学外関係者との交流などを授業にどのように取り入れていますか。また、実習以外のインターンシップなど、特別の工夫を行っていますか
4-5	養成校の教育方法の向上を目指すために、特色ある独自の取り組みとして、どのような事を行なっていますか

基準5 教員の質向上

基本的な観点(中項目)

5-1	【必須】教員の外部研修・学会参加の機会をどのように確保・サポートしていますか
5-2	各教員の担当・適性に応じた授業技術向上をどのようにサポートしていますか
5-3	各教員の担当・適性に応じたクラス運営・学生指導のスキル・質向上をどのようにサポートしていますか
5-4	教員の資質向上の為に相互にサポートするチーム体制をどのように作っていますか
5-5	各教員の資質やその向上をどのように把握していますか
5-6	教員の資質向上のため、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準6 やりがい・キャリア形成等を醸成する教育

基本的な観点(中項目)

6-1	【必須】キャリア形成の仕組みを理解させるため、どのような取組みをしていますか
6-2	介護福祉士として働く意欲や、職業倫理・社会的使命についての個別面談をどのように行っていますか
6-3	就職への自覚や意欲を持たせる指導をどのように行っていますか
6-4	介護福祉を担う専門職の土台となる、社会人としての教養・一般常識・マナーなどをどのように伝えていますか
6-5	介護福祉士のやりがい・キャリア形成等を醸成する教育のために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか

基準5・6の課題

- 介護福祉士が専門職として人々から認知され、その地位を確立していくためには、社会的な必要性を自ら外部に働きかけることが必要である。
- そのためには、介護福祉士有資格者の介護教員自身が、職能団体である公益社団法人日本介護福祉士会の構成員であること(基準5:「教員の質向上」に相当)、
- また、学生が資格を取得したら入会を勧めること(基準6:「やりがい・キャリア形成等を醸成する教育」に相当)の評価項目が必要と思われる。

基準7 実習

基本的な観点(中項目)

7-1	【必須】実習に向けての事前準備と実習後のフィードバックをどのように行っていますか
7-2	実習巡回時に実習指導者と十分なカンファレンスの時間を取るために、どのような働きかけをしていますか
7-3	本人の適性に基づいた実習が行えるようにするためにどのような体制をとっていますか
7-4	施設や居宅など多様な暮らしの特性を学ばせるためにどのような実習体制をとっていますか
7-5	実習先の実習指導者との連絡調整会や研究会などをどのような方法、頻度で実施していますか
7-6	実習先との連携のために、特色ある独自の取組みとしてどのようなことを行なっていますか

基準8 リカレント教育体制

基本的な観点(中項目)

8-1	【必須】介護福祉士としての資質向上の責務や継続的な学習の必要性を、在学中にどのように指導していますか
8-2	卒業後の就労意欲の維持向上(離職防止)のために、どのような取組みを行っていますか
8-3	卒業生の知識・技術の向上のためにどのような取組みを行っていますか
8-4	卒業後の制度・施策、業界の動向に関する最新情報を提供するために、どのような取組みを行っていますか
8-5	卒業生と在学生の協力体制をどのように築いていますか
8-6	介護福祉士の専門的力量の向上のために、特色ある独自の取組みとして、どのようなことを行なっていますか
8-7	資格取得後のキャリア形成について、どのように授業に取り入れていますか。

基準8の課題

- ・リカレント教育体制を問う基準でありながら、卒業生以外の社会人が学ぶ機会を提供する体制について言及されていない。
- ・卒業生に対するフォローアップだけではなく、それ以外の介護福祉士や介護職等に対する教育は、社会的ニーズである。
- ・また、職場内研修の開催が困難な施設・事業所等の介護職員の、Off-JTとしての機能が期待される。

基準全体に関する見直し・課題

1. 中項目をオープンクエスチョンに統一する。
- ・すべての「基本的な視点」(中項目)は、単純なYES/NOでの回答にならないよう、オープンクエスチョンで尋ねることを基本とした。
- ・しかしながら、基準1・基準2の中項目すべてと、基準3-1、基準9-1～4は、クローズドクエスチョンになっている。
- ・例えば、基準1-1は「社会のニーズなどを踏まえた将来構想を持っていますか」であるが、本来は「どのような将来構想を持っていますか」とすべき。

基準全体に関する見直し・課題

2. 中項目の質問意図が、伝わっていない。
 - ・質問に対する回答がズレていることがある。
 - ・中項目の意図を伝えるための、表現方法を再検討する。
 - ・たとえば、基準3-1「人権や尊厳などの価値に関する授業を行っていますか」は、人権や尊厳を知識として教えるのではなく、「介護福祉の固有の価値“value”をどのように伝えるのか」を意図していた。

基準全体に関する見直し・課題

3. 現状の評価項目が、すべての教育活動ではない。(項目にない活動の評価→基準4-5?)
 - ・たとえば、
 - ① 学生の自主的な活動(課外活動、ボランティア等)に対する支援
 - ② 同窓会組織との連携
 - ③ 学生のメンタルヘルスに関する課題への対応
 - ④ 障害のある学生に対する配慮
- 等の項目はない。

パネルディスカッション ～ 第三者評価をいかに受審校の成果に結びつけるか ～

<コーディネーター>

大妻女子大学 名誉教授 川廷 宗之

<パネリスト>

第三者評価受審校

北日本医療福祉専門学校 豊嶋 由美子 様

YMC A 健康福祉専門学校 石川 晴美 様

あいち福祉医療専門学校 齊藤 隆司 様

評価調査委員

学校法人帝京科学大学 講師 福沢 節子

大阪保健福祉専門学校 介護福祉学科 学科長 藤原 孝之

○川廷 宗之副委員長

平成 25 年度から開始しました専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定は全体で 4 割程に普及しています。そして今後、専修学校の教育活動における評価をどのように行うのかが重要な課題となってきます。

評価には 2 つありますが、一つは内部評価です。学校の中で教育活動についてどう評価しているのか、教員の個々の授業評価をどのようにするか、卒業生の学修成果についての保証等、学校内部において PDCA サイクルで継続的に廻すことで改善していくシステムがあり実行されているかです。

そして、学校の内部評価が PDCA サイクルなどで継続的に改善していくシステムで実行されているのかをチェックするのが外部評価・第三者評価です。

学校内部できちんと内部評価が行われ、社会の変化に応じた学校運営や教育活動が計画され、そしてシラバス等の形で実行されているのかが問われています。また整備されていることにより専門学校の社会的認知度をあげていく事に繋がります。

更に、学校の内部評価がきちんと実行され、PDCA サイクルなどで継続的に改善していくかを評価するためには職業実践専門課程の認定校の第三者評価が大切になってきます

平成 26 年度から始まりました文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業」は 11 分野で第三者評価事業が試行され、私たち介護分野では 2 年間検討してきました「評価システム」を今年度 8 校で本番を想定して実施しました。今日は、受審校 8 校のうち最初に受審を申し込みされた 3 校の皆様と訪問調査を担当しました 2 名の評価調査委員でパネルディスカッションを行います。

①第三者評価を受審の目的について

○豊嶋 由美子様 北日本医療福祉専門学校

介護学科は平成 21 年から実施された新カリキュラムにより、各校の特色を出せるカリキ

ュラムになっていて更に厚生労働省指定施設ではない学科に比べると必修教科、専任教員の条件、教員研修会もあり、より専門的知識を学べる養成校になるように組まれています。また、学校運営についても都道府県の監査があり的確な運営がなされているかを評価・指導いただく機会がありますが、教育の質や専門性については監査・評価する機関がない状況です。

必修教科とそれに関する教科を立ち上げ、より専門的に学べるよう独自の体系的な教科課程を構築できることが新カリキュラムの特性になっていますが、自校が本当に質の高い学生、専門性のある生徒を育てる事ができているのか、しっかりやっている自己満足になっていないかなどの指標がほしい所でした。

本部からは評価結果によってはリスクもあり、受審に対しては必ずしも賛成ではなかったが、短い期間で報告書の作成を通じて専門教育機関としての方向性が見いだせるのではと考えて受審しました。

さらに介護福祉科の生徒の低迷の中、認定校の指定や第三者評価等先駆的な事業に取り組んでいる学校として広報や生徒募集に結び付けたい。

○石川 晴美様 YMCA健康福祉専門学校

東京YMCA医療福祉専門学校の校長先生からの勧めで受審がきっかけです

短期間で膨大な資料が提出できるのか不安からスターしましたが、報告書の作成過程でいろいろな点で課題が見えてきて、受審して事が良かったと感じています。

認定校ですので文科省の定められていることがきちんと実施していると、自負はありましたが、定められたことを実施しているだけで十分なのか、不足な個所はないのか、自己満足ではないのかなど、教員側には不安もあり、そのことを整理して、現在の学校の状況を確認することが受審の目的でした。

○齊藤 隆司様 あいち福祉医療専門学校

養成校の役割は、質の高い介護福祉教育のみでなく、介護人材のすその拡大も重要な使命であると考えている、介護福祉分野に興味、関心が向く「魅力ある学校づくり」をはじめ、入学者確保に向けた取り組みが緊急の課題となっています。

本校としても、カリキュラムの創意工夫、体験入学の工夫、実習先との連携強化など多角的に展開しているが、反面これで十分なのか等自問している。今回の目的は次の4点を確認して受審しました。

- ①自己点検により教職員自ら自校の現状を明らかにする
- ②自己点検・自己評価を行うことにより今後取り組むべき課題を明らかにする
- ③第三者による「自校の評価」を客観的に受け止め、今後の介護福祉教育および募集活動に活用する
- ④本校の取り組み（介護福祉士養成校）を、社会に発信することで学んでみたい学校となる

②自己点検・自己評価報告書の作成や訪問調査についてお伺いします

○石川 晴美様 YMCA健康福祉専門学校

自己点検・自己評価報告書は基準毎にそれぞれ専門の担当者教務 学科長や統括教員が分担して作成した。項目の選択はそれぞれの担当者が選択し、併せてエビデンスを収取して作業をしました。

報告書作成過程で自校の特徴や弱い点等が解明され、次第に整理されてきた。特に改善を要する点などはそれぞれ異なる項目で記述しているのですが、どこかでリンクするなど共通化し、明確なることで課題の糸口が見えてきました。

訪問調査については学校の日常を観察していただくことで、生徒には当日の朝、また授業参観は担当が非常勤の先生でしたのでいつも通り指導をお願いしての日常を見学して評価していただきました。

○豊嶋 由美子様 北日本医療福祉専門学校

説明会での事務作業量の膨大さんに後ろ向き内なってが、、学内で検討を進め第三者評価を受審する体制を整え、報告証の作成は本部で学校運営に関わる部分、教育内容に関わる部分に於いては教員で作成していました。

実際の準備は3名の教職員を中心に行なった。教育理念や内部質保証に関する基準1, 2, 9, 10は教務、介護福祉教育に関する基準3, 6, 7, 8は介護福祉科学科長、教育方法と教員の質向上に関する基準4, 5は学科統括が担当し、各々の準備期間を経てまとめの作業を行いました。評価作業にあたり各教員の授業内容を確認し聞き取り調査や教材の提供についても各教員が積極的に協力・参加してスムーズの作成でき、質の高い教育を行うための自己研鑽の成果を見る事ができたと感じています。

常日頃から学校に関するることは学生に全てオープンにしていますので、今回の第3者評価の実施や訪問調査に関しては説明しています。

面談では学生は積極的に参加したいと希望があり各学年4名計8名が参加しました。

○齊藤 隆司様 あいち福祉医療専門学校

報告書のボリュームは多かったが、調査項目は介護分野に特化した項目なので、私たちが日常実施していることを「見える化」することで作業しやすかった。また、自校の学校の現状や自己点検で学校の理念や目的等の大項目について教務課などの他の職員や他の学科教員と交流・連携して話し合いができたことはよかったです。

訪問調査では、私たちの日常的に何気なく実施している教育活動、自分たちでは気づかなかつた点が評価委員の方の視点では長所・特徴として評価されることにより、張り合いや自信につながり収穫がありました。

また調査項目は選択制になっていたので、報告書作成段階で自分たちに都合が悪い、苦手な項目は避けてしまうので、その選択の段階で自校の弱点・課題が明確になっていくなど、自己点検をすることで見えてきたことも沢山あったと思いました。

○福沢 節子評価調査委員

報告書の作成やそれと関連した資料の収集などご苦労様でした。評価を受審する学校も大変ですが、評価する側も短期間で提出された報告書を熟読し分析し、訪問担当者で事前打ち合わせをして学校に伺うのですが、現実的には、中々全員が集まって打合せが出来ない状態での訪問調査の実施となっています。

いずれの学校も大学と異なり専門学校の良さは、教育の木目細かさ、一人ひとりの適性に応じた指導などいざれも感じられることです。

専門学校における第三者評価は、評価はランク付ではない、学校の特徴や優れた点、努力している事項などを引き出すことに視点を当て実施しています。

教育活動で不足していることを取り上げるのではなく学校の特徴を引き出すことを重点にしています。

評価報告書（案）を送付したばかりですが、今後、③第三者評価の受審による効果についてと今後の活用についてお話願います

○齊藤 隆司様 あいち福祉医療専門学校評

価報告書（案）をいただきて、改善点等も記載されているので自分たちでは気づかない点やこの改善点が第三者の視点から明らかになったこと。特に、改善点では自分たちですぐに実施できるなど、改善するための「気づき」「見える化」されたことです。
養成校の社会的使命・役割をどのように発信アピールするのが難しいのですが、高校訪問時の学校紹介の折にも自校の特徴が記述されているので学内共通の情報のツールとして使用できると考えています。

○石川 晴美様 YMCA健康福祉専門学校

先ほども報告しましたが、教員が個々で課題としていたことが、どこかでリンクし共通した課題・問題点として明確なることで糸口が見えてきたところです。

○豊嶋 由美子様 北日本医療福祉専門学校

自己評価報告書を纏める過程で答えにくい点や文章作成で具体的に表現できない点等既に本校の弱点や課題が浮かび上がってきました。課題が明確になることで、自分たちの行ってきた教育活動の自信になったと感じています。
今後の活用としては、教育課程編成委員会を年2回開催しているので評価報告書の内容を各教員の教科内容の検討や、教員の研修などに専門性の更なる向上に向けPDCAサイクルで改善に活用していきたい。

○藤原 孝之評価調査委員

昨年度は私の学校も第三者評価を受審し、今年度は評価する側で学校訪問しました。最近のニュースで介護福祉の入学者の状況が前年比46%と報じられ、介護業界の厳しい現

実があります。第三者評価で専門的で高い教育質内容を実践している学校として評価された実績・選ばれる学校として広報活動にどのように活用していくかをお聞かせ願います。

○豊嶋 由美子様 北日本医療福祉専門学校

生徒募集で高校生に職業認定校を説明しても中々理解してもらえない、更に職業認定制度が高校の進路指導先生も知らないのが現状です。

大学では第三者評価を実施していることは浸透しているので、専門学校でも第三者評価を受審したことから少し反応がみられています。

先日、学校関係者評価委員会でも第三者評価の結果はどうあれ、受審すること、学校の情報を開示することは社会的評価が高いと言われました。今後生徒募集の活用を検討したい。

○石川 晴美様 YMCA健康福祉専門学校

高校生に関しては北日本医療福祉専門学校と同じ状況です。保護者や高校教員に対するアピールでは活用できると考え検討しています。

地域活動の一環で障がいの方、福祉、養護施設や地域の団体と一緒に「バリアフリーのコンサート」を開催している活動を高く評価していただきましたので、高校生もボランティア参加しているので、この点も高校に対するアピールとして活用していきたい。

○齊藤 隆司様 あいち福祉医療専門学校

第三者評価は評価と別に、自分たちの日々の業務改善の指標となります。

また、先ほど話しましたが高校訪問は全校的に行うので、訪問担当者が「第三者評価報告書」を基に教育内容が説明できるツールとして活用できます。

○藤原 孝之評価調査委員

私の学校でも高校の先生と接点が取れないのが現状ですが、今回調査訪問した学校では地域の福祉イベントでの連携の事例などが参考になりました。また、この第三者評価を自校は専門的質の高い教育を実践していることのアピールできるツールとして活用してください。

○福沢 節子評価調査委員

永嶋先生の講演で評価項目の選択について説明がありましたが、皆様が項目を選択した理由、また、何故選択しなかったかをお聞かせ願います。

○石川 晴美様 YMCA健康福祉専門学校

担当者が項目を選択し、期間が短いので、項目を検討してエビデンスまで揃っている項目を優先選択しました。またアピールしたい・特徴が出せる項目を選択しました。

○齊藤 隆司様 あいち福祉医療専門学校
現在取り組んでいる項目を選択しました。

○豊嶋 由美子様 北日本医療福祉専門学校
自分の得意分野を選択しました。

まとめ

○川廷 宗之副委員長

第三者評価・外部評価をオープンすることで得られる社会的信用は大きいと思います。また、第三者受ける過程で行う自己点検・自己評価で自分たちが何をすべきが明確になってきたり、更に自校の特徴や弱点が浮き彫りになってくることで、自ら学ぶことができる事も大きな意味があるということでしょう。

まだ、全体として評価システムを整理していかなければならない課題はあります。今後、評価の結果をいかに活用するか、どのように公表するかなどなどです。しかし、反面各学校が築きあげてきた特徴ある学校運営や教育内容のノウハウが、外部に漏れる心配もあります。

今後は第三者評価事業により介護養成校全体の向上や水準のアップに繋げていくシステムの確立を目指していきたいと考えています。更に、今回受審する側でしたが、時には他校を評価することは、教員の勉強になりますし、教員同士が相互に交流することで教育活動は向上につなげていく事が出来ると考えています。

忙しい中、第三者事業に協力をいただきありがとうございました。